

令和5年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント

制 定	平成23年4月1日付け 22 経営第 7134 号
一部改正	平成23年9月1日付け 23 経営第 1664 号
一部改正	平成24年4月6日付け 24 経営第 62 号
一部改正	平成25年6月19日付け 25 経営第 1031 号
一部改正	平成26年6月16日付け 26 経営第 956 号
一部改正	平成27年6月30日付け 27 経営第 876 号
一部改正	平成27年9月30日付け 27 経営第 1604 号
一部改正	平成28年6月15日付け 28 政統第 424 号
一部改正	平成29年7月20日付け 29 政統第 717 号
一部改正	平成30年6月21日付け 30 政統第 567 号
一部改正	令和元年5月30日付け 元政統第 210 号
一部改正	令和元年9月18日付け 元政統第 842 号
一部改正	令和2年5月28日付け 2 政統第 455 号
一部改正	令和2年12月25日付け 2 政統第 1570 号
一部改正	令和3年4月26日付け 3 政統第 242 号
一部改正	令和4年5月13日付け 4 農産第 670 号
一部改正	令和5年6月14日付け 5 農産第 1118 号

農 林 水 産 省 経 営 局 経 営 政 策 課 長 通 知

経営所得安定対策等実施要綱（令和5年4月27日施行）	具体的な運用のポイント
<p>I 趣旨</p> <p>経営所得安定対策及び水田活用直接支払交付金（以下「経営所得安定対策等」といいます。）の交付に関する手続については、本実施要綱に定めるところにより行うことにします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各手続について時系列で整理すれば、別添「経営所得安定対策等に係る手続の概要」のとおり。 本通知において「地方参事官等」とは、都道府県に駐在する地方参事官及び地方調整官並びに経営所得安定対策等の担当職員（都道府県に駐在する地方参事官又は地方調整官が担当する特定の区域以外の区域においては、地方農政局の生産部、北海道農政事務所の生産経営産業部又は沖縄総合事務局の農林水産部。以下「地方農政局生産部等」という。）をいう。
<p>II 経営所得安定対策等の普及・推進等</p> <p>1 経営所得安定対策等の交付事務を円滑に実施するため、都道府県・市町村等地域段階において、農業再生協議会を活用し、行政と農業者団体等が連携した取組を進めることにします。 （注）農業再生協議会の運営方法などの細則については、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26 経営第3569号農林水産事務次官依命通知）において定めます。</p> <p>2 都道府県段階では、地方農政局、北海道農政事務所又は沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」といいます。）が、都道府県や都道府県農業再生協議会と連携して、管内市町村、農業協同組合（以下「農協」といいます。）、地域農業再生協議会等の市町村段階の関係機関に対して経営所得安定対策等の趣旨、内容の周知等の活動を行います。</p> <p>3 市町村段階では、地方農政局等が、地域農業再生協議会を構成する市町村、農協等の関係者と連携し、地域の実情に応じて、各種説明会や農協の地区別懇談会等を活用し、経営所得安定対策等の趣旨、内容の周知等の推進活動を行います。</p> <p>4 地方農政局等は、経営所得安定対策等の実務や推進活動が円滑に進められるよう、地域農業再生協議会と相談して、経営所得安定対策等に係る年間スケジュールを作成します。これを基に、地域農業再生協議会は経営所得安定対策等の計画的な取組を進めるとともに、地方農政局等は、年間スケジュールに即した取組を行う地域農業再生協議会に対して、指導・助言を行い</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県段階では、地方参事官等が、都道府県や都道府県農業再生協議会と連携して、周知等の活動を行う。 市町村段階では、地方参事官等が、地域農業再生協議会を構成する市町村、農協等の関係者と連携し、地域の実情に応じて、推進活動を行う。 地方参事官等は、地域農業再生協議会と相談して年間スケジュールを作成するとともに、必要に応じて、地域農業再生協議会に対して指導・助言を行う。

ます。

III 交付申請手続

1 交付申請書等の配布

(1) 農業者の申請手続が円滑に進むようにするため、地域農業再生協議会は、「経営所得安定対策等交付金交付申請書」（様式第1号。以下「交付申請書」といいます。）及び「水稻生産実施計画書兼営農計画書」（様式第2号。以下「営農計画書」といいます。）を農業者に配布します。

(2) 様式第2号で示している営農計画書は参考様式ですので、経営所得安定対策等の運営に必要な情報が把握できるものであれば、水稻共済細目書異動申告票との一体化様式などを使用することができることにします。

- ・ 前年度に経営所得安定対策等に参加していた者に対しては、地域農業再生協議会が、必要に応じて地方参事官等の協力を得て、前年度の加入者データを印字した「交付申請書」（様式第1号）及び「営農計画書」（様式第2号）等を送付する。このため、地方参事官等は、前年度の加入者データが保存された交付金算定システムを補完するシステム（以下「申請書入力システム等」という。）のデータをあらかじめ地域農業再生協議会に送付する。
- ・ 申請書類の事前配布の際には、必ず「経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項」（様式第1号別紙）が行き渡るようにする。
- ・ 「営農計画書」（様式第2号）は、必要な情報が把握できるものであれば、事務の簡素化・効率化のため、これまでに使用した様式を使用してもよい。ただし、地方参事官等が、対象畑作物の生産予定面積、作付面積の合計を確認できるようにする必要がある。

2 交付申請書・営農計画書の提出

(1) 経営所得安定対策等の交付金の交付を受けようとする農業者（以下「交付申請者」といいます。）は、交付申請書及び営農計画書を作成し、生産年の6月30日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

なお、交付申請者は、経営所得安定対策等の交付金の交付申請に当たって、「経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項」（様式第1号別紙）により次の事項を誓約していただきます。

① 経営所得安定対策等の交付金に関する申請書、報告書の写し、出荷・販売に関する契約書及び販売伝票等の関係書類の提出や、経営所得安定対策等立入調査実施要領（令和4年3月25日付け3農産第3569号農林水産省農産局長通知）に基づく立入調査において、地方農政局等から求められた質問への回答や物件の提出等には、交付金を受給している限りは、それに応じること。

また、営農計画書に記載した対象作物について、は種、肥培管理、収穫、品位調製、出荷等の各段階において、サンプル採取や関係書類の提出を地方農政局等から求められた場合には、そのことが無通告であってもそれに応じること。

② 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類について、交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出すること。

③ 以下の場合には、交付金が交付されないこと又は交付金を返還することに異存はないこと。

ア 交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合

イ 正当な理由なく、営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていないことが判明した場合

ウ 営農計画書に記載した交付対象作物について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、適切な作付け・肥培管理・収穫等（以下「適切な生産」といいます。）が行われていないことや、正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと、その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合

エ 必要書類が保管されていないため、交付金の交付要件を満たすことが確認できない場合や必要書類が保管されていたとしてもその提出を拒む場合

オ 地方農政局等による立入調査に応じない場合又は同調査において、虚偽の回答等を行った場合

(2) 交付申請書には、交付申請者の住所、氏名を記入するほか、交付申請する交付金を選択します。また、営農計画書には、水稻用途別作付面積、畑作物の直接支払交付金の対象畑作物の生産予定面積及び対象作物ごとの作付面積等を記入してください。

なお、当年産において一つのほ場で複数回の作物の作付けを行う場合、基幹作として作付

- ・ 提出を受けた地方参事官等又は地域農業再生協議会は、各交付申請者毎に必要な書類が揃っていることを確認する。
- ・ 提出を受けた地方参事官等又は地域農業再生協議会は、「交付申請書」（様式第1号）及び「営農計画書」（様式第2号）に必要な事項が記入されていることを確認し、担当者記入欄に署名する。
- ・ 郵送で提出されるものについては、消印の日付が申請等期限までの日付となっていればよい。

- ・ 地方参事官等は必要に応じて地域農業再生協議会の協力を得て、交付申請者に対して、「営農計画書」（様式第2号）における必要事項（「水稻用途別作付面積欄」、「畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の面積払に係る生産予定面積欄」など）を周知し、その記入内容について指導する。

けを行う作物（一つのほ場当たり一つの作物のみ）及び二毛作として作付けを行う作物が分かるように記入してください。ただし、主食用水稲の作付けを行う場合、主食用水稲以外の作物は二毛作として扱います。

（注）交付申請書等に、住所、氏名など既に国に登録してあるデータが印字されたものが配布されている場合であって、内容に変更等があるときは訂正して提出してください。

（3）農協、集荷業者、農業法人等の団体（以下「農協等の団体」といいます。）が、農業者の交付申請書及び営農計画書を取りまとめる場合は、取りまとめた交付申請者に係る交付申請者別の畑作物の直接支払交付金の対象畑作物の出荷契約数量が分かる一覧表など（IVの第1の1の（2）の②のアの（イ）を参照してください。）を添付の上、生産年の6月30日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

一方、農協等の団体に交付申請書及び営農計画書の取りまとめを委託しない交付申請者において、畑作物の直接支払交付金の対象畑作物に係る需要者との販売契約の写し等を提出することになります。

（4）交付申請者が、次のいずれかに該当する場合は、それぞれの場合に記載されている書類を、交付申請書に追加して提出していただきます。

なお、①から③までについて、前年度までに提出された書類の内容に変更がない場合は、提出を省略することができます。

① 集落営農については、規約と共同販売経理を確認できる書類

・ 集落営農の規約の写し、構成員名簿の写し、集落営農（代表者）名義の預金通帳の写し、総会資料等

② 前年度までに経営所得安定対策等に参加していなかった者、加入していた者のうち振込口座を変更する必要がある者及びブロックローテーションの維持や産地単位でのまとまった戦略作物等への作付転換の推進等を理由に、その取組の代表農業者等（代理人）に交付金の受領の権限を委任する者においては、「経営所得安定対策等交付金振込口座届出書兼口座名義人に対する委任状」（様式第3号。以下「交付金振込口座届出書兼委任状」といいます。）

③ IVの第1の1に定める畑作物の直接支払交付金又は収入減少影響緩和交付金の交付を受けようとする者については、交付対象者であることが確認できる書類

・ 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」といいます。）第23条第7項に規定する特定農用地利用規程で定められた同条第4項に規定する特定農業法人（以下「特定農業法人」といいます。）を除きます。）にあっては、農業経営改善計画認定書の写し

・ 特定農業法人又は基盤強化法第23条第7項に規定する特定農用地利用規程で定められた同条第4項に規定する特定農業団体（以下「特定農業団体」といいます。）にあっては、特定農用地利用規程認定書の写し及び当該特定農用地利用規程の写し

・ 集落営農（特定農業団体を除きます。）にあっては、①の書類

・ 認定新規就農者にあつては、青年等就農計画認定書の写し

なお、集落営農（特定農業団体を除きます。）については、市町村が「経営所得安定対策への加入を希望する集落営農の一覧」（様式第5号）を作成して地方農政局等に提出することとします。

④ 畑作物の直接支払交付金の対象畑作物のうち麦、大豆及びそばについて、農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づく農産物検査（以下「農産物検査」といいます。）によらない品位等区分の確認（以下「品位等区分の確認」といいます。）を受けようとする者については、次の書類

・ 提出を受けた地方参事官等又は地域農業再生協議会は、は種前契約や出荷契約が締結されていることを確認する。

・ 提出を受けた地方参事官等又は地域農業再生協議会は、自家加工で販売する場合や、直売所等で販売する場合は、原料農産物使用計画、商品の加工販売計画等の数量が、最近の原料使用量等からみて妥当かどうかを確認する。

・ 経営所得安定対策等推進事業実施要綱別紙2の第2に掲げる一括申請の取組を行う生産出荷団体については、事務委託契約の内容が分かる書類（契約書の雛形等）及び事務委託契約を締結した農業者の一覧表を地方参事官等に提出してもらう。

・ 地方参事官等は、「交付金振込口座届出書兼委任状」（様式第3号）の記載内容が添付された「通帳表紙裏ページ」の写しと相違ないことを確認する。

なお、ネットバンク又は一般の金融機関で通帳を発行せずに、ネットで取引できるサービスを利用する交付申請者は、サービス開始時に当該金融機関から送付されるキャッシュカードに同封された口座番号等の情報が記載された用紙のコピー又はパソコン・携帯電話等の上記情報が表示されている画面の画像等の写しを提出してもらうことでも可とする。（用紙にログインパスワードや個人番号など、個人情報に記載されている場合は、当該部分をマスキングしてもらい、あくまでも『金融機関名、預金種目、口座名義、口座番号、金融機関の支店番号』のみをコピーしてもらうこと）。

・ 地方参事官等は、集落営農については、通帳の写しや総会資料（決算書類など）により、組織としての共同販売経理が行われていることを確認する。

・ 交付申請者が前年度までに経営所得安定対策等に参加していた場合、当該交付申請者に係る①の集落営農の規約と共同販売経理を確認できる書類及び③の畑作物の直接支払交付金又は収入減少影響緩和交付金の交付対象者であることが確認できる書類（以下「追加提出書類等」という。）について、当年度の確認が前年度までの交付申請時に提出された追加提出書類等によって確認することができる場合は、前年度までの交付申請時に提出された追加提出書類等によって確認することができるものとする。

なお、この場合、地方参事官等は、追加提出書類等の変更がない交付申請者が確認できる一覧表等を作成し、原則として、書類の保存期間（5年）満了時に当該交付申請者に追加提出資料等の提出を求めた上で、一覧表等を更新するものとする。

・ 地方参事官等は、「交付金振込口座届出書兼委任状」（様式第3号）の提出があり、交付金の受領に関する一切の権限を代理人に委任している場合、ブロックローテーションや産地単位でのまとまった戦略作物等への作付転換の推進等に取り組んでいる農家やグループの代表者となっていること及び参加する農家の一覧表、対象地域の作付予定図などにより、一定の地域的なまとまりを持った取組であることを確認する。

・ 地方参事官等は、取組内容が適当と認められる場合には、「交付金振込口座届出書兼委任状」（様式第3号）に記載された代理人の口座情報を交付金算定システムに登録する。

・ 市町村からの協力が得られる場合には、交付対象者であることが確認できる書類について、市町村からの「認定状況一覧表」（別紙参考様式第2号）の提出によって、これに代えることができる。

・ 特定農用地利用規程の認定書の写しには、加入申請をした特定農業法人名又は特定農業団体名が記載されていないことから、当該特定農用地利用規程の写しにより当該特定農業法人名又は当該特定農業団体名を確認する。

・ 地方参事官等は、市町村から提出された「経営所得安定対策への加入を希望する集落営農の一覧」（様式第5号）と「交付申請書」（様式第1号）の認定状況欄とを突合する。

・ 地方参事官等は、農産物検査によらない品位等区分の確認（以下「品位等区分の確認」という。）を希望する者から必要書類の提出があった場合には、書類の不備等がないか確認の上、その写しを地方農政局等へ速やかに提供する。

① 「品位等区分の確認に関する申出書」（様式第12-1号）

② 「品位等区分の確認に係る承諾書」（様式第12-2号）

- ・ 品位等区分の確認に関する申出書（様式第12—1号）
- ・ 品位等区分の確認に係る承諾書（様式第12—2号）

次の事項が分かる資料が添付されているかを確認すること。

- ・ 品位等区分の確認方法
- ・ 品位等区分の実施体制
- ・ 品位等区分の確認に必要な機械器具等の整備状況
- ・ 1年間における処理能力

なお、上記の事項を確認するために必要がある場合には、追加書類の提出や別途説明を求めるものとする。

《品位等確認主体への現地確認等》

- ・ 地方農政局等は、品位等区分の確認に係る関係書類を受領後、品位等確認主体としての適格性を確認するため、速やかに書類審査及び現地確認により事前確認を行う。この場合には、品位等確認主体における品位等区分の確認方法、品位等区分の実施体制、品位等区分の確認に必要な機械器具等の整備状況、1年間における処理能力等が適当であるか否かについて確認するものとする。
- ・ また、交付金の交付後、品位等確認主体における品位等区分の確認が適正に実施されたかを確認するため、生産年の翌年の4月30日までに書類審査及び現地確認により事後確認を行う。この場合には、品位等確認主体における品位等区分の確認に係る確認請求の受付、確認結果の通知、記録帳の整備・保存状況その他の業務実施状況からみて品位等区分の確認が適切に実施されていたかについて確認する。
さらに、地方農政局等に提出された販売伝票等に記載された実需者に対して、直接訪問若しくは電話やメール等を活用し、聴取の協力を依頼した上で、実需者が買受した対象畑作物の品種・数量・品質等に疑義がないことを確認する。
- ・ 現地確認を行うに当たっては、品位等確認主体と事前協議（日程調整等）を行い、確認対象日等を決定の上行うこととする。

3 申請書類の受付

(1) 地域農業再生協議会は、2の(1)により交付申請者から提出された交付申請書及び営農計画書の写し、2の(4)により追加で提出された書類を取りまとめ、

- ① 畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金の交付申請者の分については、原則として生産年の6月30日までに
- ② 水田活用直接支払交付金のみの交付申請者の分については、生産年の7月31日までにその基礎データと併せて、地方農政局等に提出します。

(2) 地域農業再生協議会は、生産年の7月1日現在の交付申請者ごとの営農計画書の内容を「経営所得安定対策等交付金の対象作物等の地域別作付計画面積報告書」（様式第6号）に取りまとめて、生産年の7月31日までに地方農政局等に報告してください。

- ・ 地域農業再生協議会は、交付申請者から提出された交付申請書等の内容を確認した上で、地方参事官等から送付された申請書入力システム等の前年度のデータと照合しつつ、申請書入力システム等に申請者情報を入力し、そのデータを交付申請書等とともに地方参事官等に提出する。
- ・ 地方参事官等は、支払業務が計画的に進められるよう、例えば一定程度の分量を取りまとめて報告するよう指導するなど、地域農業再生協議会に対して主体的に協力する。
- ・ 交付申請者が直接、地方参事官等に「交付申請書」（様式第1号）等を提出した場合は、交付申請書等を受領した上で、「営農計画書」（様式第2号）の写しをとり、その(正)と交付申請書等の写しを地域農業再生協議会に送付するなど、連携して対応する。
- ・ 交付対象面積の確認に必要な書類は、原則として地域農業再生協議会止まりとする。

【参考】

別紙1「水田活用の直接支払交付金の交付対象農地」（抜粋）

2 交付対象水田の範囲

- (1) 前年度において水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に該当したものの。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。
- ③ 平成30年度以降3年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年度も作付けが行われないことが確実な農地
ただし、次に掲げる場合を除きます。
ア 人・農地プランにおいて近い将来農地の出し手となる者の農地（平成25年度以前において、地域の中心となる経営体に集積する農地として位置付けられたものを含みます。）として位置付けられたもの
イ その他現在の利用形態を当面維持する必要があると地方農政局長等が認めたもの
ウ 農地中間管理権が設定されたもの
- ④ 令和9年度以降、過去5年間連続して水稻の作付けが行われていない農地
ただし、次に掲げる場合を除きます。

(交付対象水田を明確化した水田情報（水田台帳等）の整理)

- ・ 実施要綱別紙1「水田活用の直接支払交付金の交付対象農地」の3の(1)に基づく水田情報の整理について、地域農業再生協議会は、農業者ごとの「営農計画書」（様式第2号）、水田台帳、水稻共済細目書を用いて整理を行い、7月31日までに地方参事官等に報告する。
- ・ 調整水田等の不作付地の改善計画の達成予定年を過ぎても不作付地のままとっている水田及び平成30年度以降、3年間連続して不作付地となり、その翌年度も作付けが行われないことが確実な水田については、実施要綱別紙1「水田活用の直接支払交付金の交付対象農地」の2の(1)の③に掲げる場合を除き、交付対象水田から除外することになるが、米の生産数量の基礎となる水田面積として整理しておく必要がある場合は、引き続き水田情報として整理しても構わない。ただし、水田情報の中で交付対象水田とそれ以外の水田を明確に区分する必要がある。
なお、現在の利用形態を当面維持する必要がある場合の考え方は、従来の改善計画の考え方も踏まえ判断することとする（例：ビオトープ、鳥獣害を防止するための緩衝帯、水稻の育苗ハウス等）。この規定を適用しようとする場合は、地域農業再生協議会、市町村又は農業者が、現在の利用形態を当面維持する必要があることについて生産年の9月30日までに地方農政局長等に対して「水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について（申請）」（別紙参考様式第21号・別紙参考様式第22号）により承認申請するものとし、農業者が申請する場合は、地域農業再生協議会を経由して申請するものとする。その際、当該農地の直近3年間の利用形態も報告するものとする。また、土地改良事業が行われている水田や自然災害等のやむを得ない理由により一時的に作物が作付けができない水田については、不作付地とはみなさないこととする。なお、申請を受けた地方農政局等は「水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について（承認）」（別紙参考

ア 被災した農地、道路又は所要の用水を供給しうる設備が災害復旧事業（国又は地方公共団体の補助金等により施工される災害復旧事業をいいます。以下同じです。）の対象となり、水稻の作付けが困難であることが確認できること

イ 農業基盤整備事業等の対象となり、水稻の作付けが困難であることが確認できること

なお、次の全てに該当する場合は、水稻の作付けが行われたものとみなします。

ア たん水管理を1か月以上実施したことが確認できること

イ 連作障害による収量低下が発生していないことが確認できること

⑤ 別紙14「畑地化促進助成について」の1の(1)及び別紙21「畑地化促進事業（畑地化支援及び定着促進支援）の交付対象となる取組等について」の1の(1)に規定する取組の対象となる農地に規定する取組の対象となる農地

(2) (1)のほか、水田活用の直接支払交付金の交付に当たって、新たに整理する必要がある水田等がある場合には、次の①から④までのいずれかに該当するもの。ただし、⑤のAからCまでのいずれかに該当するものを除きます。

① これまで米の生産数量目標の配分を行っていないこと又は需給調整に参加しないこと等により水田情報に掲載されていなかった水田等のうち、前年度において、

ア 水稻の作付けが行われた水田

イ 水稻以外の作物作付けが行われ又は農地として良好な状態で管理されていた水田等

に該当するもの

② 前年度から当該年産までに水稻の作付けが可能となった土地であって、次のいずれかに該当するもの。

ア 水田が公共的事業の用地に供されることとなったことに伴い、その補償の一環として行われた開田

イ 自然災害等により被害を受けた水田の復旧に代えて行われた開田

ウ 耕作放棄地再生利用緊急対策（耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいいます。）及び荒廃農地等利活用促進交付金

（荒廃農地等利活用促進交付金実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2202号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいいます。）等の対象となった水田で、水田機能が復帰・再生されたものうち、地方農政局長等が認めたもの。

③ 農地中間管理機構が行う事業の対象となった水田で、農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けたもの（ただし、農地を所有者自ら農地中間管理機構から借り受けた場合、農地を農地中間管理機構に貸し付けられる以前に利用権を有していた者が再び農地中間管理機構から借り受けた場合等を除きます。）

④ 上記のほか、担い手への集積、低コスト化等、水田フル活用に資することを条件に交付金の交付が適当と認められる農地であって、地方農政局長等が認めたもの（個人単位又は都道府県・地域農業再生協議会単位で交付対象水田の面積が増加しない範囲で、新たに交付対象水田として整理しようとする農地を含みます。）

様式第23号)により承認するものとする。

・ 実施要綱別紙14「畑地化促進助成について」の1の(1)に規定する取組の対象となる農地については、7月1日付けで交付対象水田から除外する。

・ 地域農業再生協議会から交付対象水田が増加しない範囲での整理(いわゆる田寄せ・畑寄せ)の相談があった場合には、実施要綱別紙1「水田活用の直接支払交付金の交付対象農地」の2の(2)の④により対応することとし、具体的な事案が発生したときは、地方参事官等が本省と相談の上対応する。

・ 地方参事官等は、立入調査の準備の一環として、年度当初における地域農業再生協議会との打合せの機会等を利用して、農業者の交付対象水田の整理状況を一定程度抽出して把握する。

・ 地域農業再生協議会は、高収益作物畑地化支援及びその他畑地化支援に係る取組を実施したことで、交付対象水田に該当しなくなった農地について、実施要綱別紙1「水田活用の直接支払交付金の交付対象農地」の3の(1)に基づく水田情報の整理と併せて、「畑地化支援による交付対象農地からの除外農地一覧」(別紙様式23号)により毎年度整理するものとする。

・ 地域農業再生協議会は、実施要綱別紙1の2の(1)のただし書きに該当したことにより、農地が交付対象水田から除かれた場合は、当該農地の所有者に対しその旨を周知することとする。また、当該農地の所在地の農業委員会にもその旨を情報提供することとする。

・ 地域農業再生協議会は、本交付金は交付対象水田における作付けが対象であることについて、農業者への周知に努めることとする。

(たん水管理及び水田機能の確認について)

・ 水張りの時期については具体的な時期の指定はないため、水張りの順番や期間は、現場で十分に検討したうえで実施する。

・ たん水管理が十分になされていることを確認するため、水張りの確認は、たん水期間中に1か月以上あけて2回実施し、それぞれの時点でたん水されていることを確認することとする。

・ 水田機能の確認は、地域農業再生協議会において実施することとする。確認の時期については、令和4年度以降の5年間に1回、地域における輪作体系を踏まえ、適切なタイミングで実施する。

(連作障害の発生の確認について)

・ 連作障害による収量低下の有無の確認方法として、毎年度、水田台帳の整理時に交付対象水田の要件確認を行う際に、当該ほ場において、①過去5年間の収量の推移や病害虫の発生状況等、②過去5年間の収量と、近傍のほ場における収量及び作期がおおむね同等の同一作物の生育状況との比較により、連作障害が発生していないかを、地域や作物等に応じて、適切かつ十分に確認する。

(収量は、客観的に確認できる書類により確認すること。困難な場合は、農業者等が作成した、ほ場ごとの収量の推移や病害虫の発生状況等に係る記録により確認すること。)

⑤ 交付対象水田に該当しない土地

ア 新規開田地（新規開田地とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）附則第2条第1項に規定する新規開田地等をいいます。）に該当するもの（②、③又は④に該当するものを除きます。）

イ 現況において非農地に転換された土地、転換されることが確実と見込まれる土地その他畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けを行うことが困難な農地として2の（1）の②に該当するもの

ウ 再生利用交付金の交付対象となった農地

エ 平成30年度以降3年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年度も作付けが行われないことが確実な農地

ただし、次に掲げる場合を除きます。

- ・ 人・農地プランにおいて近い将来農地の出し手となる者の農地（平成25年度以前において、地域の中心となる経営体に集積する農地として位置付けられたものを含みます。）として位置付けられたもの
- ・ その他現在の利用形態を当面維持する必要があると地方農政局長等が認めたもの
- ・ 農地中間管理機構が行う事業の対象となった水田で、農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けたもの（ただし、農地を所有者自ら農地中間管理機構から借り受けた場合及び農地を農地中間管理機構に貸し付けられる以前に利用権を有していた者が再び農地中間管理機構から借り受けた場合を除きます。）

オ 令和9年度以降、過去5年間連続して水稻作付けが行われていない農地

ただし、次に掲げる場合を除きます。

(ア) 被災した農地、道路又は所要の用水を供給しうる設備が災害復旧事業の対象となり、水稻の作付けが困難であることが確認できること

(イ) 農業基盤整備事業等の対象となり、水稻の作付けが困難であることが確認できること

なお、次の全てに該当する場合は、水稻の作付けが行われたものとみなします。

(ア) たん水管理を1か月以上実施したことが確認できること

(イ) 連作障害による収量低下が発生していないことが確認できること

カ 平成30年度以降に産地交付金の畑地化の取組の交付対象となった農地、令和2年度以降に水田農業高収益化推進助成の畑地化の取組の交付対象となった農地、又は別紙14「畑地化促進助成について」の1の

(1) 若しくは別紙21「畑地化促進事業（畑地化支援及び定着促進支援）の交付対象となる取組等について」の1の（1）に規定する取組の対象となった農地

3 報告及び指導

(1) 地域農業再生協議会は、毎年7月1日現在で、当該協議会の水田情報において整理している全ての交付対象水田等の合計を「経営所得安定対策等交付金の対象作物等の地域別作付計画面積報告書」（様式第6号）により、地方農政局等に報告します。

(2) 地方農政局等は、地域農業再生協議会における交付対象水田の整理状況等について、作付面積の確認等を通じて把握し、必要な指導・助言を行います。

特に、2の（2）の②のウ、③及び④の対象となる農地の取扱いの判断に当たっては、地域農業再生協議会は地方農政局等に相談してください。

(3) 地方農政局等は、(1)の交付申請書等の内容を審査の上、その内容が適当と認められる場合には受理し、交付申請者ごとに「交付申請者管理コード」を付与するとともに、畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金の交付申請者ごとに「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード」を付与します。

(4) 地方農政局等は、交付金振込口座届出書等のシステム登録が終わり次第、交付申請者の登録情報(氏名、住所、交付申請の内容、交付金の振込口座、交付申請者管理コード等)を整理して、交付申請者に送付することにします。交付申請者は、登録内容(交付予定交付金を除きます。)に変更があった場合には、該当箇所及びその内容をあらかじめ地域農業再生協議会等に連絡した上で、訂正を行い、速やかに地方農政局等に提出してください。

(注) 交付申請者管理コードについては、前年度までに設定したコードをそのまま引き継ぐことにしているため、その要素となっている「地域協議会等管理コード(13桁)」は変更しないことを基本としますが、変更する場合には、地域農業再生協議会と地方農政局等との間で調整してください。

(5) 地方農政局等は、2の(4)の④の品位等区分の確認に関する書類等の内容を審査の上、その品位等区分の確認を行う者(以下「品位等確認主体」といいます。)が適当と認められる場合には、当該申請者に対しその旨を通知します。

- ・ 地方参事官等は、「交付申請書」(様式第1号)の内容確認について、必要に応じて地域農業再生協議会の協力を得て行う。
- ・ 地方参事官等は、申請者あての文書を「交付申請書」(様式第1号)に記載された住所以外の住所に送付する必要があるときは、「交付申請書」(様式第1号)の欄外又は任意の様式に、確実に配達される(連絡のとれる)住所、電話番号等を記載してもらう。
- ・ 「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード」の付与は、収入減少影響緩和交付金の交付申請者は必須とし、畑作物の直接支払交付金の交付申請者は任意とする。

(提出書類の補正について)

- ・ 「交付金振込口座届出書兼委任状」(様式第3号)のうち振込口座に関する情報について、印字された内容又は自ら記入した内容を訂正・補正する場合には、訂正・補正後の内容を訂正・補正箇所の周囲の見やすい部分に記載するとともに、訂正・補正の裏付けとなる書類を提出する。
- ・ 交付申請者から提出書類の補正の申出があった場合には、当該交付申請者の同意を得た上で、地方参事官等が当該交付申請者に代わって補正することができる。
その際、
 - ① 申出者が交付申請者本人であることを確認するため、交付申請者本人でなければ分からない事項(生年月日、交付申請者管理コード等)を照会する。
 - ② 交付申請者本人の同意を得たことを記録に留め、補正した書類とともに保存することとする。
なお、記録に留める事項は、同意を得た日時、補正の申出内容、本人確認の方法、対応した担当者名等とする。
- ・ 単なる地名の書き間違い(例えば、記載された住所が「群馬県」と書かれている場合)等、明らかに記載事項の間違いが分かる場合は、交付申請者本人の同意を得ずに提出書類を補正することができる。
- ・ 提出書類を補正したときは、速やかに、交付金算定システムに反映させる。

- ・ 地方参事官等は、「経営所得安定対策等交付金交付申請者登録通知書」(別紙様式第1号。以下「登録通知書」という。)を用い、交付金の交付前までに交付申請者へ送付する。
- ・ 地方参事官等は、引越し、承継等により管轄が異なる地域農業再生協議会での受け付けとなり、地域農業再生協議会コードを変更した場合は、変更された交付申請者管理コードが「登録通知書」(別紙様式第1号)に記載されていることを確認する。

(交付申請者情報のアダムス登録)

- ・ 地方参事官等は、交付申請者に係る申請内容を交付金算定システムに登録後、債主登録要求ファイルを実システムに送信する。アダムスⅡから受信した債主登録返却ファイルは自動で交付金算定システムに登録される。
- ・ 地方参事官等は、アダムスⅡとの連携前に、「登録通知書」(別紙様式第1号)に記載された内容と交付金算定システムから出力した確認用CSVファイルの内容に相違がないことを確認する。
- ・ 法の適用を受けて畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金の交付申請を行う者が、水田活用の直接支払交付金等の一般会計交付金の交付申請も行う場合、特別会計用と一般会計用の2つの債主コードが付与されるので、支払業務を行う際には、両コードを会計ごとに使い分ける必要がある。

- ・ 地方農政局等は、事前確認等(書類確認及び品位等確認主体への現地確認)を行った結果を、「品位等確認主体の確認完了通知書」(別紙様式第24号の1)又は「品位等確認主体の確認不可通知書」(別紙様式第24号の2)により、交付申請者に通知する。なお、通知結果について地方参事官等へ速やかに提供し、情報の共有を徹底する。

IV 各種交付金の手続き等

第1 経営所得安定対策

1 畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金

(1) 交付対象者

① 基本要件

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「法」といいます。)に基づき、次のア～ウのいずれかに該当する者を対

象として交付金を交付します。

ア 認定農業者

基盤強化法第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者又は特定農業法人のことで。

イ 集落営農

特定農業団体又は次の(ア)から(ウ)までの全ての要件を満たす委託を受けて農作業を行う組織（法人を除きます。）のことで。

(ア) 定款又は規約が定められていること

その記載事項として、

- a 目的
- b 構成員たる資格
- c 構成員の加入及び脱退に関する事項
- d 代表者に関する事項
- e 総会の議決事項
- f 総会の議決方法
- g 農用地の利用及び管理に関すること
- h 農業用機械及び農業用施設の利用及び管理に関すること

の全ての事項が記載されており、かつ、これらの記載事項の内容が

- i 構成員の加入及び脱退について不当な制約がないこと
- j 代表者についてその選任手続を明らかにしていること
- k 総会の議決事項について定款又は規約の変更その他の重要事項が議決事項とされていること
- l 総会の議決方法について構成員の参加を不当に差別していないことの全ての基準に適合するものであることとします。

(イ) 共同販売経理を行っていること

その組織が行う耕作に要する費用を全ての構成員が共同して負担しており、かつ、その組織が販売した農産物に係る利益を全ての構成員に対し配分していることとします。

具体的には、その組織の代表者名義の口座を設け、農産物の販売名義をその組織名義とし、農産物の販売収入をその口座に入金し、その利益の全部又は一部を全ての構成員に対し配分していることが必要です。

なお、その組織の費用負担については、その組織の取決めによることとなりますが、組織の構成員が共同で農業経営を行う実態が存在せず、形式的に組織の代表者名義の口座を設け、販売収入の全てを構成員に対し配分しているような場合には、共同販売経理を行っているとは認められません。

(ウ) 地域における農地利用の集積及び農業経営の法人化を確実にすると市町村から判断を受けていること

その組織が地域における農地の利用の集積を確実に行うと見込まれること、及び農業経営を営む法人となることが確実に見込まれることについて、市町村が確実に判断していることが必要となります。

ウ 認定新規就農者

基盤強化法第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者のことです。

② 環境との調和及び農地の有効利用に関する要件

ア 本対策は、農業の生産活動を長期的に持続させることを前提として、担い手の経営の安定を図ることにより、食料の安定供給を確保しようとするものであることから、交付対象者は、環境と調和のとれた農業生産の基準を遵守していることが必要です。具体的には、農薬及び廃棄物に関する法令の遵守に関する事項、たい肥その他の有機質資材及び肥料の施用に関する事項、有害動植物の防除に関する事項その他の事項の実施状況について、本対策に加入申請した者自らが点検を行っていることとします。

・ 市町村の独自基準の撤廃など、認定農業者制度の適切な運用については、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号 農林水産省経営局長通知）を参照。

・ 規約の作成例については、必要に応じ、「水田・畑作経営所得安定対策の対象となる集落営農組織の規約例及び課税の取扱いの周知について」（平成 20 年 9 月 5 日付け 20 経営第 3288 号 農林水産省経営局長通知）を参考にする。

・ 市町村判断については、「平成 27 年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について」（平成 26 年 11 月 14 日付け 26 経営第 2029 号 農林水産省経営局長通知）の第 3 による。

・ 交付対象者から交付申請書等の提出を受けた地域農業再生協議会又は地方参事官等は、「交付申請書」（様式第 1 号）の「⑨ ④環境と調和のとれた農業生産の実施状況」欄にチェックがなされていることを確認する。

イ 本対策は、農業の基礎的な生産基盤である農地を有効に利用することを前提として、担い手の経営の安定を図ることにより、食料の安定供給を確保しようとするものであることから、交付対象者は、その耕作の業務の対象となる農地のうちに、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地がないことが必要です。

なお、「耕作の業務の対象となる農地」とは、次の(ア)又は(イ)の経営面積に算入することができる田又は畑とし、「耕作の目的に供されないと見込まれる農地」とは、農地法（昭和27年法律第229号）第36条第1項の規定による勧告に係る農地とします。

(ア) その者（集落営農にあってはその構成員。aにおいて同じです。）が所有権又は使用収益権（以下「使用収益権等」といいます。）を有している田又は畑の面積ただし、a及びbの面積を除きます。

a その者が所有権を有している田又は畑であっても、他の者に対して使用収益権が年間を通じて設定されている田又は畑の面積

b 集落営農にあっては、共同販売経理の対象となっていない田又は畑の面積

(イ) その者（集落営農にあってはその組織）が委託を受けて農作業を行うことを約した契約であって次のaからcまでの全ての事項を約したもの（以下「農作業委託契約」といいます。）に基づき、他の者（集落営農にあってはその構成員以外の者。以下同じです。）から農作業の委託を受けた田又は畑の面積

a 受託者が基幹三作業を受託し、受託者自ら当該作業を行うこと

b その受託により生産した農産物を当該受託者の名義により販売すること

c その販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当すること

ウ イの(ア)又は(イ)の田又は畑の面積に関し、

(ア) 二毛作（生産及び販売を伴うものに限ります。以下同じです。）が行われている田又は畑については、表作と裏作を異なる者が行っている場合に限り、その面積をそれぞれの者の経営面積に算入することができるものとします。

(イ) 受託した基幹三作業のうちいずれか一つの作業を他の者に再委託することが、その受託した者の効率的な経営に明らかに資するものであるときは、その再委託する作業に係る面積を経営面積に算入することができるものとします。

エ イの(ア)の田又は畑の面積であっても、

(ア) 使用収益権等を有している者が農作業委託契約に基づき他の者に対して農作業の委託をした場合であって、かつ、

(イ) 当該農作業委託契約における受託者がイの(イ)の田又は畑の面積として経営面積に算入し、かつ、

(ウ) その委託をした者が当該農作業を委託した年において、当該農作業委託契約を締結した田又は畑に係る農産物の生産及び販売を行っていない

部分の面積については、当該委託をした者の経営面積に算入することはできないものとします。

・ 交付対象者から交付申請書等の提出を受けた地域農業再生協議会又は地方参事官等は、「交付申請書」（様式第1号）の「⑩ ㊟農地の有効利用の実施状況」欄にチェックがなされていることを確認する。

③ 交付対象者の要件を満たしておく時点

①及び②の要件は、畑作物の直接支払交付金の交付を受けようとする者にあつては（２）の②のアの交付申請をした時点において、収入減少影響緩和交付金の交付を受けようとする者にあつては（３）の②のイの交付申請をした時点において満たしておくこととします。

交付対象者の要件の確認については、原則として当年の６月３０日までにⅢの２の（４）の③に定める書類を地方農政局等に提出し、あらかじめ確認を受けることとします。

- ・ 交付申請期間の満了時（ゲタ：生産年の翌年の３月５日、ナラシ：生産年の翌年の４月末日）まで要件が満たされる者であるかどうか（農業経営改善計画等の認定期間の満了日）を、地方参事官等が加入申請時に確認する。
- ・ 交付申請期間前又は交付申請期間中に農業経営改善計画等の認定期間が満了する場合は、原則として満了日までに再認定を受け、速やかに交付申請時に再認定書等の写しを提出するよう、地方参事官等は、あらかじめ当該加入申請者をはじめ、市町村及び地域農業再生協議会に伝えておく。
- ・ 加入申請日において認定を受けていない場合であっても、認定を受けるための申請を既に市町村に対し行っている等要件を満たしておく時点で認定を受けていることが確実な場合は、加入申請を受け付けることができる。その際、認定後速やかに認定書等の写しを提出するよう、地方参事官等は、当該加入申請者をはじめ、市町村及び地域農業再生協議会に伝えておく。
- ・ 加入申請時に要件を満たし、当年産の対象作物の出荷・販売後に離農する等、交付申請時に交付対象者の要件を満たさない場合は、その理由を確認し、やむを得ない事情によるものと判断される際には、加入申請時の要件により交付金を支払うこととする。

（２）畑作物の直接支払交付金

① 趣旨

畑作物の直接支払交付金は、別紙２「畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区別生産量の対象範囲」に記載する対象畑作物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば及びなたね）を生産する農業者に対して、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するものです。

本交付金は、数量払（品質及び生産量に応じて交付するもの。）を基本とし、営農継続支払（作付面積に応じて交付するもの。以下「面積払」といいます。）をその内金として先払いすることができるものとします。

- ・ 面積払は、営農を継続するために必要最低限の額として、当年産の作付面積に応じて数量払の内金として先払いすることができるものであり、面積払を申請しない又は対象畑作物の作付けが確認できない交付申請者に対しては、交付は行わない。

② 数量払

ア 交付申請手続

(ア) 交付申請の申出

交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容」欄の「畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の申請」の回答欄の「する」に○を付けて、生産年の６月３０日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

- ・ 地方参事官等は、「交付申請書」（様式第１号）の②の「交付申請内容」欄の「畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の申請」欄の回答欄の「する」・「しない」を確認する。
- ・ 地方参事官等は、交付申請者によっては、認定農業者等の交付対象者要件を満たしていない、対象畑作物を作付していない等、本交付金に該当しない場合であっても、申請欄に○を付している場合があるので、「営農計画書」（様式第２号）により、対象畑作物の作付状況等と照合し、本交付金の交付申請者としての要件を具備しているかについて確認する。

(イ) は種前契約書等の提出

交付申請に当たり、需要者と直接販売契約を締結している交付申請者においては、対象畑作物が、は種前契約等に基づき需要に応じて生産されていることの確認に必要な書類として、その契約の写しを営農計画書に添付することとします。

また、農協等と出荷契約を締結している交付申請者においては、農協等から地方農政局等に出荷契約数量が分かる一覧表などを提出していただくこととします。

- ・ 地方参事官等は、は種前契約に基づく販売契約（可能な限り取引価格も含んだは種前契約を締結することを指導する。）又は出荷契約が締結されていることを確認するとともに、契約数量が生産予定面積からみて妥当かどうかを確認する。

（注）交付申請者が生産する麦の販売の委託を受けた者（Ⅳの第１の１の（２）において「販売受託者」といいます。）のうち全国農業協同組合連合会、全国主食集荷協同組合連合会及びホクレン農業協同組合連合会（以下「全農等」といいます。）は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」といいます。）に対し、販売受託者のうち全農等以外の者は、地方農政局長等に対し、麦が需要に応じて生産されていることの整合性を確認するために必要な書類として、需要者に対する販売契約数量が分かる一覧表を生産年の６月３０日までに提出するものとします。

- ・ 麦類について、地方参事官等は、①交付申請者と販売受託者との出荷契約数量、②販売受託者のうち全農等以外の者から提出される需要者に対する販売契約数量を確認し、「畑作物の直接支払交付金（数量払）における令和●年産麦の販売契約数量等報告書（は種前契約等）」（別紙参考様式第３１号の１）により地方農政局等を通じて本省へ報告するものとする。
- ・ 報告に係る集計方法及び本省への報告期限は以下のとおり。

対象畑作物	集計方法等	本省への報告期限
・ 麦類	地方参事官等は、 ① 交付申請者と販売受託者との出荷契約数量について、出荷契約書の写し並びに農協等（農協、経済連、都府県本部をいう。以下この表において同じ。）、集荷業者等（集荷業	生産年の 7月31日

なお、麦、大豆、そば及びなたねについて、自らが生産した農産物を使用した加工品の製造・販売（以下「自家加工販売」といいます。）や直売所等での販売を予定する交付申請者においては、次の a 又は b の書類を添付することとします。

a 自家加工販売については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第 9-2 号。以下「自家加工販売計画書」といいます。）

b 直売所等での販売については、直売所等との利用・出荷契約など取引数量が分かる資料又は自家加工販売計画書に準じて作成する直売所等の名称、所在地、連絡先、年間販売予定数量などを記載した計画

（注 1）地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）に基づいて農林水産大臣の認定を受けた者にあつては、「総合化事業計画」の写し（原料農産物の数量が記載されているもの）を自家加工販売計画書に代えることができるものとします。

（注 2）交付申請者と当該交付申請者の対象畑作物の販売先である需要者が実質的に同一の者とみなされる等の場合（代表者、事務所の所在地、構成員が同一である等）は、自家加工販売の場合に準じた手続が必要です（(イ)の a においても同じです）。

(ウ) 確定申告書等の提出

	<p>者、都道府県集連をいう。以下この表において同じ。）及びその他集荷団体から生産年の 6 月 30 日までに提出される出荷契約数量が分かる一覧表などにに基づき、対象畑作物（春期には種する小麦、秋期には種する小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦をいう。以下この表において同じ。）、産地別及び銘柄別に取りまとめるものとする。</p> <p>② 販売受託者のうち全農等以外の者から提出される需要者に対する販売契約数量（※ 1）については、農協等、集荷業者等及びその他集荷団体から生産年の 6 月 30 日までに提出される需要者に対する販売契約数量が分かる一覧表（※ 2）に基づき、対象畑作物、産地別及び銘柄別に取りまとめるものとする。</p> <p>※ 1 農協等、集荷業者等及びその他集荷団体において、交付申請者が生産する麦の販売委託を受けた数量の全て又は一部に対して全農等との出荷契約を締結せず、需要者との直接販売契約を締結した数量及びアローワンスの割合等を対象とし、以下については対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農協等、集荷業者等及びその他集荷団体と全農等との出荷契約に基づく、全農等と需要者との販売契約数量等（全農等から本省へ直接提出されるため。）。 ・ 交付申請者が、需要者と直接販売契約を締結している数量等。 ・ 交付申請者が、自家加工販売又は直売所等での販売を行う数量等。 <p>※ 2 対象畑作物、産地別及び銘柄別に確認できるもの。「畑作物の直接支払交付金（数量払）における令和●年産麦の販売契約数量等報告書（は種前契約等）」（別紙参考様式第 31 号の 1）に準じて作成することができるものとする。</p> <p>（注）交付申請者が生産する麦の販売委託を受けた農協等、集荷業者等及びその他集荷団体に対して、需要者との直接販売契約の有無に関して事前に情報収集を行うことし、必要に応じて周知・指導を行うこととする。</p>	
--	--	--

- ・ 地方参事官等は、交付申請者が自家加工販売する場合や直売所等で販売する場合は、販売先が確保されていること、また、前年産の対象畑作物も同様の出荷・販売形態であった場合は、前年産の対象畑作物の出荷・販売実績を確認する。また、原料農産物使用計画、商品の加工販売計画等の数量が、これまでの出荷・販売実績や原料使用量等からみて妥当かどうかを確認する。
- ・ 実際には需要者への直接販売を予定しているにも関わらず、交付申請時において需要者が確定していないために、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第 9-2 号。以下「自家加工販売計画書」という。）を使用して交付申請が行われることのないよう注意するとともに、地方参事官等はこのような交付申請があった場合は、必ず需要者とは種前の販売契約等を締結するよう指導する。

- ・ 地方参事官等は、交付申請者と当該交付申請者の対象畑作物の出荷・販売先である需要者が実質的に同一の者（以下「当該需要者」という。）とみなされる場合、当該交付申請者と当該需要者に係るは種前契約書等のほか、「自家加工販売計画書」（様式第 9-2 号）の提出を求める。

免税事業者向け単価を申請する者については、免税事業者であることの確認に必要な書類として、以下の書類を交付申請書に添付することとします。

- a 個人事業者 (bの場合を除きます。) にあっては、交付申請年の前々年における収入が1千万円以下であることを確認できる書類 (所得税の「確定申告書B」の写し及び「青色申告決算書 (農業所得用)」の写し又は白色申告の「収支内訳書 (農業所得用)」の写しなど)
- b 個人事業者のうち、農業経営を開始して2年以内の者にあつては、開業年月日が確認できる書類 (「個人事業の開業・廃業等届出書」の写しなど)
- c 人格なき社団を含む法人 (以下「法人等」といいます。) (d・eの場合を除きます。) にあっては、交付申請年6月末時点の事業年度の前々事業年度における売上高が1千万円以下であることを確認できる書類 (交付申請年6月末時点の事業年度の前々事業年度に係る「各事業年度の所得に係る (確定) 申告書 (別表1)」の写しなど)
- d 設立1期目又は2期目に当たる法人等にあつては、設立年月日及び資本金又は出資金が1千万円以下であることを確認できる書類 (「法人設立届出書」、「総会資料」の写しなど)
- e 設立2期目に当たる法人等にあつては、dの書類に加え、前事業年度開始日以後6か月間の売上高又は給与支払総額が1千万円以下であることが確認できる書類 (前事業年度の「各事業年度の所得に係る (確定) 申告書 (別表1)」の写しなど)

(エ) 品質区分別生産量の報告 (交付申請手続)

交付申請者は、対象畑作物のうち、麦、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ及びなたねについては、生産年の7月1日から翌年の3月5日までに、大豆及びそばについては、生産年の7月1日から翌年の4月30日までに、対象畑作物の品質区分別生産量を記載した「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書」(様式第9-1号。以下「数量払交付申請書」といいます。) に確認書類 (出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し、農産物検査の結果等の検査証明書 (以下「農産物検査結果通知書」といいます。) の写し、品位等区分の確認の結果を証明する書類等の写しなど) を添付して、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

- 地方参事官等は、「交付申請書」(様式第1号B)の⑧の「消費税の課税事業者・免税事業者等の状況」について、「課税事業者 (簡易課税事業者含む)」、「免税事業者」、「各構成員が申告」のいずれかにチェックがなされていることを確認する。「免税事業者」が選択されている場合には、確定申告書等により交付申請年の6月末時点において免税事業者であることを確認する。なお、免税事業者であることの確認に必要な書類については、原則、税務署等の受付印が押印されていることを確認する。

《確認ポイント》

- 個人事業者については、「確定申告書B」の「営業等」の欄の金額と、「青色申告決算書 (農業所得用)」又は白色申告の「収支内訳書 (農業所得用)」の「販売金額」及び「家事・事業消費金額」の欄の金額の合計が、1千万円以下であることを確認する。
ただし、この確認により金額の合計が1千万円を超えていた場合であっても、この金額に消費税が課税されない交付金等の金額が含まれている可能性があるため、交付申請者に対して当該交付金等の金額を確認できる書類 (交付決定通知書等) の提出を求め、当該交付金等の金額を差し引いた金額が1千万円以下であることを確認する。
- 交付申請年の6月末時点において、開業年月日から2年以内であることを確認する。
ただし、交付申請年の6月末時点では開業年月日から2年以内であっても、同年12月末時点において開業年月日から2年を経過してしまう場合は、aの書類を確認する必要があることに留意する。
- 法人等については、「各事業年度の所得に係る申告書 (別表1)」の「売上金額」の欄の金額が1千万円以下であることを確認する。
ただし、この確認により金額が1千万円を超えていた場合であっても、この金額に消費税が課税されない交付金等の金額が含まれている場合があるため、交付申請者に対して当該交付金等の金額を確認できる書類 (交付決定通知書等) の提出を求め、当該交付金等の金額を差し引いた金額が1千万円以下であることを確認する。
- 交付申請年の6月末時点において、設立年月日から2年以内であることを確認する。
- 前事業年度の「各事業年度の所得に係る申告書 (別表1)」の「売上金額」の欄の金額を、前事業年度の課税期間の月数で除して6を乗じた金額が、1千万円以下であることを確認する。なお、交付申請年の6月末時点において前事業年度の所得に係る申告書を提出できない場合等については、前事業年度開始日以後6か月間の給与支払総額をもってこれに代えることができる。

- 麦類、なたね、大豆及びそばについて、地方参事官等は、農協等の団体からの情報提供等に基づき、年度途中における対象畑作物ごとの概算数量 (以下「概算数量」という。) を把握し、「畑作物の直接支払交付金 (数量払) に係る概算数量報告書」(別紙参考様式第20号又は当該様式と同等の事項が記載されたもの) により地方農政局等を通じて本省へ報告するものとする。
なお、概算数量を報告する際は、明確な算出根拠に基づく数量となるよう、十分に検討した上で作成することとする。
- 対象畑作物ごとの概算数量の把握時期、把握方法及び本省への報告期限は以下のとおり。
- なお、てん菜、でん粉原料用ばれいしょについては、本省が関係団体に調査依頼を行う。

対象畑作物	把握時期	把握方法等	本省への報告期限
・麦類 ・なたね	生産年の10月中旬時点	地方参事官等は、 ① 9月末日時点での農協等の集荷団体から、交付申請者が対象畑作物を乾燥・調製施設等へ持ち込んだ数量 (予定数量を含む)、農産物検査を受検した数量 (予定数量を含む) や農産物検査によらない品位等区分の	生産年の10月25日

		<p>確認を受けた数量の報告を受け、</p> <p>② ①の数量を、当該交付申請者の作付計画面積で除して、地域別の単収を推計し、当該単収を用いて上記以外の交付申請者の数量を推計するとともに、</p> <p>①及び②の数量を合算したものを、管内の概算数量とし把握する。</p> <p>※ なお、農協等以外に出荷する交付申請者については、あらかじめ、前年産の出荷実績等から把握しておく必要がある。</p> <p>※ 上記把握方法等によらない場合は、その旨本省に確認することとする。</p>	
<p>・大豆</p> <p>・そば</p>	<p>生産年の翌年の1月末日時点</p>	<p>上記と同様の方法により12月末日時点での概算数量を把握する。</p>	<p>生産年の翌年の2月5日</p>
<p>・てん菜</p> <p>・でん粉原料用ばれいしょ</p>		<p>本省が、関係団体に調査依頼する「てん菜（でん粉原料用ばれいしょ）に係る数量払の交付対象数量（品質区分別生産量）の算出に必要なデータの収集、提供について」により、糖業者（でん粉工場）ごとの受入数量・糖度（集荷数量・でん粉含有率）を把握する（その結果については、北海道農政事務所に通知する。）。</p>	<p>生産年の翌年の1月上旬</p>

この場合、数量払の交付申請は、対象畑作物の種類ごとに分割して行うことができます。

二期作により、夏そば（おおむね7月下旬から8月上旬に収穫されるそば）と秋そば（おおむね8月下旬から12月下旬に収穫されるそば）に係る二作分の面積払の交付金を分割して受給した交付申請者にあつては、夏そばと秋そばを分割して、それぞれのそばごとに数量払の交付申請を行ってください。

畑作物の直接支払交付金を申請した交付申請者は、品質区分別生産量にかかわらず、必ず数量払交付申請書を提出してください（品質区分別生産量に該当する生産量が零等の場合を除き、確認書類の添付も必要です。）。

なお、地域農業再生協議会に数量払交付申請書が提出された場合、地域農業再生協議会は、数量払交付申請書を取りまとめ、その基礎データ（地方農政局等が定める形式とします。）と併せて、地方農政局等に提出します。

（注1）確認書類は、別紙2「畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲」を参照してください。

（注2）麦、大豆、そば及びなたねについて、自家加工販売や直売所等での販売（以下「自家加工販売等」といいます。）を予定する数量については、自ら生産した農産物の数量を客観的に確認できる書類（麦、大豆及びそばは農産物検査結

- 「数量払交付申請書」（様式第9-1号）が、7月1日以降に提出されることとなるので、地方参事官等は、受理後、以下のとおり、速やかに品質区分別生産量を確認の上、交付金の交付事務手続を行う。
 - 「数量払交付申請書」（様式第9-1号）の申請年月日及び受理年月日（地方参事官等又は地域農業再生協議会が「数量払交付申請書」（様式第9-1号）受理した年月日）が適切であること及び必須回答事項が回答されていることを確認する。
 - 各添付書類（品質区分別生産量との照合に必要な農産物検査結果通知書の写し、品位等区分の確認の結果を証明する書類の写し、出荷・販売契約数量を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し（既契約の変更契約や追加契約等がある場合）、販売伝票の写しなど）により年産及び数量を確認する。
 - なお、交付申請者が面積払の交付を受けている場合は、数量払から面積払を控除する必要があることに留意する。
- 同一の交付申請者で、複数の対象畑作物を作付けしている場合は、例えば、1回目の交付申請は、「麦類（小麦・二条大麦・六条大麦・はだか麦）」、2回目の交付申請は、「大豆・そば・てん菜・でん粉原料用ばれいしょ」等、対象畑作物ごとに分割しての交付申請を可能とする。ただし、大豆の交付申請を2回に分けて行うなど、一つの対象畑作物を分割して交付申請することは不可とする（次の項目における「そば」は除く。）。
- そばの二期作を行う交付申請者が面積払の交付申請を分けて行った場合、二作分の面積払が分けて交付されることから、作期ごと（夏・秋そば）に数量払から面積払の控除が必要となる。このため、作期ごとに数量払の交付申請を行わせる必要がある。
- 地方参事官等は、面積払の交付申請者から数量払の交付申請書類が提出されているかを確認する。
- 地域農業再生協議会は、交付申請者から提出された「数量払交付申請書」（様式第9-1号）について、内容等を確認した上で、申請書入力システム等に入力し、そのデータと併せて地方参事官等に提出する。
- 自家加工販売等がなされる対象畑作物については、左記（注1～3）の「生産数量を客観的に確認できる書類」のほか、交付申請時以降に出荷・販売されるものがある場合、「畑作物の生産実績・販売予定数量確認書」（別紙参考様式第3号）において販売予定数量（既に販売済みの数量及び今後の販売予定の数量）を確認することにより、出荷・販売予定

果通知書の写し、品位等区分の確認の結果を証明する書類の写しなど、なたねは製油業者等に製油を委託した原料の数量が分かる伝票の写しなどを数量払交付申請書に添付してください。

(注3) 自家加工販売等での販売の実績は、自家加工販売計画書に記載の上、生産年の翌年の6月30日までに地方農政局等に提出してください(自家加工販売等で販売したことが分かる出荷・販売伝票の写し等を添付してください。)。なお、地方農政局等の長(以下「地方農政局長等」といいます。)は、自家加工販売等の取組が行われていることの確認のため、必要な報告を求める場合があります。

(注4) 販売受託者のうち全農等は、農産局長に対し、販売受託者のうち全農等以外の者は、地方農政局長等に対し、麦が必要に応じて生産されていることの整合性を確認するために必要な書類として、生産年の12月31日時点における需要者に対する販売契約数量(交付申請書(様式第1号)提出後に追加契約をし、又はする予定の数量を含む。)が分かる一覧表を生産年の翌年の1月15日までに提出するものとします。

のものも交付対象とする(販売が完了している場合は、(注3)のとおり、「自家加工販売計画書」(様式第9-2号)により自家加工販売計画書により販売実績を報告する。)

なお、「自家加工販売計画書」(様式第9-24号)に記載した販売計画数量等に変更が生じた場合は、速やかに修正後の自家加工販売計画書を地方参事官等に提出(数量払の交付申請までに)する必要がある。

なたねについて、原料農産物の数量を客観的に確認できる書類がない場合(特に自家加工する場合は、当該原料農産物の加工が行われる前に、地方参事官等の立会いの下、原料農産物の生産量を確認することが必要となることについて、本対策の交付申請時などの機会を利用して、あらかじめ周知する。

また、地方参事官等は、地域農業再生協議会等の関係機関との連携の下、本数量確認のための立会いを行い、確認結果については、「畑作物の生産実績・販売予定数量確認書」(別紙参考様式第3号)に記載する。

自家加工販売等を行った農業者の販売実績について、翌年産の交付申請の有無にかかわらず自家加工等の販売実績を記録した「自家加工販売計画書」(様式第9-24号)を生産年の翌年の6月30日までに提出する必要がある。また、自家加工の計画と実績に乖離がある場合、地方参事官等は必要に応じ、自家加工販売の状況について報告を求める。仮に、出荷・販売に供していない数量があることが判明した場合、当該数量に係る数量払は返還となる。

麦類について、地方参事官等は、①交付申請者の数量払交付対象数量、②販売受託者のうち全農等以外の者から提出される需要者に対する販売契約数量を確認し、「畑作物の直接支払交付金(数量払)における令和●年産麦の販売契約数量等報告書(集荷後における契約(生産年の12月31日時点))」(別紙参考様式第31号の2)により地方農政局等を通じて本省へ報告するものとする。なお、数量払の交付申請について生産年の12月31日時点で申請されておらず生産年の翌年の1月末日までに申請された数量等は「畑作物の直接支払交付金(数量払)における令和●年産麦の販売契約数量等報告書(出荷(売渡委託)した数量:生産年の翌年の1月末日時点)」(別紙参考様式第31号の3-1)、生産年の翌年の1月末日時点で申請されておらず生産年の翌年の3月5日までに申請された数量等は「畑作物の直接支払交付金(数量払)における令和●年産麦の販売契約数量等報告書(出荷(売渡委託)した数量:生産年の翌年の3月5日時点)」(別紙参考様式第31号の3-2)により地方農政局等を通じて本省へ報告するものとする。

報告に係る集計方法及び本省への報告期限は以下のとおり。

対象畑作物	集計方法等	本省への報告期限
・麦類	<p>地方参事官等は、</p> <p>① 交付申請者の数量払交付対象数量については、「数量払交付申請書」(様式第9-1号)(※)に基づき、対象畑作物(春期には種する小麦、秋期には種する小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦をいう。以下この表において同じ。)、産地別及び銘柄別に取りまとめるものとする。</p> <p>※ 販売を確認できる書類(販売伝票の写しなど)、麦の品位等検査の結果を確認できる書類(農産物検査結果通知書の写しなど)及び麦の品位等区分の確認の規格を満たしていることを確認できる書類(品位等確認主体が品位等区分の確認の結果を証明した資料の写しなど)に基づき、生産年の12月31日時点、生産年の翌年の1月末日時点及び生産年の翌年の3月5日時点の数量を対象とする。</p> <p>② 販売受託者のうち全農等以外の者から提出される需要者に対する販売契約数量(※1)については、農協等、集荷業者等及びその他集荷団体から生産年の翌年の1月15日までに提出される生産年の12月31日時点における需要者に対する販売契約数量(交付申請書(様式第1号)提出後に追加契約をし、又はする予定の数量を含む。)が分かる一覧表(※2)に基づき、対象畑作物、産地別及び銘柄別に取りまとめるものとする。</p> <p>※1 集荷後における農協等、集荷業者等及びその他集荷団体において、交付申請者が生産する麦の販売委託を受けた数量の全て又は一部に対して全農等との出荷契約を締結せず、需要者との直接販売契約を締結した数量に対する確定契約及び追加契約に係る数量等を対象とする。内訳は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売契約数量(は種前(アローワンスを含む。))を確定契約とした場合の数量(追加契約なし)。 	<p>生産年の翌年の1月末日</p> <p>左記①について生産年の12月31日時点で申請されておらず、生産年の翌年の1月末日までに申請された数量は2月15日</p> <p>左記①について生産年の翌年の1月末日時点で申請され</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 追加契約をした場合、追加契約を締結済である数量 ・ 追加契約をする場合、追加契約の締結が確実である数量（需要者の内諾済となっている数量（契約書は未作成であるが、需要者との間で追加契約を締結することの承諾を得ているもの）） ・ 追加契約が必要である数量（契約書が未作成であり、かつ、需要者との間で追加契約を締結することの承諾を得ていないもの） <p>※2 対象畑作物、産地別及び銘柄別に確認できるもの。「畑作物の直接支払交付金（数量払）における令和●年産麦の販売契約数量等報告書（集荷後における契約（生産年の12月31日時点））」（別紙参考様式第31号の2）に準じて作成することができるものとする。</p>	<p>ておらず、生産年の翌年の3月5日までに申請された数量は3月20日</p>
--	---

- ・ 申請内容を訂正するときは、訂正後の内容を訂正箇所の周囲の見やすい部分に記載する。
- ・ 交付申請者から提出書類の補正の申出があった場合には、当該交付申請者の同意を得た上で、地方参事官等が当該交付申請者に代わって補正することができる。また、申請内容の重要な補正が必要な場合は、提出書類の再提出又は補正の裏付けとなる書類の提出が必須となる。
その際、
 - ① 申出者が交付申請者本人であることを確認するため、交付申請者本人でなければ分からない事項(生年月日、交付申請者管理コード等)を照会する。
 - ② 交付申請者本人の同意を得たことを記録に留め、補正した書類とともに保存することとする。
なお、記録に留める事項は、同意を得た日時、補正の申出内容、本人確認の方法、対応した担当者名等とする。
- ・ 単なる地名の書き間違い(例えば、記載された住所が「群馬県」と書かれている場合)等、明らかに記載事項の間違いが分かる場合は、交付申請者本人の同意を得ずに提出書類を補正することができる。
- ・ 提出書類を補正したときは、速やかに、交付金算定システムに反映させる。ただし、交付決定後に交付金額等の変更が伴う補正がある場合には、過不足払等の手続が必要になる。

イ 交付対象数量

数量払の交付対象数量（品質区分別生産量）については、別紙2「畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲」に定める数量とします。

（注）品質区分別生産量の単位は、1kg単位とし、端数があるときには切り捨てにより整理します。

ただし、そばの品質区分別生産量の単位は、0.5kg単位とし、端数があるときにはこれを切り捨てにより整理します。

ウ 交付単価

数量払の交付単価については、品質向上の努力が適切に反映されるよう、対象畑作物ごとにそれぞれ品質区分に応じた単価を平成27年3月31日農林水産省告示第745号において、以下のとおり設定しています。

また、令和5年産より課税事業者向け、免税事業者向けの数量払の交付単価を設定します。なお、本単価は、令和5年産から令和7年産まで適用します。

(ア) 小麦

小麦については、たんぱく質の含有率などが一定の範囲内にあることが求められるため、これらを反映した品質区分ごとに単価を設定しています。この場合において、「1等相当」及び「2等相当」については、別紙3-1「農産物検査によらない品位等区分の確認における基準等について」に定めています。

また、A～Dのランクについては、別紙3-2「麦の品質区分と品質評価基準」に定めています。

なお、パン・中華麺用品種の交付単価の対象となる品種については、別紙4「パン・中華麺用品種の対象範囲」に定めています。

- パン・中華麺用品種の交付単価の対象となる小麦の品種は、平成18年8月7日農林水産省告示第1110号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第七条及び第九条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件。以下この項において「規格告示」という。）の一の表の備考一のイに定める銘柄（アオバコムギ、キタノカオリ、銀河のちから、くまきらり、コユキコムギ、さちかおり、せときらら、セトデュール、ダブル八号、タマイズミ、ちくしW二号、つるきち、長崎W二号、夏黄金、ナンブコムギ、ニシノカオリ、ハナチカラ、ハナマンテン、はる風ふわり、はるきらり、はるみずき、ハルユタカ、春よ恋、福井県大三号、ミナミノカオリ、みなみのやわら、みのりのちから、モチハルカ、やわら姫、ゆきちから、ゆめあかり、ユメアサヒ、ゆめかおり、ユメシホウ、ゆめちから）であって、備考三のイ・ロ・ハに掲げる用途がパン又は中華麺の製造用であるもの。
- 備考三のイの規定にあてはまるものとして、次の表の品種名の欄に掲げる品種（同表の産地名の欄に掲げる産地で生産されたものに限る。）は、「パン・中華麺用品種」の交付単価が適用される。

品 種 名	キタノカオリ	つるきち	はるきらり	ハルユタカ	春よ恋	みのりのちから	ゆめちから	ゆきちから	銀河のちから	コユキコムギ	ナンブコムギ	やわら姫	夏黄金	アオバコムギ	ゆめかおり
産 地 名	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道、福井県、長野県、滋賀県、兵庫	福井県、新潟県、富山県、	岩手県、宮城県、秋田県、鳥取県	岩手県(西磐井郡平泉町)	岩手県	岩手県	宮城県、新潟県	福島県	茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県、山梨県、長野県

免税事業者向け	5,970円	5,470円	5,320円	5,260円	4,810円	4,310円	4,160円	4,100円
---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

(イ) 大麦・はだか麦

粒の白度やたんぱく質の含有率などが一定以上であることが求められるため、これらを反映した品質区分ごとに単価を設定しています。この場合において、「1等相当」及び「2等相当」については、別紙3-1「農産物検査によらない品位等区分の確認における基準等について」に定めています。

また、A～Dのランクについては、別紙3-2「麦の品質区分と品質評価基準」に定めています。

a 二条大麦

(単位：円/50kg)

品質区分	1等又は1等相当				2等又は2等相当				
	ランク	A	B	C	D	A	B	C	D
課税事業者向け		5,870円	5,450円	5,330円	5,280円	5,010円	4,590円	4,460円	4,410円
免税事業者向け		6,220円	5,800円	5,680円	5,630円	5,360円	4,940円	4,810円	4,760円

b 六条大麦

(単位：円/50kg)

品質区分	1等又は1等相当				2等又は2等相当				
	ランク	A	B	C	D	A	B	C	D
課税事業者向け		5,210円	4,790円	4,660円	4,610円	4,180円	3,760円	3,640円	3,590円
免税事業者向け		5,510円	5,090円	4,960円	4,910円	4,480円	4,060円	3,940円	3,890円

c はだか麦

(単位：円/60kg)

品質区分	1等又は1等相当				2等又は2等相当				
	ランク	A	B	C	D	A	B	C	D

○ (実施要綱別紙3-2) 2 麦の品質評価基準

(1) 小麦 (日本製の製造用)

評価項目	基準値	許容値
たんぱく (低アミロース品種等)	9.7～11.3%	8.5～12.5% (8.0～13.0%)
灰分	1.60% 以下	1.65% 以下
容積重	840g/l 以上	—
フォーリングナンバー	300 以上	200 以上

(注) 「低アミロース品種等」とは、粘弾性 (もちもち感) を高め、製麺適性を向上させた品種であり、従来品種と比べたんぱくが上がりにくい特性をもつ品種をいう。

(3) 小麦 (醸造用)

評価項目	基準値	許容値
たんぱく	I 11.5%以上 12.0%未満	10.0%以上
	II 12.0%以上 13.5%未満	
	III 13.5%以上	
容積重	760g/l 以上	—

(注) たんぱく I は品質評価項目の基準値を1つ達成、たんぱく II は2つ達成、たんぱく III は3つ達成したものとす。

(5) 六条大麦及びはだか麦 (麦茶の製造用以外のもの)

評価項目	基準値	許容値
容積重	六条大麦 690g/l 以上 はだか麦 840g/l 以上	—
細麦率	六条大麦 2.2mm (篩) 下に 2.0% 以下 はだか麦 2.0mm (篩) 下に 2.0	—

(2) 小麦 (パン又は中華製の製造用)

評価項目	基準値	許容値
たんぱく (超強力品種)	11.5～14.0%	10.0～15.5% (10.0～18.0%)
灰分	1.75% 以下	1.80% 以下
容積重	833g/l 以上	—
フォーリングナンバー	300 以上	200 以上

(注) 「超強力品種」とは、グルテンの質が通常の強力品種よりも更に強靱な品種をいう。

(4) 二条大麦 (麦茶の製造用以外のもの)

評価項目	基準値	許容値
容積重	709g/l 以上	—
細麦率	2.5mm (篩) 下に 3.0% 以下	—
白度	40 以上 基準歩留: 55%	37 以上
正常粒率	80% 以上 (65%歩留時) 1.8mm (篩) 上 (砕粒を除きます。)	70% 以上

(6) 二条大麦、六条大麦及びはだか麦 (麦茶の製造用)

評価項目	基準値	許容値
たんぱく	I 7.5%以上 9.0%未満	6.5%以上
	II 9.0%以上 10.5%未満	
	III 10.5%以上	

課税事業者向け	9,220円	8,720円	8,570円	8,480円	7,650円	7,150円	7,000円	6,920円
免税事業者向け	9,750円	9,250円	9,100円	9,010円	8,180円	7,680円	7,530円	7,450円

	%以下	
白 度	43以上 基準歩留：六条大麦 55% ：はだか麦 60%	40以上
硝子率	六条大麦 40%以下 はだか麦 50%以下	50%以下 60%以下

細 麦 率	二条大麦 2.2mm(篩)下に2.0%以下 六条大麦 2.0mm(篩)下に2.0%以下 はだか麦 2.0mm(篩)下に2.0%以下	—
-------	---	---

(注) たんぱくⅠは品質評価項目の基準値を1つ達成、たんぱくⅡは2つ達成、たんぱくⅢは3つ達成したものとす。

- ※1 低アミロース品種等は、平成18年8月7日農林水産省告示第1110号の別表第1の銘柄欄に(※)が付された銘柄(あおばの恋、あやひかり、イワイノダイチ、きたほなみ、きぬあかり、きぬあずま、きぬの波、さぬきの夢二〇〇九、チクゴイズミ、つるびかり、ナンブキラリ、にしのやわら、ニシホナミ、ネバリゴシ、びわほなみ、ふくあかり、ふくはるか、ふくほのか、ホクシン、ユメセイキ)とする。
- ※2 超強力品種は、平成18年8月7日農林水産省告示第1110号の別表第1の銘柄欄に(※※)が付された銘柄(銀河のちから、くまきらり、ハナチカラ、ハナマンテン、みのりのちから、ゆめちから)とする

(ウ) 大豆

被害粒が少なく粒の揃ったものが高値で取引されているため、これらを反映した品質区分ごとに単価を設定しています。この場合において、「1等相当」、「2等相当」、「3等相当」及び「合格相当」については、別紙3-1「農産物検査によらない品位等区分の確認における基準等について」に定めています。

(単位：円/60kg)

品質区分	普通大豆			特定加工用大豆
	1等又は1等相当	2等又は2等相当	3等又は3等相当	合格又は合格相当
課税事業者向け	10,360円	9,670円	8,990円	8,310円
免税事業者向け	10,770円	10,080円	9,400円	8,720円

(注) 特定加工用とは、豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこなどの製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆のことであり、検査の結果合格となった場合又は品位等区分の確認の結果合格相当となった場合に数量払の対象となります。

(エ) てん菜

糖度が高いものほど高値で取引されているため、糖度(てん菜の重量に対するしよ糖の含有量)に対応した単価を設定しています。

(単位：円/トン)

糖度	← (+0.1度ごと)	16.6度 (糖度)	→ (▲0.1度ごと)
課税事業者向け	+62円	5,070円	▲62円
免税事業者向け	+62円	5,290円	▲62円

- (オ) でん粉原料用ばれいしょ
 でん粉含有率が高いものほど高値で取引されているため、でん粉含有率（ばれいしょの重量に対するでん粉の含有量）に対応した単価を設定しています。
 (単位：円/トン)

でん粉含有率	← (+0.1%ごと)	19.6% (でん粉含有率)	→ (▲0.1%ごと)
課税事業者向け	+64円	14,280円	▲64円
免税事業者向け	+64円	15,180円	▲64円

- (カ) そば
 容積重が高いものが高値で取引されているため、これを反映した品質区分ごとに単価を設定しています。この場合において、「1等相当」及び「2等相当」については、別紙3-1「農産物検査によらない品位等区分の確認における基準等について」に定めています。

(単位：円/45kg)

品質区分	1等又は1等相当	2等又は2等相当
課税事業者向け	17,180円	15,070円
免税事業者向け	18,010円	15,900円

- (キ) なたね
 エルシン酸を含まず油分含有率の高い品種とその他の品種に分けて単価を設定しています。

(単位：円/60kg)

品種	キザキノナタネ きらきら銀河 キラリボシ ナナシキブ ペノカのしづく	その他の品種
----	--	--------

課税事業者向け	7,720 円	6,980 円
免税事業者向け	8,140 円	7,400 円

畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲（別紙2の抜粋）

対象畑作物	確認書類
麦 （春期には種する小麦・秋期には種する小麦・二条大麦・六条大麦・はだか麦）	<p>(1) 麦の品位等検査で2等以上の等級に格付されたものについては、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝票の写しなど） 麦の品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写しなど） 品質評価（A～Dランク）結果を確認できる書類（「経営所得安定対策における麦の品質評価の方法について」（平成19年5月15日付け19総食第133号）の第6により農林水産省農産局長が登録した法人（品質評価主体）から通知された品質評価結果通知書の写しなど（以下同じ。）） <p>（注1）品質評価（A～Dランク）の基準については、別紙3-2「麦の品質区分と品質評価基準」に定めています。 なお、品質評価結果が確認できない場合は、すべてDランクとなります（以下同じ。）。</p> <p>（注2）農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第7条及び第9条第1項第1号の農林水産大臣が定める規格を定める件（平成18年8月7日農林水産省告示第1110号）の別表第1から別表第4までに掲げる用途以外の用途に合わせて品質評価を受けた場合は、同告示の一の表の備考三のロに掲げる特定用途の場合には下記①の書類、また、同ハに掲げる特定用途の場合には下記①及び②の書類（以下同じ。）</p> <p>① 当該用途に最も多く出荷・販売したことが確認できる書類（別紙参考様式第24号「令和〇年産麦に係る需要者が最も多く使用する用途の証明書」）</p> <p>② 当該品種を生産したことが分かる書類（種子の購入伝票の写しなど）</p> <p>(2) 麦の品位等区分の確認で2等相当以上と確認されたものについては、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝票の写しなど） 該当する品位等区分の規格を満たしていることを確認できる書類（品位等確認主体が品位等区分の確認の結果を証明した資料の写しなど） 品質評価（A～Dランク）結果を確認できる書類
大豆	<p>(1) 大豆の品位等検査で3等以上の等級又は特定加工用大豆の合格に格付けされたものについては、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど） 大豆の品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写しなど） <p>(2) 大豆の品位等区分の確認で3等相当以上と確認されたもの又は特定加工用大豆の合格相当と確認されたものについては、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝

対象畑作物ごとの具体的な確認事項等
<ul style="list-style-type: none"> 交付対象数量は、出荷・販売契約数量、自家加工の原料に供した数量（予定の数量を含む。）及び直売所等で販売した数量（予定の数量を含む。）とし、農産物検査により2等以上の等級に格付された数量又は品位等区分の確認により2等相当以上と確認した数量のそれぞれを上限とする（種子として使用されるもの（以下「種子用」という。）又は麦芽の原料として使用されるもの（ビール用等。以下「麦芽原料用麦」という。）は対象にならない。）。 交付申請者が農協等に販売を委託している場合、地方参事官等に対して交付申請者が提出する確認書類については、農協等が必要事項を記載して提出する一覧表をもってこれに代えることができる。ただし、当該一覧表については、「申請者」及び「申請者別荷受数量」が明確になっていることが必要となる。 農産物検査又は品位等区分の確認の代理受検を行った場合や共同乾燥調製施設等を利用して受検した場合においては、交付申請者ごとの持ち分が特定出来るように農産物検査結果や品位等区分の確認の結果の明細を作成する必要がある。 品質評価の結果については、品質評価主体が発行する品質評価結果通知書の写し等により確認し、可能な限り農林水産省掲示板の「国内産麦の品質評価関連情報」にロットごとに掲載されているものと照合する。なお、品質評価結果を確認できる書類の提出がない場合は、Dランクに該当となる。また、異なる銘柄が混合している麦（銘柄混合麦）は、Dランクに該当となる。 パン・中華麺用品種の対象範囲のうち、規格告示第1110号の別表第一の備考の一から五までにおいて産地名が市町村となっている銘柄については、「営農計画書」（様式第2号）により、ほ場の所在地を確認する必要がある。 <p>規格告示第1110号の一の表の備考一のイに定める銘柄であって、備考三のイ・ロ・ハに掲げる用途がパン又は中華麺の製造用のものについては、品質評価結果を確認できる書類の提出がない場合、パン・中華麺用品種のDランクの交付単価が適用となる。</p> <p>規格告示第1110号の特定用途の基準に合致することの確認は、同告示の一の表の備考三のロに掲げる特定用途の場合は①の書類によって、また、同ハに掲げる特定用途の場合は①及び②の書類によって行う（最も数量が多い用途がパン又は中華麺の製造用である場合は、当該交付申請者における種子購入数量と販売数量が整合しているかを確認するほか、必要に応じて需要者に対して過去の使用実績や事業概要等をヒアリングなどによって確認を行う。）。</p> <p>① 当該交付申請者が当該用途に最も多く出荷・販売したことの確認として、出荷・販売先の需要者における当年産用途別使用見込み数量を証明した書類（記載されている用途別使用見込み数量のうち、最も数量が多い用途で品質評価（A～Dランク）がされているかを確認する（「令和〇年産麦に係る需要者が最も多く使用する用途の証明書」（別紙参考様式第24号）を活用。））。</p> <p>② 当該品種を生産したことが分かる書類（当年産麦を生産するための種子購入伝票や育成者（試験研究機関等）から種子を入手したことがわかるもの（当年産の当該品種であることを明確にすることが重要となることから、自家採種をした種子による生産は対象にならない。））。</p> <ul style="list-style-type: none"> 交付対象数量は、出荷・販売契約数量、自家加工の原料に供した数量（予定の数量を含む。）及び直売所等で販売した数量（予定の数量を含む。）とし、普通大豆については農産物検査により3等以上の等級に格付された数量又は品位等区分の確認により3等相当以上と確認した数量、特定加工用大豆については農産物検査により合格と格付された数量又は品位等区分の確認により合格相当と確認した数量のそれぞれを上限とする（種子用又は黒大豆は対象にならない。）。 農産物検査又は品位等区分の確認の代理受検を行った場合や共同乾燥調製施設等を利用して受検した場合においては、交付申請者ごとの持ち分が特定出来るように農産物検査結果や品位等区分の確認の結果の明細を作成する必要がある。 交付申請者が農協等に販売を委託している場合、地方参事官等に対して交付申請者が提出する確認書類については、農協等が必要事項を記載して提出する一覧表をもってこれに代えることができる。ただし、当該一覧表については、「申

	<p>票の写しなど)</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当する品位等区分の規格を満たしていることを確認できる書類（品位等確認主体が品位等区分の確認の結果を証明した資料の写しなど） 	<p>請者」及び「申請者別荷受数量」が明確になっていることが必要である。</p>
てん菜	<ul style="list-style-type: none"> 国内産糖製造事業者に販売する農業者別の平均糖度及び数量を確認できる書類 	<ul style="list-style-type: none"> 交付対象数量は、販売見込数量となる（委託加工販売は対象外）。 国内産糖交付金の交付対象数量に対応する原料てん菜の数量の範囲内で国内産糖製造事業者が出荷・買入伝票を整理するてん菜糖の製造数量に占める国内産糖交付金の交付対象となるものの比率は、関係機関のデータを基に全道一律で算定し農林水産省から通知する。 「数量払交付申請書」（様式第9-1号）では、あらかじめ交付対象比率が乗じられた数量が報告される。
でん粉原料用ばれいしょ	<ul style="list-style-type: none"> でん粉工場にでん粉の製造の委託を行い、又は売り渡した品質区分別の出荷数量を確認できる書類 	<ul style="list-style-type: none"> 交付対象数量は、出荷数量に交付対象比率（糖化用等比率）を乗じた数量とする。 糖化用等比率は関係機関のデータを基に全道一律で算定し、農林水産省から通知する。 「数量払交付申請書」（様式第9-1号）では、原数量が報告されるので、交付対象比率を乗じる必要がある。
そば	<p>(1) そばの品位等検査で2等以上の等級に格付けされたものについては、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど） そばの品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写しなど） <p>(2) そばの品位等区分の確認で2等相当以上と確認されたものについては、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝票の写しなど） 該当する品位等区分の規格を満たしていることを確認できる書類（品位等確認主体が品位等区分の確認の結果を証明した資料の写しなど） 	<ul style="list-style-type: none"> 交付対象数量は、出荷・販売契約数量、自家加工の原料に供した数量（予定の数量を含む。）及び直売所等で販売した数量（予定の数量を含む。）とし、農産物検査により2等以上の等級に格付けされた数量又は品位等区分の確認により2等相当以上と確認した数量のそれぞれを上限とする（種子用は対象にならない。）。 農産物検査又は品位等区分の確認の代理受検を行った場合や共同乾燥調製施設等を利用して受検した場合においては、交付申請者ごとの持ち分が特定出来るように農産物検査結果や品位等区分の確認の結果の明細を作成する必要がある。 交付申請者が農協等に販売を委託している場合、地方参事官等に対して交付申請者が提出する確認書類については、農協等が必要事項を記載して提出する一覧表をもってこれに代えることができる。ただし、当該一覧表については、「申請者」及び「申請者別荷受数量」が明確になっていることが必要である。
なたね	<ul style="list-style-type: none"> 製油業者等との出荷・販売契約数量を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど） 品種名が確認できる書類（種子購入伝票など） 	<ul style="list-style-type: none"> 交付対象数量は、出荷・販売数量、自家加工の原料に供した数量（予定の数量を含む。）及び直売所で販売した数量（予定の数量を含む。）とし、食用植物油脂（食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく食用油脂製造業の営業許可を受けた施設において製造されるもの）の製造の用に供される数量とする（食用油脂を非食品用途に出荷する場合も含む。）。 共同乾燥調製施設等においては、交付申請者ごとの持ち分が分かるように「申請者別数量」等の明細を作成する必要がある。 交付申請者が農協等に販売を委託している場合、地方参事官等に対して交付申請者が提出する確認書類については、農協等が必要事項を記載して提出する一覧表をもってこれに代えることができる。ただし、当該一覧表については、「申請者」及び「申請者別荷受数量」が明確になっていることが必要である。 なたねについては、上位交付単価の加算対象区分の5品種（キザキノナタネ、きらきら銀河、キラリボシ、ナナシキブ又はペノカのしずく）であるか否かは、当該品種を生産したことがわかる書類（当年産なたねを生産するための種子購入伝票や育成者（試験研究機関等）から種子を入手したことがわかるもの）によって確認することになる。当年産の当該品種であることを特定できる書類の提出がない場合は、「その他品種」として扱う。

(注1) なたねについて、生産数量を客観的に確認できる書類がなく、出荷・販売契約書の写しのみで、数量払交付申請書を提出しようとする場合は、数量払交付申請書を提出する前に、地方農政局等による立会いの下、生産数量の確認を受けてください。(地方農政局等は、地域再生協議会等関係機関との連携の下、生産数量の確認の立会いを行うものとしません。)

なお、キザキノナタネ、きらきら銀河、キラリボシ、ナナシキブ及びペノカのしづくの5品種については、種子の購入伝票などによって、品種の確認をすることとします。品種の確認ができない場合、当該5品種に適用される交付単価で交付金を交付することができなくなります。

(注2) 農業者と当該農業者の対象畑作物の販売先である需要者が実質的に同一の者と見なされる場合(名称、代表者の氏名、事務所の所在地、構成員が同一である等)等にあつては、自家加工販売の場合に準じた手続が必要です。

(注3) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項の規定に基づく出荷制限が行われることとなった区域で生産され、出荷・販売することができなくなった対象畑作物については、は種前契約書及び品位等検査の結果を確認できる書類(そば及びなたねについては、地方農政局等による数量確認書類を含む。)の提出により品質区分別生産量が確認できる場合は、確認された数量に対して数量払の交付を行います。

なお、自家加工販売や直売所等で販売する予定であつた対象畑作物については、は種前契約書に代えて、自家加工計画を提出するものとします。

(注4) 表中の「需要者との販売契約」については、対象畑作物のは種前に締結されたものとしませんが、農業者・農協等と需要者等との間では種前の需給に関する情報交換(当該畑作物の生産量や品質等に関するもの)等が継続的に行われ、これを踏まえ計画的に需要に応じた生産がなされている場合を含むものとします。

・ なお、自家加工の原料に供する麦・大豆・そば・なたねの数量、直売所等での販売を予定している数量については、交付申請者自らが生産した原料農産物の数量を客観的に確認できる書類(麦・大豆・そばは農産物検査結果通知書の写しや品位等区分の確認の結果を証明する書類、なたねは製油業者等に製油を委託した原料の数量が分かる伝票の写し又は農協等に乾燥調製を委託した場合の乾燥調製後の数量が分かる伝票の写し等)を提出させることが必要となる。

・ なたねについて、地方参事官等は、地域農業再生協議会等の関係機関との連携の下、本数量確認のための立会いを行い、確認結果については、「畑作物の生産実績・販売予定数量確認書」(別紙参考様式第3号)に記載する。

なお、加算対象区分の5品種(キザキノナタネ、きらきら銀河、キラリボシ、ナナシキブ又はペノカのしづく)の確認は、当年産なたねを生産するための種子の購入伝票等で確認し、確認できない場合はその他品種の交付単価が適用されることに留意する。

・ 交付申請者と需要者が実質的に同一の者と見なされる場合(名称、代表者の氏名、事務所の所在地、構成員が同一である等)は、自家加工販売等に準じた手続が必要となり、自ら生産した農産物の出荷・販売契約数量を確認できる書類(出荷・販売契約書の写し・販売伝票の写しなど)及び対象畑作物の数量を客観的に確認できる書類(麦、大豆及びそばは農産物検査結果通知書の写しや品位等区分の確認の結果を証明する書類など、なたねは製油業者等に製油を委託した原料の数量が分かる伝票の写しなど)により生産量を確認する。

・ 出荷制限により出荷・販売することができなくなった区域の対象畑作物(実施要綱別紙2「畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲」に定めるもの。)については、交付申請者が出荷・販売する予定であつた数量を確認する(は種前契約書及び品位等検査の結果を確認できる書類(「畑作物の生産実績・販売予定数量確認書」(別紙参考様式第3号)参照)により確認する。)ことにより、当該数量に対して交付金が交付されるので、対象となる交付申請者にその旨を周知する。この際、農産物検査による品位等検査結果又は品位等区分の確認結果に基づく品質区分別生産量に基づいて交付金が算定される麦、大豆、そばについては、農産物検査の受検又は品位等区分の確認が必須である旨も併せて周知する。また、品位等検査がないなたねの数量確認については、地方参事官等が数量確認を行ったことが分かる書類(「畑作物の生産実績・販売予定数量確認書」(別紙参考様式第3号)参照)の提出によって行うこととする。

・ 交付対象数量は、出荷・販売する予定であつた数量、自家加工計画により自家加工の原料に供する予定であつた数量、直売所等で販売する予定であつた数量を基本とし、農産物検査を受検した又は品位等区分の確認を受けた対象畑作物については農産物検査結果数量又は品位等区分の確認結果数量のそれぞれを上限とする。

・ 自家加工の原料に供する又は直売所等での販売をする予定であつたなたねの数量について、当該数量を客観的に確認できる書類がない場合は、地方参事官等の立会いの下、原料農産物の生産量を確認することが必要となる。

・ なお、対象畑作物ごとの数量確認等については、「品質区分別生産量の確認」に準ずる。

・ 種子用麦・大豆等は交付対象外となっているが、交付申請者が対象畑作物を作付けする地域において、自然災害等により、は種前契約に見合う種子が確保できない場合には、以下の要件を満たしていれば種子転用しても交付金の返還は求めない。
① 交付申請者が農協等と締結したは種前契約の下、主食用として農協等に出荷し、数量払の対象畑作物となつたもの
② 自然災害等やむを得ない事情により、各都道府県の種子協会や、米麦改良協会等(以下「協会」等という。)から、種子への転用の要請があつたもの

ただし、この対応は緊急的な措置であるため、原則、種子用の品代ではなく、主食用の品代(掛かり増し経費分のみ上乘せ可)で販売を行ったものに限ることとし、地方農政局等は、協会等の協力を得て、当該都道府県内で流通している同じ品種の種子の販売価格と当該転用種子の販売価格又は販売予定価格を比較し、転用種子の販売価格又は販売予定価格が低いことを確認する。

なお、②の種子への転用の要請については、緊急性を鑑み、文書のほか、メールで受け付けたものについても可とする。

(別紙3-1)

農産物検査によらない品位等区分の確認における基準等について

平成18年8月7日農林水産省告示第1110号の1の表中の備考2の麦、大豆及びそばに係る当該等級に相当すると認められるものの基準は、1の「品位の等級に相当すると認められるものの基準」に該当すること(2の「品位等区分の確認の方法」及び3の「数量の確認方法」に従って確認されたものに限る。)とします。

(以下省略)

エ 交付決定及び交付金の交付

- (ア) 国は、毎年度、予算の範囲内において、交付対象者に対し交付金を交付します。
- (イ) 地方農政局長等は、交付申請者から報告された対象畑作物ごとの品質区別生産量を審査し、その内容が適当と認められる場合は、対象畑作物ごとの品質区別生産量に交付単価を乗じることにより交付金額を算定します。

その際、交付申請者が面積払の交付金を受給している場合には、その交付金額を控除して数量払の交付金額を算定します。
 なお、算定された数量払の交付金額が面積払の交付金額を超えない場合は、数量払の交付金額は零円となり、交付金は交付されません。

(注) 小麦の数量払の交付金額は、交付申請者が春期には種する小麦と秋期には種する小麦それぞれについて面積払を受給している場合には、それぞれの面積払の交付金額を控除して数量払の交付金額を算定します。

- (ウ) 地方農政局長等は、交付申請者ごとの交付金額の算定が終わり次第、交付金計算書を作成します。

- (エ) 地方農政局長等は、交付決定を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知した上で、交付金を交付します。

③ 面積払

ア 交付申請手続

- (ア) 面積払については、②のアの(ア)の交付申請の申出を行っていただければ、交付申請を行ったものとみなされます。
 なお、面積払をその年の対象畑作物の収穫状況を確認した上で申請する場合は、

- 次の品目における「品位の等級に相当すると認められるものの基準」は、農産物規格規程(平成13年農林水産省告示第244号)の第1の規定に定めるところに準ずるものとする。
 普通小麦、強力小麦、普通小粒大麦、普通大粒大麦、はだか麦、普通大豆、特定加工用大豆、普通そば、普通そば(四倍体)、だったんそば

- 地方参事官等は、交付対象数量の確認後、数量払交付申請書に記載された品質区別生産量等を交付金算定システムに入力し、交付金算定システムにより交付単価を乗じた金額(以下「数量払の計算額」という。)を算定する(品質区別生産量等の入力誤りがないよう注意する。)
- 数量払の計算額の算定において、1円未満の端数が生じた場合には切り捨てにより整理する。

○数量払の交付金額の算定(交付金額=数量払の計算額=品質区別生産量×品質区別等の交付単価-面積払の既交付額)

- ・麦、大豆、そば、なたね
 出荷・販売等数量 × 品質区別交付単価 の合計 - 面積払の既交付額
- ・てん菜
 販売見込数量 × 加重平均糖度(出荷実績)の交付単価 - 面積払の既交付額
- ・でん粉原料用ばれいしょ
 出荷総数量 × 加重平均でん粉含有率(出荷実績)の交付単価 × 糖化用等比率 - 面積払の既交付額

- 地方参事官等は、数量払の交付金額の算定において、面積払が先行して交付される者の場合は、面積払の交付金の交付決定(交付金の交付)が終了していることを交付金算定システム上で確認する。
- 地方参事官等は、数量払を交付する際、面積払の交付金を受給した者について、実施要綱Ⅳの第1の1の(2)の③の(カ)に基づき、面積払の交付対象か否かを確認する。

- 地方参事官等は、面積払の控除に係る交付金算定システムの入力の際、春期には種する小麦と秋期には種する小麦の両方を生産する交付申請者及び夏そばと秋そばの両方を生産する交付申請者の処理に入力誤りがないよう注意する。

- 面積払の交付金の交付がない場合は、数量払の計算額が交付金額となる。
- 面積払の交付金の交付があり、面積払の既交付額を数量払の計算額から控除した後の金額が0円を超えない場合は、0円で交付決定を行う。
- 地方参事官等は、交付金算定システムから出力した「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付金計算書」(別紙様式第4号。以下「数量払の交付金計算書」という。)に誤りがないことを確認し、「数量払交付申請書」(様式第9-1号)と併せて地方農政局生産部等に報告する。

- 地方農政局生産部等は、交付金計算書その他の関係書類の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は、交付金算定システムにより交付決定を行い、「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付決定通知書」(別紙様式第3号)及び「数量払の交付金計算書」(別紙様式第4号)を交付申請者に送付(必要に応じて、地方参事官等を経由して送付)した上で、交付金を交付する。
- なお、大豆及びそばについては、生産年の翌年の3月31日までに交付決定が行えない場合には、生産年の翌年度予算において支払いを行う。

- 地方参事官等は、「交付申請書」(様式第1号)の②の交付申請内容の「畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請」欄の「する」が選択されているかを確認する。「する」が選択されている場合は、「営農計画書」(様式第2号)の「畑作物の直接支払交付金(ゲタ)に係る生産予定面積」欄に記載されているかを確認するとともに、申請面積にゲタ交付金の対象とならない面積(種子用麦・大豆・そば・なたね、麦芽原料用麦、黒大豆、生食・加工用又は種子用ばれいしょ等)

「面積払は収穫後交付（申請）を希望」の回答欄の「する」に○を付けてください。

- (イ) 面積払の交付申請者であって、「面積払は収穫後交付（申請）を希望」の回答欄の「する」に○を付けた交付申請者は、②のアの(エ)の数量払交付申請書を作成する際、面積払を希望しない場合は、対象畑作物に○を付けてください

イ 営農計画書の作成

面積払の交付申請者は、営農計画書の「農地の利用計画記入欄」に対象畑作物の作付面積等を記載するとともに、「畑作物の直接支払交付金（ゲタ）に係る生産予定面積」に対象畑作物ごとの作付面積の合計を記載し、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

ウ 作付面積の確認等

- (ア) 面積払の交付対象面積については、別紙5「面積払の交付対象農地」に定められておりです。
- (イ) 地域農業再生協議会は、地方農政局等と連携の上、交付申請者の営農計画書に基づき、対象畑作物に係る作付面積、作付状況等を確認します。
- (ウ) (イ)の対象畑作物の作付面積、作付状況等の確認作業は農業共済組合又は農業保険法（昭和22年法律第185号）第107条第1項の共済事業を行う市町村（以下「農業共済組合等」といいます。）からの農作物・畑作物共済の引受面積等の情報提供を受けて行うことを基本とし、それによる確認ができない場合には現地確認を行います。

が含まれていないかを確認する。

- なお、「交付申請書」（様式第1号）の②の交付申請内容の「面積払は収穫後交付（申請）を希望」欄の「する」が選択されている場合には、数量払の交付申請時に、「数量払交付申請書」（様式第9-1号）の「交付申請時に収穫後交付（申請）を希望された方」欄において、面積払の交付を希望しない畑作物が選択されていないか確認する必要があることに留意する。
- 複数の地方参事官等又は地域農業再生協議会の所管区域にはほ場を有する一の農業者から交付申請があった場合、交付申請書を受理した地方参事官等又は地域農業再生協議会（複数の地方参事官等又は地域農業再生協議会に提出した場合は、当該交付申請者の住所地の地方参事官等又は地域農業再生協議会）が窓口となることが基本となる。当該交付申請者に係るほ場等の情報は、窓口を管轄する地方農政局等を通じて、ほ場が所在する地方参事官等及び地域農業再生協議会等へ共有する。情報提供を受けた地方参事官等及び地域農業再生協議会は、面積や作付状況等の確認を行い、その結果を窓口となっている地方参事官等及び地域農業再生協議会に提供する。
- 地方参事官等及び地域農業再生協議会は、「営農計画書」（様式第2号）には、農地の所在地や作物名はもとより、本交付金の対象とならない種子用、麦芽原料用麦、生食・加工用ばれいしょ等の用途を明確に記載することを周知・徹底する。
- 対象畑作物の実作付面積については、「農地の利用計画記入欄」の「作物作付面積」欄に確定（又は予定）面積を記載させることとし、交付対象とならない用途（種子用等）の作付面積が混在して計上されていないか確認する必要がある。
- 地方参事官等及び地域農業再生協議会は、「営農計画書」（様式第2号）の作成時には実際の作付面積が確定しておらず、作付予定面積（大豆・そば）を記載した場合において、当該営農計画書を提出した後に、実際の作付面積に変更があった場合、地域農業再生協議会・地方参事官等に速やかにその旨を申し出る必要があることを交付申請者に周知する。

- 地域農業再生協議会単位で、対象畑作物の生育ステージ等を踏まえた作付面積の確認時期、地域の交付申請者の要望を踏まえた面積払の交付金の交付時期や、その他の各種交付金との業務等について整理を行った上で、あらかじめ年間スケジュールを作成し、計画的に業務を遂行する必要がある。
- 地域農業再生協議会は、地方参事官等と連携の上、交付申請者から提出のあった「営農計画書」（様式第2号）を基に、面積払の対象農地において、対象畑作物が作付けされていること、また、その作付面積を確認する。
- 対象畑作物の作付面積の確認は、地域農業再生協議会と地方参事官等が十分に連携の上、下記の①～④の複数の情報の確認を行い、交付申請者が記載した「営農計画書」（様式第2号）の作付面積と①～④の面積とを比較して、いずれか小さい面積とする。
 - ① 農業共済組合等からの農作物・畑作物共済の引受面積等の情報（共済細目書の情報を含む。）
 - ② 農協等（製糖事業者を含む。）が取りまとめた作付面積の情報（市町村が取りまとめた作付面積の情報も含む。農協等と市町村との情報の照合ができた場合は、①～④の複数の情報確認ができたこととみなす。）
 - ③ 市町村等が保有するGIS等地図情報システムのデータ提供
 - ④ ①、②、③により確認ができない場合には現地での実測等（未作付等が含まれる農地については、実測又は合理的な計算（対象畑作物の発芽・生育のない部分について図測により控除面積を算出することや、作付面積に対して明らかに種量が少ない場合に、地域の農業改良普及組織等が指導する標準的な種量と実際のは種量とを比較し、は種量の不足見合分を算出する等）により、これを当年産作付面積から控除。）なお、①の場合、引受面積の確認ができれば、水田活用の直接支払交付金と同様に、当該面積を確認済みの面積とするが、重複チェックの観点から、以下（点線囲み）のとおり対応する。

対象農地が水田の場合： 水田活用の直接支払交付金と本交付金との重複交付があることに鑑み、作付面積の確認については、①の農業共済組合等から農作物・畑作物共済の引受面積等の情報提供を受けて行うことを基本とし、それに加えて②～④による補完的な確認を行う（※本交付金の交付対象面積が全て交付対象水田の場合、水田活用の直接支払交付金の交付対象面積を超えることがないよう留意する必要）。

対象農地が畑地の場合： ①により共済引受面積等との照合ができれば、当該面積を確認済みの面積とする（ダブルチェ

ックの観点から、②～④の複数の情報との照合を適宜行うことが望ましい。)

(エ) 地域農業再生協議会は、(イ)及び(ウ)の確認が終わり次第、確認結果を「畑作物の直接支払交付金における作付面積確認報告書」(参考様式1。以下「作付面積確認報告書」といいます。)に取りまとめて、その基礎データ(地方農政局等が指定した形式とします。)とともに、地方農政局等に報告します。

その際、作付面積は、対象畑作物ごとに分割して報告することができるものとします。

(注) 地域農業再生協議会は、面積払の交付申請者のうち、下記のオの(ウ)に該当すると考えられる交付申請者がいる場合には、その旨を地方農政局等に報告します。

エ 交付単価

対象畑作物の交付対象面積に応じて、20,000円/10aを交付します。ただし、そばについては、13,000円/10aを交付します。なお、本単価については、令和5年産から令和7年産まで適用します。

- ・ 地域農業再生協議会は、確認に要した資料(実測の測定資料、水田の場合は、畦畔率の根拠資料など)は、次回を確認を行うまで保管すること。
- ・ なたねについては、上記①の手法が適用できないため、地域のなたねの生育ステージを把握の上、水田活用の直接支払交付金の現地確認等を活用し、翌年産の作付状況をあらかじめ把握しておくことも必要となる。
- ・ でん粉原料用ばれいしょについては、北海道内での生産の実態に鑑み、特例的に、でん粉の原料用にその全量を出荷・販売する農業者に限り、作付品種は問わない(専用品種以外も可とする。)。その場合の作付面積の確認については、
 - ① 営農計画書上の面積と、でん粉原料用ばれいしょのは種前契約書の作付予定面積が一致していること等、筆ごとの作付計画と実際の作付面積を確認するとともに、
 - ② 数量払の審査の際にも、当年産の作付面積分(面積払の交付対象面積分)の全量が、でん粉原料用として出荷・販売されているかを確認する必要がある。なお、②の確認において、当年産の作付面積分(面積払の交付対象面積分)に一部の量でも生食・加工用に供されていることが判明した場合は、交付した面積払の交付金の全額を返還することとなる。
- ・ 対象畑作物の作付準備をしていたにもかかわらず、自然災害等により作付けが困難となり、農作物・畑作物共済の引受面積等により作付面積の確認ができない面積については、作付準備を行っていた年産に限り、実施要綱Ⅳの第2の1の(5)の⑤のアからウに掲げる全ての条件に該当すると地方農政局長等が認める場合、当該面積を作付面積とみなす。なお、必要な手続は同規定に準じて行うものとする。
- ・ 6月末までに対象畑作物のは種が終了している地域について、実作付面積を「営農計画書」(様式第2号)に適切に反映していることが基礎データを基に確認できる場合は、「作付面積確認報告書」(参考様式1)の作成は不要。該当する地方参事官等は、地域農業再生協議会とよく調整すること。
- ・ 「作付面積確認報告書」(参考様式1)は、事務の効率化・交付金の早期支払の観点から、対象畑作物ごとにまとめて報告することが望ましく、その提出期限については、
 - ① 7月末日:麦、なたね、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、(夏そば)
 - ② 9月末日:大豆、そばを一定の目安とし、具体的な提出期限等については、対象畑作物の作付面積の確認時期や交付金の交付時期等も勘案の上、地域農業再生協議会と地方参事官等との間で協議して設定する。
- ・ また、交付金の交付時期については、複数の対象畑作物を作付けする交付申請者については、交付金の交付回数が複数回となることも想定されるが、交付対象面積が確定した対象畑作物から順次、以下の目安で交付する。
 - ① 麦、なたね、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、(夏そば):7月下旬～
 - ② 大豆、そば:9月下旬～
- ・ なお、そばを二期作する場合は、「1作目のそば(夏)」、「2作目のそば(秋)」のそれぞれの作付面積に応じて面積払を交付することができるとしているが、1作目のそばの作付面積と2作目のそばの作付面積は必ずしも一致しない場合があることから、「作付面積確認報告書」(参考様式1)では、1・2作目分の面積を合算することなく、確認の都度、報告する必要がある。
- ・ 地域農業再生協議会は、現地確認等の結果、栽培管理が不十分な交付申請者がいることが判明したときには、指導することが適当な場合であれば必要な指導を行った上で、オの(ウ)に該当すると考えられるかを検討する。
- ・ 地域農業再生協議会は、オの(ウ)に該当すると考えられる交付申請者がいる場合には、随時地方参事官等に報告し、作付面積確認報告書の備考欄にその旨を記入する。

オ 交付決定及び交付金の交付

- (ア) 国は、毎年度、予算の範囲内において、交付対象者に対し交付金を交付します。
- (イ) 地方農政局長等は、地域農業再生協議会等から報告された対象畑作物ごとの作付面積確認報告書を審査し、その内容が適当と認められる場合は、対象畑作物ごとの交付対象面積を確定し、その面積に交付単価を乗じることにより交付金額を算定します。
- この際、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょについては、地域農業再生協議会等から報告があった面積に交付対象比率（てん菜：1.0、でん粉原料用ばれいしょ：0.63）を乗じたものを交付対象面積とします。
- (注) 交付対象面積の単位は、a 単位とし、1 a 未満の端数があるときには切り捨てにより整理します。

- (ウ) 地方農政局長等は、交付申請者ごとの交付金額の算定が終わり次第、交付金計算書を作成します。

- (エ) 地方農政局長等は、交付決定を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知し、交付金を交付します。

- (オ) 地方農政局長等は、自然災害などの合理的な理由がなく、面積払の交付申請がなされた農地における当年産の単収が、地方農政局長等が定める市町村別等の基準単収（以下「地域の基準単収」といいます。）を大きく下回る可能性が高いと判断される場合には、交付申請者から数量払交付申請書の提出があった後、カに定めるところにより面積払の交付対象となることを確認した上で、交付申請者に対して面積払の交付決定を行います。

(注) 対象畑作物に係る地域の基準単収は、地方農政局等において縦覧に供することとします。

- 地方参事官等は、報告された面積データのうち、
 - てん菜については、その面積に国内産糖交付金の対象となる近年の平均的な交付対象比率である「1.0」を、
 - でん粉原料用ばれいしょについては、その面積に農協系でん粉工場のでん粉製造数量に占めるその糖化用等交付金の近年の平均的な交付対象比率である「0.63」を乗じた面積を、当面の間は交付対象面積とする（したがって、地域農業再生協議会には、原面積データを報告するよう指導する。）。
- 地方参事官等は、地域農業再生協議会から報告された面積データを交付金算定システムに入力し、交付金算定システムから出力した確認用 CSV ファイルとの整合（行ズレ等がないか）を確認する。
- なお、交付対象面積と「営農計画書」（様式第2号）との関係では、農地の利用計画欄面積の積上 \geq 生産予定面積 \geq 交付対象面積となるが、この関係が成立しない場合は、各々の面積の検証を行い、交付対象面積を再確認する必要がある。
- また、面積払の収穫後交付（申請）を希望した交付申請者については、数量払の交付申請時において、「数量払交付申請書」（様式第9-1号）の「交付申請時に収穫後交付（申請）を希望された方」欄に、面積払の交付を希望しない畑作物が選択されているかを確認し、当該畑作物については面積払を交付しないことに注意する。
- 地方参事官等は、原則、「営農計画書」（様式第2号）に記載された当年産の対象畑作物に係る作付面積の情報を交付金算定システムにおいて入力・管理するものとする（ゲタ交付金の対象とならない畑作物（種子用麦・大豆・そば・なたね、麦芽原料用麦、黒大豆、生食・加工用及び種子用ばれいしょ等）の作付面積は入力しない。なお、いわゆる「落ち」は数量払の対象となるが、その場合であっても面積払は行わないことから、面積の入力は行わないことに留意する。）。

- 面積払の交付金額の算定（交付金額＝交付対象面積×交付単価）
- 麦、大豆、なたね：交付対象面積 × 2.0 万円/10a
 - てん菜：交付対象面積 × 1 × 2.0 万円/10a
 - でん粉原料用ばれいしょ：交付対象面積 × 0.63 × 2.0 万円/10a
 - そば：交付対象面積 × 1.3 万円/10a

- 地方参事官等は、交付金算定システムにより、交付対象面積（てん菜・でん粉原料用ばれいしょは原データに交付対象比率を乗じた面積）に交付単価（20,000 円/10a、そばについては 13,000 円/10a）を乗じて交付金額を算定する。
- 1 a 未満の端数が生じた場合は切り捨てにより整理する。
- 地方参事官等は、交付金算定システムから出力した「畑作物の直接支払交付金における面積払交付決定通知書（兼交付金計算書）」（別紙様式第2号。以下「面積払交付決定通知書」という。）に誤りがないことを確認し、地方農政局生産部等に報告する。

- 地方農政局生産部等は、交付金計算書その他の関係書類の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は、交付金算定システムにより交付決定を行い、「面積払交付決定通知書」（別紙様式第2号）を交付申請者に送付（必要に応じて、地方参事官等を経由して送付）した上で、交付金を交付する。

- 地方農政局等が(オ)に該当すると判断した場合には、その旨を地域農業再生協議会を通じて（又はその他方法により）当該交付申請者に伝達する。

- 対象畑作物に係る地域の基準単収は、透明性を確保する観点から、
 - 農林水産統計による市町村別の 10a 当たり収量（市町村別単収：7 年中庸 5 年平均）を用いることを基本とし、
 - 同統計により過去 7 年間のデータの収集が不能な市町村にあっては、直近の 6 年中庸 4 年平均、5 年中庸 3 年平均、又は単純平均によって算定される値を、
 - 同統計による市町村別単収がない場合にあっては、都道府県の平均単収（7 年中庸 5 年平均）を地域農業再生協議会と調整の上、設定する。また、地域や栽培時期等によっては、一律に上記①から③までの単収を当てはめることは適当ではない場合があること

カ 地域の基準単収を大きく下回る場合の面積払の取扱い

(ア) 面積払は、原則として、地域の普及組織等が指導する標準的な栽培方法等に即し、十分な収量が得られるように生産されることを前提に交付されるものです。

(イ) 面積払の交付決定を受けた交付申請者及びオの(ウ)に該当する交付申請者は、対象畑作物ごとの品質区別生産量の合計を当該対象畑作物に係る面積払の交付対象面積（又はイにおいて営農計画書に記載した生産予定面積）で除した単収が、地域の基準単収の2分の1に満たない場合には、面積払の対象とはならず、交付済みの面積払の交付金については返還していただく、又は交付申請中の面積払については交付しないこととします。

(ウ) ただし、数量払交付申請書の提出の際に、地域の基準単収を大きく下回ったことの理由書（参考様式2。以下「理由書」といいます。）及びその添付書類として理由書の根拠となる証拠書類（以下「証拠書類」といいます。）が交付申請者から提出され、これらに基づき、十分な収量が得られるよう作付けされていたにもかかわらず地域の基準単収を大きく下回ったことの合理的な理由があると地方農政局長等が確認できる場合には、(イ)にかかわらず面積払の交付対象とすることができます。

(注) 自然災害等により地域全体で当年産の単収が地域の基準単収を大きく下回ると見込まれる場合には、地域農業再生協議会等が自然災害等との関連を説明する書類を提出することで、個別の交付申請者の理由書の提出に代えることができます。

から、

④ 別途の基準単収の設定が必要であると地域農業再生協議会が客観的データを添付して申し入れた場合は、過去の数量払の交付対象数量から推定される単収等も参考に、上記①から③までの単収を補正の上、設定する（基準単収は、原則として、3年ごとの交付単価の改定に合わせて更新する。）。

・ 地方参事官等は、面積払の交付金を受給した者又はオの(ウ)に該当する者について、交付対象数量を面積払の交付対象面積（又は生産予定面積）で除した交付申請者の個人単収が、地域の基準単収の2分の1を下回っていないかを確認し、当該交付申請者の個人単収が、地域の基準単収の2分の1を下回っている場合は、「基準単収を大きく下回ったことの理由書」（参考様式2）及びその証拠書類の内容を確認し、面積払の交付対象となるか否かを客観的に判断することとなる。ただし、数量払の計算額が面積払の交付金額を上回る場合は、理由書の提出がない場合であっても交付済みの面積払交付金について返還を求める等の対応を行う必要はない。

また、地方参事官等は、判断に当たり必要がある場合は、当該交付申請者の過去の収穫量や個人単収と当該交付申請者の近傍類地のほ場の単収との比較、農協や普及組織等からの情報提供を受け、また、当該交付申請者から作付けの状況等について聞き取り調査や関係書類の提出（必ず提出期限を設定）等を求める。

なお、生育中において栽培管理等に疑義があることが判明した場合には、対象畑作物の生育状況や植栽密度、雑草の繁茂の状況等を農協や普及組織等の協力を得ながら、周辺の対象畑作物が生産されているほ場と比較できるよう情報収集及び当該交付申請者から作付け状況等について聞き取り調査や関係書類の提出を求め、必要に応じ、当該交付申請者に対して改善指導を行う（適切な生産が行われていないことが明らかな場合、当該作付面積は交付対象面積に含まれない。）。

・ 面積払を交付しないこととなった交付申請者に対しては、その旨を地方農政局生産部等から通知する。なお、通知に際しては、(キ)に基づき翌年産の面積払について、オの(ウ)により数量払交付申請書の提出の後、交付決定される旨も知らせる。

・ 面積払の交付を受けた交付申請者は、麦・大豆・そばについて、農産物検査を受検又は品位等区分の確認を受けるための最低量目以上の収穫量があるにも関わらず、農産物検査を受検しなかった又は品位等区分の確認を受けなかったことにより、地域の基準単収の2分の1を下回っている場合は、基準単収を大きく下回ったことの合理的な理由とならないため面積払は返還となることに留意する。

・ なお、地域の基準単収の「2分の1」については、1kg単位とし、地域の基準単収を2で除して1kg未満の端数が生じた場合は、全て切捨てにより整理した数値とする。

・ 単収の算出に当たり、面積払の交付対象面積（生産予定面積）と作付確認面積に乖離がある場合、地方参事官等は作付確認面積を交付申請者に知らせ、交付申請者は作付確認面積を生産予定面積に用いることができる（作付確認面積が確定している場合に限る。）。

・ 地域農業再生協議会等は、自然災害等により地域全体で当年産の単収が地域の基準単収を大きく下回ると見込まれることについて、対象畑作物への被害状況と自然災害等との関連性を客観的な書類等に基づき確認することができる場合に限り、「自然災害等との関連を説明する書類」（別紙参考様式第25号）を提出することができるものとする。

・ なお、対象作物の作付準備をしていたにもかかわらず、自然災害等により、作付けが困難となった農地について、以下アからウまでに掲げる全ての条件に該当すると地方農政局長等が認めるものについては、作付準備を行っていた年産に限り面積払の交付対象とすることができることとします（経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の1の（5）の⑤を準用。）。

ア 作付けが困難となった農地で対象作物の作付準備をしていた交付申請者が、交付申請書（様式第1号）及び営農計画書（様式第2号）を地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出済みであること

イ 被災した農地又は道路が災害復旧事業（国又は地方公共団体の補助金等により施工される災害復旧事業をいいます。以

(エ) 上記(ウ)において、合理的な理由がある場合とは、適切な生産がなされていた上で、自然災害等の交付申請者にとって不可抗力の要因によって単収が低くなっている場合（不可抗力の要因がなければ地域の基準単収と同程度の単収を得ることが可能と見込まれることが必要です。）をいいます。このため、以下の a～e のいずれかに該当する場合には、合理的な理由があるとは認められません。

a 自然災害が地域の基準単収を大きく下回った要因である場合にあっては、当該ほ場以外の近傍のほ場において同じ自然災害による被害がない場合（公的機関や地域農業再生協議会等による被害の証明がある場合を除きます。）

b 適期の作業がなされていない場合や必要な防除がなされていない場合など、地域の基準単収と同程度の単収を得ることが明らかに困難な栽培と認められる場合

c ほ場条件の制約がある場合にあっては、これに対応した対策を講じていない場合、又はこれに対応した対策を講じても地域の基準単収と同程度の単収を得ることが明らかに困難なほ場での栽培と認められる場合

d 地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けていたにもかかわらず、改善措置がなされていない場合

e 管理不十分のために収穫物を毀損させるなど交付申請者が当然に払うべき注意を怠っている場合

(オ) 上記(ウ)における証拠書類については、上記(エ)に照らして合理的な理由の有無を確認するため、以下の a～d のすべてを提出することが必要です。また、a～d 以外にも地方農政局長等が必要に応じ追加書類の提出を求める場合には、地方農政局長等が定める期限までに提出することが必要です。

a 地域の基準単収を大きく下回るようになった要因を裏付ける書類（自然災害が要因である場合には、農作物共済・畑作物共済における共済金の支払額に係る支払書類等）

下同じです。)の対象となり、他作物への転換を含めた作物の作付けが困難であることが確認できること
ウ 当該自然災害等の発生前に、耕起や種子消毒等の作付準備を行っていたと確認できること

《確認ポイント》

- ・ 近年の災害発生状況から、広範囲にわたって発生する災害のほか、局地的な災害も発生している状況もあるため、近傍ほ場の被害の確認については、当該市町村のほか、当該市町村と隣接する市町村における被害の発生状況も必要に応じて確認する。
- ・ 地域農業再生協議会等による被害の証明は、「自然災害等との関連を説明する書類」（別紙参考様式第 25 号）に準じた書類に被害を受けたことを確認できる書類（写真など）を添付して提出することができる。
- ・ 適期の作業と必要な防除については、地域の普及組織等が作成する指導指針・栽培マニュアル・栽培ごよみなどに基づいた栽培が行われるなど、地域の基準単収と同等の単収が得られるような栽培が行われているかに留意する。

- ・ 農作物共済・畑作物共済における共済金の支払額に係る支払書類については、共済組合から一覧表が提出された場合は個別の交付申請者からの提出に代えることができる。また、減収理由は、共済損害通知書における「災害の種類」と一致しているか確認する。
- ・ 自然災害が要因の場合は、その災害を確認できるもの（新聞記事、地方気象台の気象データや気象災害レポート、行政による被害報告書など）によって、降水量や風速、浸水被害の状況などを確認する。
- ・ 鳥獣被害が要因の場合は、食害などの被害状況を確認できるもの（写真など）により確認する。

※ 理由書の根拠となる証拠書類の具体例

ア 自然災害が理由の場合

- ・ 農作物共済の支払書類等
- ・ 農作物又は農地の被害状況を明確に確認できる写真（対象地番で生産された農作物であることが確認できるもの、撮影年月日及び対象地番が確認できるもの）
- ・ 公的機関や地域農業再生協議会等が被害状況を確認した書類等
- ・ 近隣地域を含め、天候不順等であったことが把握できる書類（気象庁公表データ等）等

イ 新たな生産技術の導入による理由の場合

- ・ 前年産と当年産の生産技術等の相違を確認できる書類（農作業日誌及びその他参考とした書類（会議資料や研修会資料）等
- ・ 農業生産資材購入等の書類（見積書、精算書、領収書）等

ウ 交付申請者の体調不良等の理由の場合

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通院等の診療レセプト ・ 診断書 ・ 入院証明 ・ 死亡届等
<p>b 適切な生産が行われていたことが分かる書類（作業日誌、種子や肥料の購入伝票等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域農業再生協議会等が、(ウ)の（注）の規定に基づき、個別の交付申請者の理由書の提出に代えて自然災害等との関連を説明する書類を提出する場合、ウの(エ)に規定する「作付面積確認報告書」（参考様式1）の報告をもって(ウ)のbに代えることができるものとする。 ・ 適切な生産が行われていたことの確認は、地域の普及組織等が作成する指導指針・栽培マニュアル・栽培ごよみなどを参考に、次の点を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 適期には種・収穫・防除がなされているかを作業日誌で確認する。 ② 必要量は種量や適切な薬剤散布量となっているかを種子や薬剤の購入伝票で確認する。 ※ 理由書の根拠となる証拠書類の具体例（適切な生産が行われていたことが分かるもの） <ul style="list-style-type: none"> ア 農作業日誌（提出必須） イ 種子や肥料の購入伝票等
<p>c ほ場条件の制約がある場合には、これに対応した対策を講じていることが分かる書類（作業日誌、対策を施したことが分かる写真等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほ場条件の制約がある場合は、これに対応した対策が講じられているかを確認（写真や補助事業実施報告（計画）書など）する。 ・ ほ場条件の制約に対応した対策としての例示 <ul style="list-style-type: none"> ① 湿害が発生しやすいほ場における明渠排水対策 ② 風害が発生しやすいほ場における風害対策（てん菜の直播栽培における盛土など） ※ 理由書の根拠となる証拠書類の具体例（ほ場条件の制約がある場合に、これに対応した対策を講じていることが分かるもの） <ul style="list-style-type: none"> ほ場に対策を施したことを明確に確認できる写真（撮影年月日及び対象地番が確認できるもの）や書類（作業日誌、施工図、見積書、精算書、領収書）等
<p>d 地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けている場合には、実施した改善措置が分かる書類（作業日誌、改善措置を施したことが分かる写真等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方農政局等や地域農業再生協議会等から栽培管理等の改善指導を受けている場合は、改善措置がなされているかを確認（改善したことが分かる写真など）する。 ※ 理由書の根拠となる証拠書類の具体例（地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けている場合に、実施した改善措置が分かるもの） <ul style="list-style-type: none"> ア 改善指導通知の写し イ 改善のための会議資料や研修会資料、参考とした書類等 ウ 改善に係る農業生産資材購入等の書類（見積書、精算書、領収書）等 エ ほ場に対策を施したことを明確に確認できる写真（撮影年月日及び対象地番が確認できるもの）や書類（作業日誌、施工図、見積書、精算書、領収書）等
	<ul style="list-style-type: none"> ※ 理由書の根拠となる証拠書類の具体例（その他） <ul style="list-style-type: none"> ア その他必要に応じて基準単収を大きく下回った理由を裏付ける根拠となる書類等 イ 農産物検査により格付理由が規格外となった数量が発生した場合は、農産物検査結果通知表の写し ウ 農産物検査によらない品位等区分の確認により交付対象とならない数量が発生した場合は、品位等区分の確認の結果を証明する書類の写し
<p>(カ) 上記(ウ)において、合理的な理由があると確認できる場合であっても、翌年産において地域の基準単収を大きく下回る可能性が高いと判断される場合には、地方農政局長等は、当該交付申請者に対して翌年産以降の生産に向けた改善指導を行うこととします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方参事官等は、地域の基準単収を大きく下回る可能性が高い交付申請者等に対しては、「令和〇年産の畑作物の直接支払交付金について（改善指導）」（別紙参考様式第26号）により、文書で、翌年産以降の生産の改善に向けた指導を行う（改善事項の例：作業時期、防除、ほ場の制約要因に対する対策等）。なお、当該文書発出に当たっては、本省穀物課経営安定対策室に対象者に関する情報共有（対象者リスト等）を行った上で、当該交付申請者が作付前の準備を十分にできる時期に発出（地域農業再生協議会等経由も可）するよう考慮するとともに、可能な限り対面又は電話等で説明すること。
<p>(キ) 上記(ウ)により面積払の交付対象とならないと判断された交付申請者に対して</p>	

は、翌年産の面積払について、オの(ウ)により、数量払交付申請書の提出の後、交付決定することとします。

(3) 収入減少影響緩和交付金

① 趣旨

収入減少影響緩和交付金は、別紙6「収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類」に記載する対象作物（米穀、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ）を生産する農業者に対して、収入の減少が経営に及ぼす影響を緩和するものです。

本交付金は、交付申請者の当年産の収入の額が標準的な収入の額を下回った場合に、その減収額の9割を対象として、国費を財源とする交付金の交付とそれに伴い交付申請者が自ら積み立てている積立金の返納により補填を行います。

② 交付申請手続

ア 交付申請及び積立金の納付

(ア) 交付申請及び積立ての申出

交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容」欄の「収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の申請」の回答欄の「する」に○を付け、「収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の積立て申出」欄に(イ)の生産予定面積を記載し、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出するものとします。

このことにより、当該交付金に係る積立金（以下「積立金」といいます。）の積立ての申出が行われたこととなります。

(イ) 生産予定面積

当年産において生産を予定する全ての対象作物の種類ごと（小麦にあつては、春期には種する小麦と秋期には種する小麦の区分ごと）の生産予定面積は、別紙7「収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的収入額等の算出」により対象作物の種類ごとに算出された10a当たりの標準的な収入額（以下「単位面積当たり標準的収入額」といいます。）の区分ごとの面積（集落営農であつてその構成員に農業保険法第175条に規定する農業経営収入保険事業（以下「収入保険」といいます。）に加入している者がいる場合にあつては、当該構成員に係る面積を除きます。）とします。

この場合において、

a その者が認定農業者又は特定農業団体であるときは、その農業経営改善計画又は特定農用地利用規程を認定した市町村（複数の市町村において認定を受けている場合又は農林水産大臣若しくは地方農政局長若しくは都道府県知事から認定を受けている場合にあつては、主として農作業を行う農地が所在する市町村。以下「改善計画認定市町村」といいます。）

b その者が集落営農であるときは、農業経営の法人化及び地域における農地利用の集積を確実にを行うと判断した市町村

c その者が認定新規就農者であるときは、その青年等就農計画を認定した市町村（複数の市町村において認定を受けている場合にあつては主として農作業を行う農地が所在する市町村。以下「就農計画認定市町村」といいます。）が属する地域に設定された単位面積当たり標準的収入額の区分ごとの生産予定面積とします。

(ウ) 米穀の出荷・販売契約数量等の報告

積立ての申出に当たり、米穀の生産を予定する交付申請者においては、対象米穀が出荷・販売契約等に基づき需要に応じて生産されていることの確認に必要な書類として、「収入減少影響緩和交付金の積立て申出に係る米穀の出荷・販売契約数量等報告書」（様式第10-11号）を作成し、交付申請書に添付することとします。

- ・ 「営農計画書」（様式第2号）に記載された対象作物の作付面積等と比較し、申告漏れの品目や面積がないか確認する（種子用や麦芽原料用麦など、補填の対象とならないものは比較対象としない。）。確認の結果、申告すべき品目が記載されていない、数値の桁数が多い又は少ないなど、申告ミスと見られるものがある場合は、農業者にその旨を連絡し、修正するかを確認する。
- ・ 米の種子落ち、麦の種子落ち・ビール落ち、ばれいしょの生食・加工・種子落ち等は、その見込み面積を生産予定面積に含めることができる。
- ・ 米穀については、主食用として確実に出荷・販売を計画している分の面積のみを計上する（主食用米、新規需要米及び加工用米等の生産配分を決めていない分の面積は含めることはできない）。
- ・ 1㎡未満の端数は四捨五入とする。
- ・ 申出内容の変更は、特段の事情がない限り、6月30日までに申出があつた場合に限り対応する。
- ・ 生産予定面積を訂正するときは、訂正箇所を二重線を引き、訂正後の内容を訂正箇所の周囲の見やすい部分に記載する。
- ・ 積立申出者から提出書類の補正の申出があつた場合には、当該積立申出者の同意を得た上で、地方参事官等が当該積立申出者に代わって補正することができる。
その際、
 - ① 申出者が積立申出者本人であることを確認するため、積立申出者本人でなければ分からない事項（生年月日、交付申請者管理コード等）を照会する。
 - ② 積立申出者本人の同意を得たことを記録に留め、補正した書類とともに保存することとする。
なお、記録に留める事項は、同意を得た日時、補正の申出内容、本人確認の方法、対応した担当者名等とする。
- ・ 単なる地名の書き間違い（例えば、記載された住所が「群馬県」と書かれている場合）等、明らかに記載事項の間違いが分かる場合は、積立申出者本人の同意を得ずに提出書類を補正することができる。
- ・ 提出書類を補正したときは、速やかに、交付金算定システムに反映させる。

- ・ 地方参事官等は、米穀機構傘下の業者（農協及び主として集出荷を行う事業者に限る。以下同じ。）に出荷・販売される米について、出荷・販売契約が締結されていることを確認する。
- ・ 地方参事官等は、米穀について、「出荷・販売契約数量等報告書」（様式第10-11号）の出荷・販売契約数量と販売計画数量の合計を地域の単収（農林水産省が公表する都道府県別10a当たり平年収量等（1.7mm基準ベース））で割り戻した面積換算値が、生産予定面積を超過していないかを確認する。超過する場合は、必要に応じて農業者に聴取する等し

(エ) 当年積立額等の通知

地方農政局長等は、(ア)により提出された交付申請書の内容を確認し、積立ての申出をした交付申請者（以下「積立申出者」といいます。）が当年において積立金として積み立てる額（別紙9「収入減少影響緩和交付金における積立金の算定方法」の2により、対策加入者の繰越積立残額（前年において生産した農産物に係る収入減少影響緩和交付金の交付に伴う積立金返納後の積立金の残額又は前年産の対象作物の収入減少に対する補填に充てられなかった積立金の額をいいます。以下同じです。）に応じ算出された額をいいます。以下「当年積立額」といいます。）及びその納付先口座（別紙10「収入減少影響緩和交付金における積立金管理者」の1により指定された積立金管理者（以下「積立金管理者」といいます。）が指定する口座をいいます。）を、当該積立申出者に対し通知するものとします。

(オ) 当年積立額の納付

(エ)により通知を受けた積立申出者は、その通知された当年積立額（10%の収入減少に対応した積立額又は繰越積立残額に応じ20%までの収入減少に対応した積立額）のいずれかを選択し、その額を当年の8月31日までに、その通知された納付先口座に納付するものとします。

ただし、繰越積立残額が、別紙9「収入減少影響緩和交付金における積立金の算定方法」の1により算出された当年における積立基準収入額の4.5%以上となる積立申出者は、当年において当年積立額を納付しないものとします。

イ 交付申請

(ア) 収入減少影響緩和交付金の交付申請書の提出

当年積立額を納付した積立申出者（繰越積立残額が当年における積立基準収入額の4.5%以上となるため、当年積立額を納付しなかった積立申出者を含みません。）は、本交付金の交付を受けようとするときは、生産年の翌年の4月1日から4月30日までの間に、(イ)の生産実績数量を記載した「収入減少影響緩和交付金の交付申請書」（様式第10-1号）に、別紙6「収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類」に定める確認書類を添付し、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出するものとします。

(イ) 生産実績数量

積立申出者は、「収入減少影響緩和交付金の交付申請書」（様式第10-1号）に当年において生産した全ての対象作物の種類ごとに、別紙6「収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類」に定める全ての生産実績数量を記載します。

この場合において、

- a その者が認定農業者又は特定農業団体であるときは、改善計画認定市町村
 - b その者が集落営農であるときは、農業経営の法人化及び地域における農地利用の集積を確実にを行うと判断した市町村
 - c その者が認定新規就農者であるときは、就農計画認定市町村
- が属する地域に設定された単位面積当たり標準的収入額の区分ごとの生産実績数

て、個別に事情（特定の銘柄について単収が高い等）を確認する。

・ 米穀機構傘下の業者から積立申出者ごとに契約内容を一覧にまとめた「収入減少影響緩和交付金における米穀の出荷・販売契約数量証明書」（別紙参考様式第30号又は当該様式と同等の事項が記載されたもの）の作成について協力が得られる場合は、当該書類をもって、積立申出者が「出荷・販売契約数量等報告書」（様式第10-11号）に添付する出荷契約書の写し等の確認書類に代えることができる。

- ・ 納付期限（当年の8月31日）までに確実に納付されるよう、必要に応じ、電話連絡等の措置を講じる。
- ・ 経営所得安定対策等推進事業実施要綱別紙2の第2の3に掲げる農業者積立金の取りまとめ納付を行った地域農業再生協議会（生産出荷団体）がある場合は、速やかに納付明細（積立金の取りまとめを行った農業者ごとの納付額が分かるもの）を地方参事官等に提出してもらう。
- ・ 納付期限以降速やかに、積立金管理者に対し、預金通帳等の写しの報告を行うよう指示する。
- ・ 積立申出者ごとに、交付金算定システム上の当年積立額等データ等と積立金管理者の預金通帳等（写し）の突合等により、通知された積立金額が納付されていることを確認する。なお、農業者積立金の取りまとめ納付が行われたものについては、当該地域農業再生協議会（生産出荷団体）から提出された納付明細の合計額と、積立金管理者の預金通帳（写し）に記載された当該地域農業再生協議会（生産出荷団体）名義の納付金額を突合することで足りる。
- ・ 地方参事官等は、納付金額を確認し、交付金算定システムに登録する。
- ・ 通知された積立金額が納付されている農業者には、「収入減少影響緩和交付金における当年積立額及び積立金総額通知書」（別紙様式第10号）により通知する。

・ 地域農業再生協議会は、交付申請者から提出された「収入減少影響緩和交付金の交付申請書」（様式第10-1号）について、内容等を確認した上で、地方参事官等が指定する様式の電子媒体等に入力し、そのデータと併せて地方参事官等に提出する。

・ 交付申請書の申請日が適切であることを確認する。

・ 申請内容を訂正するときは、訂正後の内容を訂正箇所の周囲の見やすい部分に記載する。

・ 交付申請者から提出書類の補正の申出があった場合には、当該交付申請者の同意を得た上で、地方参事官等が当該交付申請者に代わって補正することができる。また、申請内容の重要な補正が必要な場合は、提出書類の再提出、又は補正の裏付けとなる書類の提出が必須となる。

その際、

① 申出者が交付申請者本人であることを確認するため、交付申請者本人でなければ分からない事項（生年月日、交付申請者管理コード等）を照会する。

② 交付申請者本人の同意を得たことを記録に留め、補正した書類とともに保存することとする。

なお、記録に留める事項は、同意を得た日時、補正の申出内容、本人確認の方法、対応した担当者名等とする。

・ 単なる地名の書き間違い（例えば、記載された住所が「群馬県」と書かれている場合）等、明らかに記載事項の間違いが分かる場合は、交付申請者本人の同意を得ずに提出書類を補正することができる。

・ 提出書類を補正したときは、速やかに、交付金算定システムに反映させる（ただし、交付決定後に交付金額等の変更が伴う補正がある場合には、過不足払等の手続きが必要となる。）。

・ 生産予定面積の申告のなかった対象作物又は地域等区分についても、数量払の交付対象数量がある場合には、生産実績数量として算入する。

量とします。

(注) 生産実績数量の単位は、1 kg 単位とし、端数があるときには切り捨てにより整理します。

- ・ 数量払の交付対象数量がある対象作物に係る生産実績数量の申告がない場合、交付申請書の再提出又は補正を求める(対象農産物名、地域等区分、生産実績数量の記載が必要な北海道及び収入保険に加入している構成員のいる集落営農のみ)。

(生産実績数量の確認に係る留意点)

【米穀】

(1) 共通事項

- ・ 販売又は販売委託をした事実が確認できる書類は、原則として1つあれば足りる。
- ・ 販売年月日、産地品種銘柄ごとの販売対象数量を確認する。
- ・ 種子用に供される米穀、用途限定米穀(加工用米及び新規需要米(飼料用米、米粉用米等))及び自家消費用米その他の本交付金の交付対象とならない米穀が含まれていないことを確認する。
- ・ 精米で販売している場合は、その販売数量の合計の100分の110に相当する数量とする。
- ・ 1 kg 未満の端数があるときは、これを切り捨てして1kg単位とする。

(2) 米穀機構傘下の業者に対し販売又は販売委託をして出荷したもの

- ・ 交付申請者が生産年の6月30日までに米穀機構傘下の各業者と結んだ出荷・販売契約に基づき、生産年の翌年3月31日までに販売され又は販売を委託して出荷されたことが確認できるものが生産実績数量の対象となる。
- ・ 出荷・販売先の業者ごとに、販売契約書の写しや販売伝票の写し等、販売又は販売委託をした事実が確認できる書類により確認する。
- ・ 農産物検査において、水稻うるち玄米(一)の規格項目の検査で、3等以上に格付けされたもの、または、水稻うるち玄米(二)の規格項目の検査で、死米の測定値20%以下、死米と砕粒の測定値の合計が30%以下、水分含有率16.0%以下の全ての規格を満たすものについて、米穀機構傘下の業者から交付申請者ごとの生産実績数量等を一覧にまとめた「収入減少影響緩和交付金における米穀の数量証明書」(別紙参考様式第5-1号又は当該様式と同等の事項が記載されたもの)の作成について協力が得られる場合は、当該書類をもって交付申請者が提出する確認書類に代えることができる。
- ・ 出荷・販売先の業者ごとに、生産実績数量が「出荷・販売契約数量等報告書」(様式第10-11号)に記載された出荷・販売契約数量を超えないことを確認する。ただし、豊作等により契約者間で契約数量の上乗せ更新が行われたことが書面により確認できる場合は、更新後の数量が生産実績数量の上限となる。
なお、契約数量の上乗せ更新が行われたことが確認できる資料は、「収入減少影響緩和交付金における米穀の数量証明書」(別紙参考様式第5-1号又は当該様式と同等の事項が記載されたもの)をもって当該確認書類に代えることができる。

(3) 交付申請者自ら販売先(米穀機構傘下の業者を除く。)と販売契約を締結して販売の対象としたもの

- ・ 交付申請者が生産年の6月30日までに立てた販売計画に基づき、生産年の翌年3月31日までに販売の対象とされていることが確認できるものが生産実績数量の対象となる(生産年の翌年4月以降に販売されるものであっても、販売契約書上で、あらかじめその数量が確認できれば生産実績数量の対象となり得る。)
- ・ 販売契約書の写しや販売伝票の写し等、販売した事実が確認できる書類により確認する。
- ・ インターネットやFAX等による注文販売のように、一般的に文書により販売契約が締結されない取引の場合は、注文書、注文者への送り状(代金請求書)、受領証、販売伝票等の写し等によって確認する。
- ・ 直売所の店頭販売など、販売先が特定できない場合は、直売所の運営会社等が発行する販売明細書やPOSデータ等、第三者が発行する書類により販売した事実が確認できれば、生産実績数量に算入することができる。
- ・ 庭先販売など口頭による販売の場合も、受領証等、販売先が発行又は署名する書類により販売数量と販売の事実があることが確認できれば、対象となり得る。
- ・ 交付申請者が製造・販売する加工品に使用された当該交付申請者自らが生産した米穀について、以下のア及びイの数量が把握できる場合は、生産実績数量となり得る。
 - ア 生産年の翌年3月31日までに販売の対象とした加工品の数量
 - イ アの加工品の数量を生産するに当たって使用した米穀の数量(比率等を用いた数量換算値でも可能とする。)ただし、加工品の製造のために自らが生産した用途限定米穀(加工用米及び新規需要米(米粉用米等))も使用している場合にあつては、その数量を除いたものとする。
- ・ 農産物検査において、水稻うるち玄米(一)の規格項目の検査で、3等以上に格付けされたもの、または、水稻うるち玄米(二)の規格項目の検査で、死米の測定値20%以下、死米と砕粒の測定値の合計が30%以下、水分含有率16.0%以下の全ての規格を満たすものについて、販売先から「収入減少影響緩和交付金における米穀の数量証明書」

(別紙参考様式第5-2号又は当該様式と同等の事項が記載されたもの。)の作成及び立入調査について協力が得られる場合は、当該書類をもって確認書類に代えることができる。

- ・ 販売先と農産物検査実施機関が異なる場合にあっては、「収入減少影響緩和交付金における米穀の農産物検査数量等証明書」(別紙参考様式第5-3号又は当該様式と同等の事項が記載されたもの。)をもって、確認書類のうち米穀品位等検査の結果を確認できる書類に代えることができる。

(4) 交付申請者から販売委託を受けた者(販売受託者(米穀機構傘下の業者を除く。))が販売先と文書等で販売契約を締結して販売の対象としたもの

- ・ 交付申請者又は交付申請者から販売委託を受けた者が生産年の6月30日までに立てた販売計画に基づき、生産年の翌年3月31日までに販売の対象とされていることが確認できるものが生産実績数量の対象となる(生産年の翌年4月以降に販売されるものであっても、販売契約書上で、あらかじめその数量が確認できれば生産実績数量の対象となり得る。)
- ・ 交付申請者と販売受託者間の販売委託契約書の写し、販売受託者の販売伝票の写し等により確認する。ただし、販売受託者が交付申請者に対して通知した販売代金精算書により販売委託関係が明らかな場合は、販売委託契約書の写し、販売受託者の販売伝票等の写し等は省略できる。
- ・ 販売受託者と販売先との間で文書による販売契約が締結されない取引の場合の提出書類の扱いについては、(3)のインターネットやFAX等による注文販売の確認に用いる提出書類と同じとする。

(5) その他

- ・ 実施要綱別紙6の「生産実績数量の対象範囲」のイの(ア)については、地域の作況、規格外米の発生状況、水稲共済における損害評価の特例措置、規格外米の品位基準等を踏まえて適用の有無や適用範囲等を決定することとなるため、当該特例の適用の検討が必要と見込まれる災害等が発生した場合は、その内容を速やかに本省に連絡すること。
- ・ 実施要綱別紙6の「生産実績数量の対象範囲」のイの(イ)については、「数量品位認定証明書」(別紙参考様式第8号又は当該様式と同等の事項が記載されたもの。)により証明を行う。
- ・ 実施要綱別紙6の「生産実績数量の対象範囲」のイの(ウ)については、交付申請者が販売又は販売を委託して、備蓄米の政府買入に係る入札仕様書に定めるB区分米穀(電気水分計及び穀粒判別器(以下「分析機器という。))により測定した米穀であって、分析機器により測定した米穀の要件を満たすもの)として政府に売り渡した数量が確認できる書類(販売契約書の写しや販売伝票の写しなど)により、確認する。
- ・ 実施要綱別紙6の「生産実績数量の対象範囲」のイの(エ)については、生産年の翌年3月31日までに主食用として販売し、若しくは販売を委託して出荷し又は販売の対象とした数量を確認できる書類に加え、以下①～⑥の要件を満たす書類により、確認する。

	要件	確認書類の具体例
①	販売先において主食用とすることが決定していること	交付前年度の3月31日までに主食用として販売し、又は販売を委託して出荷した数量を確認できる書類(出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど)又は販売先による確約書(『主食用として買入れた令和〇年度産米穀に係る使用目的の確約書』(別紙参考様式10号))等
②	1.70mm以上のふるい目幅で調製されたこと	1.70mm以上のふるい目で調製したことを明記した販売契約書の写しや販売伝票の写し等
③	水分含有率が実施要綱別紙6のイの(エ)のiiiに定める基準以下であること	水分含有率が実施要綱別紙6のイの(エ)のiiiに定める基準を満たしていることを明記した販売契約書の写しや販売伝票の写し等
④	産年が明らかにされていること	産年を確認できる栽培記録の写し等
⑤	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)第4条第1項に基づき、産地情報が伝達されること	産地情報が記された販売契約書の写しや販売伝票の写し等
⑥	実施要綱IVの第1の1の(3)の②のアの(イ)のa、b又はcに規定する市町村が北海道、兵庫県、高知県、宮崎県及び鹿児島県の場合にあっては品種名が明らかにされていること	品種を確認できる種子購入伝票の写しや栽培記録の写し等

なお、生産実績数量の確認を行う地方参事官等は、①主食用米として著しく安い価格での取引となっていないか、②生産予定面積に比べて生産実績数量が過大になっていないか、③販売先からの返品分が含まれるなど、販売数量が過大になっていないか等を確認の上、生産実績数量の確認・審査を行うものとし、必要に応じて、交付申請者や販売先に確認を行うものとする。

- ・ 直接販売を行う交付申請者にとっては、審査の迅速化及び交付金の早期支払のため、その数量等を「直接販売した米穀の数量報告書」（別紙参考様式第6号又は当該様式と同等の事項が記載されたもの。）に整理するよう依頼する（提出は任意とする。）。ただし、確認書類の枚数が著しく多く、申請に係る負担が大きいと交付申請者が判断した場合は、「直接販売した米穀の数量報告書」（別紙参考様式第6号又は当該様式と同等の事項が記載されたもの。）に加え、「米穀の直接販売分の証明書類の添付省略に関する申出書」（別紙参考様式第7号）を提出することにより、確認書類の提出を省略することができる。

【米穀以外】

- ・ 実施要綱別紙2「畑作物の直接支払交付金の対象作物とその品質区分別生産量の対象範囲」を参照すること。

- ・ 地方参事官等は、交付申請書その他の関係書類の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合には、交付金算定システムにより積立金の額を確定し、交付申請者への返納額を算定する。

- ・ 地方参事官等は、交付金算定システムへ生産実績数量を入力後、「収入減少影響緩和交付金計算書」（別紙様式第12号）に誤りがないことを確認し、「収入減少影響緩和交付金の交付申請書」（様式第10-1号）等と併せて、地方農政局生産部等に報告する。
- ・ 地方農政局生産部等は、交付金計算書その他の関係書類の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合には、交付金算定システムにより交付決定を行う。
- ・ 交付決定を行った農業者には、「収入減少影響緩和交付金における交付決定額及び積立金返納額通知書」（別紙様式第11号）、「収入減少影響緩和交付金計算書」（別紙様式第12号）、「収入減少影響緩和交付金における積立金計算書」（別紙様式第13号）により通知する。
- ・ 交付金額が零となった者についても交付決定を行う。
- ・ 交付金の支払予定日は、可能な限り早期に設定するとともに、積立金の返納に係る支払予定日とできるだけ同時期になるよう留意する。

- ・ 積立金管理者を指定した旨の通知は、「収入減少影響緩和交付金における積立金管理者指定通知書」（別紙様式第16号）により行う。
- ・ 積立金管理者に対する積立金の返納指示は、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金返納額指示書」（別紙様式第15号）により行う。
- ・ 積立金管理者に対する積立金の返納指示は、複数の地方参事官及び地方調整官が駐在する道県にあっては、道県庁所在地に駐在する地方参事官等が道県内の返納指示を取りまとめて行うこととする。
- ・ 積立金の返納は、積立金の確定及び交付金の交付による場合の他、農業者が以下のアからオまでに該当した場合にも行う。この場合、当該農業者には、「収入減少影響緩和交付金における積立金返納額通知書」（別紙様式第14号）により通知する。

ア 収入減少影響緩和交付金に係る「収入減少影響緩和交付金の積立金返納申出書」（別紙参考様式第9号。以下「積立金返納申出書」という。）の提出があった場合

イ 積立金の積立ての申出の時期に積立ての申出をしなかった場合

ウ 収入減少影響緩和交付金における積立額通知書により通知された積立額を納付期限までに納付せず、かつ、繰越積

ウ 積立金の確定

地方農政局等は、イにより提出された「収入減少影響緩和の交付申請書」（様式第10-1号）及び別紙6「収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類」に定める確認書類等を審査し、その内容が適当と認められる場合には、別紙9「収入減少影響緩和交付金における積立金の算定方法」の3に基づき、積立金の額を確定するとともに、交付申請者への返納額を算定します。

エ 交付決定及び交付金の交付

(ア) 国は、毎年度、予算の範囲内において、交付対象者に対し交付金を交付します。

(イ) 地方農政局長等は、速やかに、別紙8「収入減少影響緩和交付金における交付金額の算定方法」により交付金額を算定します。

(ウ) 地方農政局長等は、交付申請者ごとの交付金額の算定が終わり次第、交付決定を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知し、交付金を交付します。

オ 積立金の返納

地方農政局長等は、ウにより算定した返納額及び交付申請者に交付された交付金額の3分の1に相当する額を当該申請者の積立金から取り崩した上で返納するよう積立金管理者に指示するとともに、当該申請者に対し、返納額及びその算定内容を通知します。

<p>カ その他 当年積立額を納付した場合であって、交付申請をしなかった場合の積立申出者の積立金は、翌年産の繰越積立残額として取り扱います。ただし、当該積立金の返納の申出をした場合又は翌年産の積立金の積立ての申出をしなかった場合を除きます。</p>	<p>立残額が積立基準収入額の4.5%を下回っている場合 エ 収入減少影響緩和交付金における積立額通知書に基づき納付された積立額が、当該通知書の積立金の額を超えている場合 オ 交付金の交付申請があった際に、当該申請者が本対策の対象農業者でないことが確認された場合</p>
<p>第2 水田活用直接支払交付金 1 水田活用の直接支払交付金 (1) 趣旨 国土が狭く、農地面積も限られている我が国において、国民の主食である米の安定供給のほか、食料自給率・自給力の向上、多面的機能の維持強化等を図るためには、持続性に優れた生産装置である水田を最大限に有効活用することが重要です。 このため、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進めるとともに、地域で作成する水田収益力強化ビジョンに基づく、地域の特色ある魅力的な製品の産地づくりに向けた取組への支援を行います。</p> <p>(2) 水田収益力強化ビジョン 水田収益力強化ビジョンは、地域の特色のある魅力的な製品の産地を創造するための地域の作物生産の設計図となるものです。全国の需給見通しや自らの産地の販売戦略等を踏まえた地域の水田における作物ごとの取組方針・作付予定面積、高収益作物の導入等による収益力強化に向けた取組方針、産地交付金の活用方法を明らかにし、地域で共有することで、各農業者が主体的に自らの作付計画を判断し、需要に応じた生産を進め、地域の特色ある産地づくりに向けた取組を更に推進することを目的としています。水田収益力強化ビジョンの作成が産地交付金による支援の要件となります。 具体的な水田収益力強化ビジョンの内容等については、別紙11「水田収益力強化ビジョンについて」に定めています。</p> <p>(3) 交付対象者 交付対象者は、販売農家又は集落営農です。 (注1) 本交付金における「販売農家」とは、本交付金の対象作物の販売実績がある者です。ただし、別紙13の2の(3)の①のただし書に規定する地方農政局長等が必要と認められた取組のみを行う場合は、販売農家とみなすこととします。 (注2) 本交付金における「集落営農」とは、複数の販売農家により構成される農作業受託組織であって、組織の規約及び代表者を定め、かつ、本交付金の対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っているもののことです。 (注3) なお、交付対象者は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動を行うよう努めてください。</p> <p>(4) 交付申請手続等 ① 交付申請手続 水田活用の直接支払交付金の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容欄」の「水田活用の直接支払交付金の申請」の回答欄の「する」に○を付けて、営農計画書とともに、生産年の6月30日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会（産地交付金の追加配分に係る取組を行う場合には、地域農業再生協議会）に提出します。 なお、加工用米、飼料用米、米粉用米及び新市場開拓用米に係る取組については、主食</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県は、次年度の転換作物の作付予定面積を把握するため、水田収益力強化ビジョンの策定に先立ち、地域農業再生協議会ごとの各作物の作付予定面積を記載した「転換作物拡大計画」（別紙様式第20号。以下「転換作物拡大計画」という。）を作成し、生産年の2月28日までに地方農政局等へ提出する。なお、「転換作物拡大計画」は各作物の面積を㎡単位の積み上げにより記入し、1a未満の端数が生じた場合は切り捨てにより整理する。 地方農政局等は、都道府県から提出のあった「転換作物拡大計画」を取りまとめ、本省企画課水田農業対策室に提出する。

用米の不作など需給動向等を踏まえ、農産局長が必要と判断した場合には、別に定めるところにより6月30日以降も主食用米への変更を受け付けることができるものとします。

② 出荷・販売の実績報告等

ア 水田活用の直接支払交付金の交付申請者は、原則として対象作物の生産年の12月20日までに、「水田活用直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書」（様式第11-1号。以下「出荷・販売等実績報告書」といいます。）を作成し、確認書類として、対象作物ごとに当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの1つを添付して地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

（注1）畑作物の直接支払交付金（数量払）に交付申請した者であって、同交付金（数量払）の交付申請手続において、水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売状況が分かる書類を提出する（提出した）者は、当該対象作物に係る出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等については、提出する必要はありません。

（注2）対象作物について、自家加工や直売所等での販売のみに供する場合には、確認書類として「水田活用直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売（直売所等での販売）実績報告書」（参考様式3）を作成して提出してください。

イ 飼料用米、米粉用米の数量払いの交付申請者は、生産年の翌年の1月31日までに、対象作物の生産数量を記載した「水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書」（様式第11-2号。以下「飼料用米等の数量報告書」といいます。）を作成し、確認書類として、農産物検査結果通知書等の写し又は当該数量を確認できる書類を添付して地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

（注）農産物検査によらない方法で数量確認を行った交付申請者は、当該数量を確認できる書類として、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の別添1の2に定める品位（以下「適合品位」といいます。）に相当するものと認められるものであることが客観的に確認できる販売伝票の写し等を提出する必要があります。

なお、販売伝票等に記載された適合品位に相当するものと認められる根拠となる書類は、交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管してください。

<戦略作物助成・産地交付金・畑地化促進助成>

・ 本交付金の交付には、地方参事官等へ対象作物ごと（産地交付金は各単価グループごとに最低1つ、**畑地化促進助成**は品目ごと（高収益作物定着促進支援のうち加工・業務用の野菜及び果樹に係る取組にあつては、品目及び用途ごと））に販売伝票等を提出（12月20日までに提出できない場合は、交付申請年の翌年の6月30日まで）する必要がある旨、交付申請者に周知する。なお、高収益作物定着促進支援のうち加工・業務用の野菜及び果樹の取組にあつては、加工・業務用として出荷した数量が契約数量以上あることが確認できる書類等が必要である旨、併せて交付申請者に周知する。

・ 交付申請者は、複数のほ場において重複活用のできない支援（例：戦略作物助成と畑地化促進助成（定着促進支援））の両方を活用していた場合、それぞれ別の販売伝票等を提出する。

・ 販売伝票等は、「出荷・販売等実績報告書」（様式第11-1号）と併せて提出することが原則であるが、交付申請者から、申請を行った全ての対象作物の販売伝票等が提出され、これを地方参事官等が全て確認した場合には、同様式の提出を省略することができる。

（注）「出荷・販売等実績報告書」（様式第11-1号）については、本交付金の交付申請者が、申請を行った対象作物の販売伝票等を、将来提出することについて誓約したことを証拠として残すために定めているもの。

・ 「出荷・販売等実績報告書」（様式第11-1号）の提出時期については、各地域の実情に応じ、12月20日の提出期限よりも前とすることができる。

・ 地域農業再生協議会は、交付申請者から提出された「出荷・販売等実績報告書」（様式第11-1号）について、内容等を確認した上で、申請書入力システム等に入力し、そのデータと併せて地方参事官等に提出する。

・ 麦、大豆に係る交付申請を行う者であって、麦芽原料用麦、黒大豆、種子のみを生産する者については、これらの作物が畑作物の直接支払交付金の対象畑作物ではないことから、当該作物に係る販売伝票等の提出が必要であることを周知する。

・ 販売伝票等の確認は、原則として地方参事官等が直接行うこととするが、地域農業再生協議会等の関係機関において、出荷・販売者リストが管理されている場合は、当該リストの提出を受け、これを地方参事官等が確認することも可とする。

・ 正当な理由がなく、「出荷・販売等実績報告書」（様式第11-1号）のチェックリストにおいてチェックされた項目の期日までに販売伝票等の提出がない対象作物がある場合は、交付対象から除外する。この場合において、既に本交付金の交付を行っているときは、該当する作物の交付金の返還を求める。

・ 飼料用米、米粉用米の数量払いの交付申請者は、「飼料用米等の数量報告書」（様式第11-2号）を作成し、必要な書類とともに地方参事官等へ提出する。

・ 地域農業再生協議会は、交付申請者から提出された「飼料用米等の数量報告書」（様式第11-2号）について、内容等を確認した上で、申請書入力システム等に入力し、そのデータと併せて地方参事官等に提出する。

・ 報告された数量が、適合品位に相当するもの又は適合品位に相当するものと認められるものであることを、農産物検査結果通知書等の登録検査機関が発行した検査結果の分かる書類又は当該全量分の販売伝票等により確認する。この際、もみによる報告があったものは、報告のあった数字に0.8を乗じた数量を交付対象数量とする。

また、農産物検査法第5条に基づく検査により売買取引業者等が検査を請求した場合には、各申請者は農産物検査結果通知書等の写しに、各申請者の飼料用米、米粉用米の出荷先、出荷数量が分かる資料及び検査数量の内訳として当該申請者相当分が確認できる書類を添付するものとする。

なお、農産物検査を受けず、かつ、農産物検査によらない方法での数量確認を行わない場合はその旨を記載し、数量の記載は不要とする。

・ 農産物検査によらない方法で数量確認を行った場合は、当該全量分の根拠となる書類について、交付申請者が交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管することとする。

・ ふるい上の米の数量については、実施要綱Ⅳの第2の1の（6）の①のイの（注2）に準ずる。

・ 飼料用米を自らの畜産経営に供する目的で生産する者及び米粉用米を自家加工品（販売目的）の製造原料に供する目的で生産する者が、農産物検査によらない方法で数量確認を行った場合には、「水田活用直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売（直売所等での販売）実績報告書」（参考様式3）と併せて、当該全量分の根拠となる書類も提出するものとする。

・ 主食用米として生産する品種と同一の品種を用いて区分管理を行った場合は、生産段階において、主食用米の生産との

差異の内容（多収に向けて導入する技術や生産資材等又は省力化栽培を行うときの取組内容等（生産性が低いほ場で取り組む場合を含む。））が新規需要米取組計画に記載されていることを確認する。

- ・ 認定方針作成者が新規需要米取組計画の取組主体となっている場合にあっては、方針作成者が方針参加農業者の報告を取りまとめて報告できるものとする。

- ・ 「数量報告書」は「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」における「新規需要米生産集荷出荷数量一覧表」（別紙様式第4-13号）に交付対象数量等の必要事項を記載し、農産物検査結果通知書等の写し又は適合品位に相当するものと認められるものであることが客観的に確認できる当該全量分の販売伝票等を添付することで、兼ねることも可能とする（「『令和〇年産新規需要米生産集出荷数量一覧表』及び『水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書』」（別紙参考様式第19号））。

（5） 作付面積の確認等

① 地域農業再生協議会は、交付申請者の営農計画書に基づき、対象作物に係る作付面積、作付状況、交付対象となる取組の実施状況等を確認します。

この場合は、対象作物ごとの作付面積の確認日については、原則として生産年の7月1日を基準としますが、当該基準日に確認することが難しい作物については、地域農業再生協議会が地方農政局等と協議して確認日を設定することができます。

② 対象作物の作付面積等の確認については、農業共済組合等から農作物共済引受面積等の情報提供を受けて行うことを基本とし、それによる確認ができない場合には現地確認を行います。

なお、生産年の10月31日までに作付面積等の確認ができない対象作物がある場合には、地方農政局等との協議の上、地域農業再生協議会が当該作物を生産する交付申請者の一定程度を抽出し、実際の作物の作付状況を現地調査することで、営農計画書の申請面積を作付面積とすることができることとします。

また、6の①に規定する飼料作物のうち牧草に対する戦略作物助成については、地域農業再生協議会は、は種の実施に係る確認として、交付申請者からは種記録（種子購入伝票や作業日誌等）の提出を受けることとします。ただし、は種量やは種面積等を記載した「飼料作物（牧草）に係るは種実施報告書」（参考様式4-3）の提出を受けることをもっては種記録の提出に代えることができることとします。

③ 地域農業再生協議会は、②の確認が終わり次第、速やかに確認結果を「経営所得安定対策等交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書」（様式第7号）に取りまとめて、その基礎データ（地方農政局等が指定した形式とします。）とともに、地方農政局等に報告します。

（注）水田活用の直接支払交付金の交付対象農地については、別紙1「水田活用の直接支払交付金の交付対象農地」に定めています。

④ 地方農政局等は、交付申請者ごとの出荷・販売等実績報告書の内容等を確認します。

＜戦略作物助成＞

- ・ 対象作物ごとの確認時期について、あらかじめ地域農業再生協議会が地方参事官等と協議して決めておく。
- ・ 農業者から提出のあった営農計画書を基に、水田活用の直接支払交付金の交付対象農地（交付対象水田）において、対象作物が作付けられていることを確認する。
- ・ 確認後、地域農業再生協議会は、「営農計画書」（様式第2号）の担当者記入欄に必要事項を記入する。
- ・ 飼料用米において、ソフトグレインサイレージ（SGS）等生もみを直接利用する取組の場合は、SGSの生産状況又は収穫物の保管状況等を確認する。生もみの取組については、あらかじめ新規需要米取組計画に生もみで出荷又は利用する旨を記載してあることを確認し、その取組について、地方参事官等と地域農業再生協議会が連携して確認を行う。
- ・ 交付金の算定に当たって、飼料用米、米粉用米の生産数量に疑義が生じ、農業者の出荷・販売の形態やふるい目の実態について確認を行う場合は、地方参事官等と地域農業再生協議会とが連携して確認を行う。
- ・ は種記録の提出を、「飼料作物（牧草）に係るは種実施報告書」（参考様式4-3）の提出をもって代える場合は、は種記録等の証拠書類について、交付申請者が交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管することとする。
- ・ 耕作者が異なる二毛作の場合は、戦略作物助成（二毛作に係る産地交付金）が重複して申請・面積算入されないよう留意する。
- ・ 確認結果を「経営所得安定対策等交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書」（様式第7号）にまとめ、地方参事官等が指定する様式の電子媒体等に入力し、そのデータと併せて地方参事官等に提出する。

- ・ 地方参事官等は、地域農業再生協議会から提出された「経営所得安定対策等交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書」（様式第7号）及びそのデータを取りまとめ、地方農政局等を通じて12月20日までに本省企画課水田農業対策室に提出する。

- ・ 支払業務が計画的に進められるよう、例えば一定程度の分量を取りまとめて報告するよう指導するなど、地方参事官等が地域農業再生協議会に対して主体的に協力する。

- ・ 様式第7号「【参考】二毛作面積」欄についても、実施要綱Ⅳの第2の1の（5）の①の確認等の結果、様式第6号の報告面積から変動する場合は、その変動を反映した面積を記載する。

- ・ 交付申請に関する誓約事項において、
 - ① 戦略作物助成の対象作物については、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けること
 - ② 交付対象作物全般について、出荷・販売を行い、出荷・販売伝票等の証拠書類を5年間保管すること等を誓約しているため、交付要件を確認する書類（戦略作物の契約書や販売伝票等）を提出させる必要はない。

- ・ 要件を満たしていない疑いが生じた場合には、当該農業者に対して必要書類の提出を求めて確認する。
- ・ 地域農業再生協議会は、10月31日までに作付面積等の確認ができないものについて、営農計画書の申告面積を作付面積と確定して支払手続を進めようとする場合には、あらかじめ地方参事官等と協議を行う。

- ① 抽出調査の対象者は、当該協議会内で抽出調査の対象となり得る者（営農計画書の申告面積で支払うこととした作物を作付けすると申告した者）の1割程度（抽出調査の対象となり得る者が10名未満の場合は1人以上）を無作為に抽出するものとし、確認対象者、確認実施日（時期）、確認体制、確認後報告等について定める。

- ② 地域農業再生協議会は、協議で定めた確認実施日（時期）に、確認対象者の営農計画書に記載された水田を現地確認し、当該作物が作付けられていることを確認する。

- ③ 作付確認の結果、対象作物が作付けられていない等、交付金が過払いとなっている者があった場合には、地方参事官

等に速やかに連絡し、当該申請者について差額分の返還手続(未交付決定の場合には修正数値で交付決定)を行う。

- ④ 過払いではないものの、営農計画書での申告と作付けされている作物・面積が異なる者があった場合、該当者に対しては、翌年以降も本制度において交付申請し、提出した営農計画書の申告内容に変更が生じたときには、速やかに地域農業再生協議会に申し出るよう指導する。

<産地交付金>

- ・ 基本的に戦略作物助成に準ずる。
- ・ 地域農業再生協議会は、あらかじめ設定した確認手法により、産地交付金による助成ごとの要件(作物作付・取組の実施)を満たす面積を確認する。
- ・ 次年度以降の所得増加に寄与する又は地域における収益力の向上に資するといった観点から地方農政局長等が必要と認めた場合にあっては、所得増加に直接寄与しない作物のみを作付けする農業者を交付対象とすることも可能とする。

<畑地化促進助成>

- ・ 基本的に戦略作物助成に準ずる。
- ・ 高収益作物畑地化支援及びその他畑地化支援並びに高収益作物定着促進支援及び畑作物定着促進支援について、実施要綱別紙14の2の(2)の添付書類の確認を行う。

- ⑤ なお、対象作物の作付準備をしていたにもかかわらず、自然災害等により、作付けが困難となった農地について、以下アからウまでに掲げる全ての条件に該当すると地方農政局長等が認めるものについては、作付準備を行っていた年産に限り本交付金の交付対象とすることができることとします。

ア 作付けが困難となった農地で対象作物の作付準備をしていた交付申請者が、交付申請書及び営農計画書を地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出済みであること

イ 被災した農地又は道路が災害復旧事業(国又は地方公共団体の補助金等により施工される災害復旧事業をいいます。以下同じです。)の対象となり、他作物への転換を含めた作物の作付けが困難であることが確認できること

ウ 当該自然災害等の発生前に、耕起や種子消毒等の作付準備を行っていたと確認できること

【「自然災害等により作付けが困難となった農地に関する申請書」(別紙参考様式第14号)の確認】

- ・ 申請者ごとに必要な書類(申請書、別紙及び添付書類等)が揃っていることを確認する。
- ・ 担当者記入欄の交付申請者管理コードを記入する。

【「自然災害等により作付けが困難となった農地に関する申請内容確認結果一覧表」(別紙参考様式第15号。以下「確認結果一覧表」という。)の取りまとめ】

- ・ 地域農業再生協議会ごとに、確認した申請者の申請内容を「確認結果一覧表」(別紙参考様式第15号)にリスト化し取りまとめる。
- ・ 申請者及び農地について、実施要綱Ⅳの第2の1の(5)の⑤の条件を満たすかについて、確認を行う。具体的には、

【確認結果欄のア】

- ① 申請者が交付申請書及び営農計画書を提出済であるかを確認する。ただし、作物の特性上、年度を跨いで生産を行わなければならない合理的な理由がある作物については、実施要綱Ⅳの第1の1の(2)の②のアの(イ)に定めるは種前契約書等によって確認することができるものとする。また、営農計画書と「自然災害等により作付けが困難となった農地に関する申請書」(別紙参考様式第14号)の別紙を突合し、申請のあった農地が営農計画書に記載されているかについて確認し、営農計画書に記載されている場合は、対象農地であることが分かるように印を付ける。

【確認結果欄のイ】

- ② 当該農地又は道路が災害復旧事業の対象となったかどうかについて、都道府県及び市町村から適宜証拠書類の写しの提供等を受け確認する。または、都道府県及び市町村に「確認結果一覧表」(別紙参考様式第15号)の確認を依頼する。
- ・ 道路には農業用道路及び林道を含む。

【確認結果欄のウ】

- ③ 災害発生前に作付準備を行っていたかどうかについて、作業日誌及び種子購入伝票等の添付書類により確認する。
- ④ ①から③まで確認した結果に基づき、「確認結果一覧表」(別紙参考様式第15号)の確認結果のアからウの欄に○をつけ、整理する。

- ・ 地域農業再生協議会が「確認結果一覧表」(別紙参考様式第15号)の確認を行った場合は、整理した「確認結果一覧表」(別紙参考様式第15号)を地方参事官等に送付し、地方参事官等及び地域農業再生協議会で共有する。
- ・ 地方参事官等は整理した「確認結果一覧表」(別紙参考様式第15号)を地方農政局生産部等に送付する。
- ・ 地方農政局生産部等は、整理した「確認結果一覧表」(別紙参考様式第15号)により、アからウまでの要件を満たす農業者及び農地について、交付対象とするか否かを確定する。

また、確定した結果については、管内の地方参事官等及び地域農業再生協議会と共有する。

- ・ 交付対象とすることを確定した後速やかに、申請者に対して交付対象となった農地を通知する。(「自然災害等により作付けが困難となった農地を交付対象とすることについて」(別紙参考様式第16号))

- ・ 地域農業再生協議会は、別紙参考様式第15号の確定結果を基に、現地確認結果に加え、対象農地についても、「経営所得安定対策等交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書」(様式第7号)に含めて記入し、地方参事官等に報告する。

- ・ なお、申請者の営農計画書における農地の地番等に基づき十分に確認を行い、報告の際に、作付けされた農地と本特例の対象農地が重複して計上されないようにする。

- ⑥ 水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農村振興局長通知。以下「高度化要領」といいます。）別表2の区分の欄の4の(2)のアに掲げる産地形成促進事業、4の(2)のイに掲げる産地形成支援事業及び4の(2)のウに掲げる中心経営体農地集積促進事業のうち高収益作物転換加算を実施する地区の農地（畑作等推進支援水利再編型においては畑作物等に転換する農地）については、同区分の欄の1に掲げる農業生産基盤整備事業又は国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知）第2の1の表の事業の分類の欄の特別型のうち高収益作物導入促進事業（以下「基盤整備事業」といいます。）の完了年度の翌年度以降、本交付金の交付対象とはなりません。

ただし、同要領別記1の第2の2の(5)のアの(イ)のただし書に規定する畑作物に軸足を置いた汎用化をした部分の農地については、基盤整備事業の完了年度の翌年度から起算して5年間は、本要綱（6）の①に定める戦略作物助成については交付することができることとします。また、産地形成支援事業及び中心経営体農地集積促進事業のうち高収益作物転換加算を実施する地区の農地については、基盤整備事業の完了年度の翌年度から高度化要領別紙2の第5の4及び5の導入促進整備計画又は高度化要領別紙2の第5の6の(3)のアの農業経営高度化計画に定める目標年度（以下「整備計画目標年度」といいます。）までの間、本要綱（6）の③に定める畑地化促進助成を交付できることとします。（ただし、本要綱（6）の③に定める産地推進計画に位置付けられた高収益作物を整備計画目標年度までに導入する場合は、畑地化促進助成及び産地交付金における高収益作物に係る助成について、導入年度から5年間にわたって交付が可能です。）

高度化要領別紙2の第8の3から5に定める情報提供を受けた地域農業再生協議会にあっては、必要に応じて、該当する農地の収益を目的とする権利を有する農業者が住所を有する区域を所管する地域農業再生協議会に対し、関係する情報を提供してください。

これらの情報提供を受けた地域農業再生協議会にあっては、これを踏まえて対象作物の作付面積等の確認を行います。

(6) 交付単価等

①戦略作物助成

ア 当年産において、主食用水稻を作付けしない水田に、下表に定める作物（以下「戦略作物」といいます。）を作付けする場合に、作付面積（飼料用米又は米粉用米にあっては、作付面積及び生産数量）に応じて、下表に定める単価の交付金を交付します。具体的な戦略作物助成の扱いについては、別紙12「戦略作物助成の扱い」に定めています。

作物	交付単価
麦（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）、大豆及び飼料作物（牧草については、当年産においては種から収穫までを行うものに限ります。）	35,000円/10a
飼料作物（牧草のうち、当年産においては種を行わず収穫を行うものに限ります。）	10,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米及び米粉用米	収量に応じ、 55,000～105,000円/10a (下記イ参照)

(注1) 自家加工品（販売目的）の製造原料に供する目的や、自らの畜産経営に供する目

的で対象作物を生産する者も対象となります（産地交付金及び畑地化促進助成も同様です）。

（注2）戦略作物助成は、基幹作のみを対象とします。

（注3）牧草のうち当年産においては種から収穫までを行うものについては、現地確認や種記録の確認により、地域の普及組織等が指導する適正は種量を踏まえた種が行われたと認められる面積を対象とします。

（注4）IVの第2の2又は3において、支援対象となった面積については、麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし（とうもろこしの子実部分及び子実部分と併せて雌穂の芯及び穂皮を利用するもの（野菜を除きます。）をいいます。以下同じです。）のうち飼料用に限ります。）、加工用米及び米粉用米の戦略作物助成の対象から除きます。

イ 飼料用米、米粉用米の交付単価については、

（ア） 10a 当たり交付対象数量が（標準単収値－150）kg 以下の場合、55,000 円／10a

（イ） 10a 当たり交付対象数量が（標準単収値－150）kg ～（標準単収値＋150）kg の場合は、80,000 円／10a ＋ 25,000 円／150kg ×（10a 当たり交付対象数量－標準単収値）で算定された単価

（ウ） 10a 当たり交付対象数量が（標準単収値＋150）kg 以上の場合、105,000 円／10a とします。

（注1）10a 当たり交付対象数量を算定するに当たっては、適合品位に相当するもの及び適合品位に相当すると認められるもののうち、ふるい上の米を対象とするものとします。

この場合において、適合品位に相当するものと認められるものについては、以下のいずれかに限るものとします。

ア 農産物検査によらない方法により、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の別添1の2の要件を満たしていることを確認したもの

イ 飼料用米等の数量報告書を提出した時点において共同乾燥調製施設等において現に調製されているもみであって、当該施設等に配置された農産物検査員（農産物検査法第17条第2項第1号に規定する者をいいます。）による当該ばらもみ又は当該ばらもみから生産される玄米の数量及び相当品位の確認が行われ、適合品位に相当すると認められたもの

なお、イにより適合品位に相当すると認められたものについては、出荷時に別途農産物検査を受けなければならないものとします。

また、もみで数量確認を行った場合は、当該数量に0.8を乗じた数量（小数点以下切り捨て）を用いて10a 当たり交付対象数量を算定します。

農産物検査を受けず、かつ、農産物検査によらない方法での数量確認を行わない場合の交付単価は55,000 円／10a とします。

（注2）「ふるい上の米」は、実際にふるい目幅1.70mmのふるいにかけてのもの又は（注1）における適合品位に相当するもの若しくは適合品位に相当すると認められるものの数量に、農林水産統計の当年産水稻の作柄表示地帯別玄米重歩合（1.70mmふるい目）を乗じた値（小数点以下切り上げ）とします。

ただし、当年産水稻の収量の公表前であって、交付申請者が飼料用米等の数量報告書を提出する際に、農林水産統計の10月25日現在の作柄表示地帯別の予想玄米

・ 地域農業再生協議会は、実施要綱IVの第2の2又は3に掲げる事業の支援対象となった面積について「営農計画書」（様式第2号）等を基に確認する。

・ 飼料作物のうち牧草（当年産においては種を行うもの）の交付対象面積は、
① 地域の普及組織や種苗会社等が指導する適正は種量に基づきほ場全体には種する場合は、当該ほ場の面積
② ①以外の場合は、実際のは種量（は種記録等により確認されたは種量）を、単位面積あたりの適正は種量（地域の普及組織や種苗会社等が指導する量）で除することにより求められる面積とする。

・ なお、既に牧草が作付けられている農地に対して、適正は種量に満たない量のは種が行われた場合は、同一ほ場の中で、当年産においては種が行われたと認められる農地（面積）と、当年産においては種を行わずに収穫のみが行われたと認められる農地（面積）が存在することとなるため、交付申請者が営農計画書を提出する際には、当該ほ場については、行を分けて記載することとする。

・ 実施要綱IVの第2の1の（6）の①のイ（注1）のイの場合にあつては、「令和〇年産水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量証明書」（別紙参考様式第17号）を提出するものとし、出荷時に農産物検査を受けた結果については、検査結果の確定後速やかに「令和〇年産水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の検査結果一覧表」（別紙参考様式第18号）により報告を行うものとする。

<ふるい上の数量の算出>

・ 作柄表示地帯別玄米重歩合（1.70mmふるい目）が公表されない場合は、当該作柄表示地帯が属する都道府県全体の作柄表示地帯別玄米重歩合（1.70mmふるい目）を使用する。

・ 作柄表示地帯において、作期別の作柄表示地帯別玄米重歩合（1.70mmふるい目）が公表されている場合は、飼料用米等を作付けした作期の当該割合を「ふるい上の米」の数量の算出に使用する。

ただし、作期別の作柄表示地帯別玄米重歩合（1.70mmふるい目）が公表されない場合は、当該地帯全体の作柄表示地帯

重歩合（1.70mmふるい目）が公表されている場合にあっては、（注1）における適合品位に相当するもの又は適合品位に相当すると認められるものの数量に、当該予想玄米重歩合を乗じた値（小数点以下切り上げ）としても差し支えないものとします。

（注3） 交付単価の算定に用いる標準単収値は、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の2の（1）に基づき準用する同要領別紙1の第5の2の（3）の地域の合理的な単収等に、農林水産統計の当年産水稻の作柄表示地帯別のふるい目1.70mm以上の10a当たり収量をその平年収量で除した値を乗じた値（小数点以下切り上げ）とします。

ただし、当年産水稻の収量の公表前であって、交付申請者から交付金支払の申請があり、かつ、農林水産統計の10月25日現在の予想収量が公表されている場合にあっては、地域の合理的な単収等に、当該予想収量を農林水産統計の作柄表示地帯別のふるい目1.70mm以上の10a当たり平年収量で除した値を乗じた値（小数点以下切り上げ）としても差し支えないものとします。

（注4） 交付金額は、1円未満を切り捨てとします。

（注5） 飼料用米を生もみで出荷又は利用する旨をあらかじめ記載し認定を受けた新規需要米取組計画書（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1）に基づいて、生もみを直接利用する場合において、その取組について、地方農政局等と地域農業再生協議会が連携して確認を行ったときには、交付単価は80,000円/10aとします。

（注6） 自然災害等により、10a当たり交付対象数量が標準単収値を下回る場合であって、以下の①から③までに掲げる全ての条件に該当すると地方農政局長等が認めるものについては、当該自然災害等が発生した年産に限り、飼料用米及び米粉用米の交付単価は80,000円/10aとすることができることとします。

- ① 自然災害等が要因であることが客観的に確認できること（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき激甚災害に指定された場合、災害復旧事業の対象となった場合、農業共済の支払書類で確認できる場合等）
- ② 当該自然災害等の発生以前においては、適切な生産が行われていたことが確認できること（作業日誌、種子や肥料の購入伝票で確認できる場合等）
- ③ 交付申請者の各年における収量実績から標準単収値を控除した値の原則過去3年平均が0以上であること

別玄米重歩合（1.70mmふるい目）を使用する。

- ・ 実施要綱Ⅳの第2の1の（6）の①のイの（注2）のただし書きについては、例年12月に公表される当年産水稻の作柄表示地帯別玄米重歩合（1.70mmふるい目）の公表日の前日までに「飼料用米等の数量報告書」（様式第11-2号）を地方農政局長等に提出した交付申請者について適用する。
- ・ 一括管理方式におけるふるい下米の取扱いは以下によるものとする。
 - （1）ふるい目幅1.70mm以上のふるいで調製し、ふるい下米を含めずに飼料用米の出荷契約数量とする場合は、ふるい下米は「0kg」とする。
 - （2）ふるい目幅1.70mm以上のふるいで調製後に認定面積で生じる量の範囲内でふるい下米を含めて飼料用米の出荷契約数量とする場合は、当年産水稻の作柄表示地帯別玄米重歩合（1.70mmふるい目）等を用いてふるい下米の数量を適切に算出する（小数点以下切り上げ）。

＜標準単収値の作柄調整＞

- ・ 作柄表示地帯別のふるい目1.70mm以上の10a当たり収量が公表されない場合は、当該作柄表示地帯が属する都道府県全体のふるい目1.70mm以上の10a当たり収量及びその平年収量を使用する。
- ・ 作柄表示地帯において、作期別のふるい目1.70mm以上の10a当たり収量及びその平年収量が公表されている場合は、飼料用米等を作付けした作期の当該数量を標準単収値の調整に使用する。

ただし、作期別のふるい目1.70mm以上の10a当たり収量が公表されない場合は、当該地帯全体のふるい目1.70mm以上の10a当たり収量を使用する。
- ・ 実施要綱Ⅳの第2の1の（6）の①のイの（注3）のただし書きについては、例年12月に公表される当年産水稻の収量の公表日の前日までに「飼料用米等の数量報告書」（様式第11-2号）を地方農政局長等に提出した交付申請者について適用する。

- ・ 実施要綱Ⅳの第2の1の（6）の①のイの（注6）の要件に該当し得る交付申請者は、「飼料用米等の数量報告書」（様式第11-2号）の提出に併せて、①及び②の要件を確認できる書類を地域農業再生協議会へ提出する。

その際、複数の農業者が同一の自然災害等が要因であると見込まれる場合には、①の要件を確認できる書類について、地域農業再生協議会が書類を整理することで、個別の農業者の提出に代えることができるものとする。また、②の要件を確認できる書類については、実施要綱Ⅳの第2の1の（5）の③に規定する「経営所得安定対策等交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書」（様式第7号）等による地域農業再生協議会からの報告をもって個別の農業者の提出に代えることができるものとする。

 - ・ 地域農業再生協議会は、「飼料用米、米粉用米の数量払いにおける自然災害等時の特例措置に係る交付申請者の過去3年の実績一覧」（別紙参考様式第28号別紙2）を作成し、交付申請者から提出のあった書類等と併せて、①から③までの全ての要件を満たすことを確認し、当該要件を全て満たす場合には、「飼料用米、米粉用米の数量払いにおける自然災害等時の特例措置申請者一覧」（別紙参考様式第28号別紙1）を記載し、「飼料用米、米粉用米の数量払いにおける自然災害等時の特例措置について（申請）」（別紙参考様式第28号）及び必要書類を地方参事官等に提出する。

その際、過去3年間に自然災害等が要因で収量実績が低くなり、異常年に該当し得る交付申請者がいる場合であって、当該年度について①の要件の確認方法と同様に自然災害等が要因であることが客観的に確認できる場合には、地域農業再生協議会は当該年度を異常年として「飼料用米、米粉用米の数量払いにおける自然災害等時の特例措置申請者一覧」（別紙参考様式第28号別紙1）に記載する。

なお、過去3年間に飼料用米・米粉用米の収量実績がない場合（異常年を除いた場合も含む。）には、過去3年間及び当年産の水稻全体の収量実績等が確認できる書類を添付することとする。
 - ・ 地方参事官等は、地域農業再生協議会から提出のあった書類を基に、①から③までの全ての要件を満たすこと（異常年として報告のあった内容が妥当かどうかを含む。）を確認し、「飼料用米、米粉用米の数量払いにおける自然災害等時の特例措置について（承認）」（別紙参考様式第29号）により通知するとともに、当該要件を全て満たす場合には交付金算

ウ 交付金の算定に当たって、飼料用米又は米粉用米の生産数量に疑義が生じた場合、地方農政局等と地域農業再生協議会とが連携して主食用米等のふるい下の米の出荷・販売契約数量を確認できる書類（販売伝票の写し等）の提出を求める等の手法により、農業者の出荷・販売の形態やふるい目の実態について確認を行うことがあります。

②産地交付金

水田収益力強化ビジョンに基づく、①戦略作物の生産性向上等の取組、②地域振興作物の生産、③二毛作や耕畜連携の推進に対して支援を行います。対象作物・交付単価等については、都道府県において定めるものとします。具体的な産地交付金の考え方及び設定手続については、別紙13「産地交付金の考え方及び設定手続」に定めています。

【参考】

別紙13 産地交付金の考え方及び設定手続（抜粋）

2 産地交付金による助成内容の設定

(1) 国から各都道府県に対して、それぞれの交付金枠を配分します。

配分には、年度当初に行う配分（以下「当初配分」といいます。）のほか、10月中～下旬を目途に行う配分（以下「追加配分」といいます。）があります。

追加配分には地域の取組に応じた配分（下表参照）を含みます。

取組内容	追加配分単価
新市場開拓用米の複数年契約 ※ 令和5年産から新たに結んだ3年以上の契約	10,000 円/10 a
そば、なたねの作付け ※ 基幹作のみ。	20,000 円/10 a
新市場開拓用米の作付け※ 基幹作のみ。	20,000 円/10 a
地力増進作物の作付け ※ 基幹作のみ。	20,000 円/10 a

(2) 都道府県は、国から配分される交付金枠の範囲内で助成内容（交付対象作物、目標、具体的要件及び単価等）を設定します。都道府県の判断によっては、国から配分される交付金枠を更に地域農業再生協議会に配分し、地域農業再生協議会ごとに助成内容を設定することもできますが、その場合においても、少なくとも当初配分の2割以上は、地域農業再生協議会に配分せず、都道府県が助成内容を設定しなければならないものとします。

(3) 助成内容の設定に当たっては、以下の点に即したものとすることが必要です。

① 地域における水田農業経営の課題に対応し、取組を行う者の収益力向上に資する取組に対する助成とし、所得増加に直接寄与しない作物を生産する取組（ただし、次年度以降の所得増加に寄与する計画的な地力増進作物の作付けによる土づくりの取組や、地域における収益力の向上に資するといった観点から地方農政局長等が必要と認めた取組を除きます。）への助成は行わないこと

その際、以下それぞれ対応した取組への助成とすること

定システムの特例措置のチェック欄に入力して交付金額を算定し、要件を満たさない場合には「飼料用米等の数量報告書」（様式第11-2号）を基に入力された申請書入力システム等のデータにより交付金額を算定する。

その際、異常年として報告のあった内容が妥当であれば、当該年度は③の要件の確認対象から除くことができるものとし、異常年を除いた結果、3年未満となってもよいものとする。

(実施要綱別紙13 関係)

<助成単価の設定>

- 都道府県及び地域農業再生協議会が作成するビジョンにおける助成内容の取扱いは以下によるものとする。
 - 国から県への当初配分後に認定されたビジョンについては、その後の単価の変更は原則として行わないこと。
 - 国から県への追加配分に伴い必要となるビジョンの変更については、追加配分後速やかにビジョンの変更を行

- ア 高収益作物に係る助成内容の設定に当たっては、当該作物の導入に当たっての課題
- イ 加工用米又は新規需要米の直播栽培に係る助成内容の設定に当たっては、生産コスト削減効果を発揮するための課題
- ウ 飼料用米に係る助成内容の設定に当たっては、生産性向上のための課題
- エ 地力増進作物に係る助成内容の設定に当たっては、水田収益力強化ビジョンに位置づけた地力増進作物の活用目的の実現に向けた課題

- ② 経営所得安定対策等における趣旨を損なうような助成としないこと
- ③ 主食用米、備蓄米及び調整水田等の不作付地に対する助成は行わないこと

(5) 都道府県は、都道府県段階で設定した取組方針等及び地域農業再生協議会ごとに設定した取組方針等を取りまとめて水田収益力強化ビジョン（様式第11-5号）を作成し、地方農政局等に生産年の5月31日までに提出するものとします。

また、追加配分等が行われた際や追加配分に係る取組の進展に伴い、水田収益力強化ビジョンの変更を行う必要がある場合、又は計画と実績が大きく乖離することが明らかになり、水田収益力強化ビジョンの各取組ごとの面積及び所要額の変更を行う必要がある場合は、速やかに変更後の水田収益力強化ビジョンを地方農政局等に提出するものとします。

3 追加配分のうち地域の取組に応じた配分等について

(1) 地域の取組に応じた配分の対象となる取組

① 新市場開拓用米の複数年契約

新市場開拓用米の作付けに当たって、次の要件を全て満たす3年以上の複数年契約（令和5年産から新たに結んだ令和5年産から令和7年産までの3年分の契約を含むもの）の販売契約を締結している取組について、追加配分を行うものとします。

ア 生産者側（生産者又は生産者団体のいずれか）と需要者側の契約であること

イ 販売契約書に各年産米の契約数量及び契約価格（契約価格の設定方法を含む。）が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項（作柄等の影響により生産量が変動した場合の対応を含む。）があること

ウ 複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するものであること

② そば・なたねの作付け

そば又はなたね（油糧用）の水田における作付けに当たって農協等と需要者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は需要者との105販売契約を締結している取組について、追加配分を行うものとします。

（注）自家加工については、様式第9-2号「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」を作成してください。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成してください。

い、その後の単価の変更は原則として行わないこと。

- ・ 転換面積の減少や畑地化等によって産地交付金の対象面積の減少が見込まれる場合、国は、当該減少分について追加配分の際に調整等を行う場合がある。
年度末の円滑な支払手続の実施を図るため、地域農業再生協議会は原則として2月末までに支払額を確定すること。
この時点以降に支払額が増加した場合は、過年度払いになる可能性がある。また、最終的に不用額が発生した場合には、翌年度の追加配分の際に調整等を行う場合がある。
- ・ 事務手続の効率化及び早期支払のために、10aあたりの支援単価は原則として千円単位とすること。

<水田収益力強化ビジョンに係る都道府県との協議>

- ・ 都道府県は、水田収益力強化ビジョンを作成し、地方農政局等に生産年の5月31日までに提出する。
- ・ 地方農政局等は、水田収益力強化ビジョンの内容が水田収益力強化ビジョンについてに係る留意事項（実施要綱別紙11の2）及び産地交付金の考え方及び設定手続に係る留意事項（実施要綱別紙13の2の（2）及び（3））に即したものであることを確認し、その結果を都道府県に回答する（事前協議で調整を了しているものであれば、改めて細部を確認する必要はない。）。その際、実施要綱別紙13の2の（3）の①については、以下の全てに該当するかどうかを判断する。
 - ① 高収益作物以外を対象とする場合、基本的には当該作物を作付けすることに加え、収益力向上に資する要件が設定されていること。
 - ② 地域における普及率や全国平均からの乖離の状況など、定着度を踏まえて適切に設定されていること。
 - ③ 所得増加に直接寄与しない作物を対象とする場合、次年度以降の所得増加に寄与する計画的な地力増進作物の作付けによる土づくりの取組や、地域における収益力の向上に資するといった観点から必要と認められるものであり、産地交付金の活用方法の明細において、作付け・栽培状況の確認、すき込み作業の確認等、助成内容に応じた要件確認方法が記載されていること。
- ・ 水田収益力強化ビジョンにおける「6 課題解決に向けた取組及び目標」の設定が、「4 作物ごとの取組方針等」の内容や用途と整合しているかを確認する。
- ・ 地方農政局等は、上記の水田収益力強化ビジョンの内容の確認に当たっては、必要に応じて地方参事官等と連携して対応するとともに、水田収益力強化ビジョンの内容について地方参事官等と情報共有する。

<水田収益力強化ビジョンの変更>

- ・ 都道府県は、水田収益力強化ビジョンの変更を行う必要がある場合は、「水田活用の直接支払交付金における水田収益力強化ビジョンの承認申請について」（様式第11-5号）又は「水田活用の直接支払交付金における水田収益力強化ビジョンの変更について」（別紙様式第21号）により、変更後の水田収益力強化ビジョンを地方農政局等に提出する。
- ・ 都道府県は、変更後の水田収益力強化ビジョンの提出に当たっては、変更部分を明確（いわゆる赤字見え消し）にした上で提出する（地域農業再生協議会ごとに作成した水田収益力強化ビジョンの変更を行う場合も同様）。
- ・ 地方農政局等は、変更の必要性を含め変更後の内容を審査する。
- ・ 水田収益力強化ビジョンの内容が産地交付金の考え方及び設定手続に係る留意事項（実施要綱別紙13の2の（2）及び（3））に即したものであることを確認する。
- ・ 地方農政局等は、必要に応じ、変更後の水田収益力強化ビジョンを承認することができる。
- ・ 地方農政局等は、上記の水田収益力強化ビジョンの変更後の内容の確認に当たっては、必要に応じて地方参事官等と連携して対応するとともに、変更後の水田収益力強化ビジョンの内容について地方参事官等と情報共有する。

<地力増進作物への支援について>

- ・ 地力増進作物は、原則として、すき込み等を行う年度の作物として支援することとする。ただし、すき込み等が、地力増進作物のは種を実施する年度の翌年度になる場合に限っては、当該地力増進作物について、すき込み等を実施する年度ではなく、は種を実施する年度の作物として整理することを妨げない。その場合、水田収益力強化ビジョンにおいて、は種を実施する年度の作物として整理する地力増進作物を明確に位置づけるとともに、当該地力増進作物が、すき込み等を実施する年度の作物として重複して計上されないよう確実に管理することとする。

<追加配分等>

- ・ 追加配分のうち実施要綱別紙13の2の（1）の表に示された取組は、それぞれの取組が確認できる書類の提出が必要である旨、交付申請者に周知する。

③ 新市場開拓用米の作付け

新規需要米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1）の認定を受けている取組について、追加配分を行うものとします。

（注）低コスト生産等支援事業の支援対象となった面積については、追加配分の対象から除きます。

④ 地力増進作物の作付け

水田収益力強化ビジョンに地力増進作物の取組方針等を位置づけた地域農業再生協議会における、以下のア及びイの合計面積について、追加配分を行うものとします。

ア 支援対象年度の前年度における産地交付金追加配分実施面積（ただし、支援対象年度の作付面積が前年度の産地交付金の追加配分実施面積より小さい場合は、支援対象年度の作付面積とします。）

イ 支援対象年度の作付面積が前年度の作付面積から増加している場合、以下の(ア)又は(イ)のいずれか小さい方の面積

（ア） 水稻（加工用米、米粉用米及び新市場開拓用米を除きます。）の支援対象年度の前年度からの作付減少面積

（イ） 地力増進作物（基幹作に限ります。）の支援対象年度の前年度からの作付拡大面積

（注）地力増進作物の作付面積は、水田収益力強化ビジョンの作物ごとの取組方針に位置づけられた作物の作付面積に限ります。

(2) 地域の取組に応じた配分額等の算定手順

③ 地域農業再生協議会は、①及び②までに掲げる書類等により地域の取組に応じた配分の対象となる取組であることを確認の上、(1)の①から④までの取組に係る対象面積を「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について」（様式第11-11号）に取りまとめ、その関連資料とともに、都道府県に報告するものとします。

④ 都道府県は、各地域農業再生協議会から報告のあった面積を速やかに確認し、「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について」（様式第11-12号）に取りまとめ、その関連資料とともに、地方農政局等に、7月31日までに提出するものとします。

(4) 地域の取組に応じた配分等に係る実施状況の報告

地域農業再生協議会は、5の(3)の実績報告を行うに際しては、

(1)の①から④までの取組に係る作付面積及び実施状況を確認した結果を「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分実施面積について」（様式第11-13号）に取りまとめ、その関連資料とともに、生産年の翌年の3月15日までに都道府県に報告するものとします。都道府県は、各地域農業再生協議会から報告のあった確認結果を「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分実施面積について」（様式第11-14号）に取りまとめ、その関連資料とともに、生産年の翌年の3月31日までに地方農政局等に提出するものとします。

- ・ 新市場開拓用米の複数年契約における契約の内容が、要綱別紙13の3の(1)の①の要件を満たしていることを3の(2)の①の表に定める添付書類で確認する。なお、新市場開拓用米を自家加工品（販売目的）の製造原料に供する目的で生産する者が行う取組については、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」における「加工用米（新規需要米）自家加工販売計画書」（別紙様式第3-4号）を要綱別紙13の3の(2)の①の添付書類の販売契約書の写しとみなし、要綱別紙13の3の(2)の③から⑤までの確認を受けた場合には、追加配分の対象とする。ただし、添付書類として提出される複数年契約に係る販売契約書の写しについては、内容に変更がなければ次年度以降は提出させる必要はない。
- ・ 新市場開拓用米の複数年契約の契約主体が生産者（需要者）団体の場合には、各年ごとに提出する新規需要米取組計画において当該年の生産者（需要者）ごとの契約数量及び作付面積（需要者の場合は契約数量）を設定すればよいものとする。（生産製造連携事業計画の場合は、各年ごとに提出する「新用途米穀の生産を行う生産者と水田の地番等の一覧」において設定。）
- ・ 新市場開拓用米の複数年契約の追加配分対象面積は、契約数量のうち3年以上継続する予定の契約数量分に対して位置付けられた生産者（複数年契約に係る新規需要米取組計画に位置付けられた生産者）ごとの単収（地域の合理的な単収以上であることが必要）で除した値の合計とする。
- ・ 新市場開拓用米の複数年契約については、契約締結時においては、契約期間中の契約数量は維持又は増加することを要件とする。ただし、区分管理方式を選択している場合であって、複数年契約の2年目以降で作柄や生産者の変更等に伴い地域の合理的な単収が変わる場合においては、1年目の取組面積に当該年度の地域の合理的な単収を乗じた数量と契約締結時に設定していた契約数量との間で契約数量を変更することができることとし、必要に応じて、販売契約書にもその旨記載することとする。なお、当該変更後の契約数量を3年以上継続する予定の契約数量分とみなすこととする。

- ・ 地域農業再生協議会は、実施要綱別紙13の3の(2)の③の規定に基づき、追加配分等の取組に係る対象面積を「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について」（様式第11-11号。以下「産地交付金の追加配分対象面積（地域協議会）」という。）に取りまとめ、その関連資料とともに、都道府県に報告する。都道府県は、各地域農業再生協議会から報告のあった対象面積を速やかに確認し、「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について」（様式第11-12号。以下「産地交付金の追加配分対象面積（都道府県）」という。）に取りまとめ、その関連資料とともに、地方参事官等を経由して地方農政局等に7月31日までに提出する。
- ・ 地域農業再生協議会は、実施要綱別紙13「産地交付金の考え方及び設定手続」の4の(1)の確認を行う際に、追加配分のうち実施要綱別紙13の2の(1)の表に示された取組に係る作付面積や実施状況を併せて確認する。
- ・ 地域農業再生協議会は、追加配分のうち実施要綱別紙13の2の(1)の表に示された取組の実施面積の根拠となる書類として、「産地交付金の追加配分対象面積（地域協議会）」（様式第11-11号）の根拠となった計画と作付け確認の結果による実績を対比した一覧表（任意様式）を作成する。
- ・ 地域農業再生協議会は、実施要綱別紙13の3の(4)の規定に基づき、追加配分のうち実施要綱別紙13の2の(1)の表に示された取組に係る作付面積及び実施状況を確認した結果を「水田活用の直接支払交付金における産地交付

③畑地化促進助成

ア 畑地化支援

畑地化の取組を行う場合に、その取組面積に応じて、取組年度限りで175,000円/10a（取組後5年以上継続して高収益作物を作付けする場合。以下「高収益作物畑地化支援」といいます。）又は140,000円/10a（取組後5年以上継続して高収益作物又は一般作物を作付けする場合。以下「その他畑地化支援」といいます。）の交付金を交付します。

イ 定着促進支援

(ア) 高収益作物定着促進支援

令和4年産又は令和5年産から5年以上継続して高収益作物を作付けする場合に、作付面積（基幹作に限り。以下同じです。）に応じて、それぞれ令和4年産若しくは令和5年産から5年間にわたって毎年20,000円/10a（加工・業務用の野菜及び果樹にあつては毎年30,000円/10a）又は令和4年産若しくは令和5年産に限り、5年間分を一括して100,000円/10a（加工・業務用の野菜及び果樹にあつては150,000円/10a）の交付金を交付します。

(イ) 畑作物定着促進支援

令和4年産又は令和5年産から5年以上継続して一般作物又は高収益作物を作付けする場合に、作付面積に応じて、それぞれ令和4年産若しくは令和5年産から5年間にわたって毎年20,000円/10a又は令和4年産若しくは令和5年産に限り、5年間分を一括して100,000円/10aの交付金を交付します。

ウ 子実用とうもろこし支援

水田農業高収益化推進計画（水田農業高収益化計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長及び政策統括官通知。以下「水田農業高収益化通知」といいます。）に基づく水田農業高収益化推進計画をいいます。以下「都道府県推進計画」といいます。）に位置付けられた産地の交付申請者が、当該産地において、子実用とうもろこしを作付けする場合に、作付面積（基幹作に限り。以下同じです。）に応じて、10,000円/10a（子実用とうもろこし支援）の交付金を交付します。

金の追加配分実施面積について」（様式第11-13号）に取りまとめ、その関連資料とともに都道府県に報告する。都道府県は、各地域農業再生協議会から報告のあった確認結果を「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分実施面積について」（様式第11-14号）に取りまとめ、その関連資料とともに、地方参事官等を経由して地方農政局等に提出する。

- ・ 地域農業再生協議会は、「産地交付金の追加配分対象面積（地域協議会）」（様式第11-11号）及び「産地交付金の追加配分実施面積（地域協議会）」（様式第11-13号）の取りまとめに当たっては、各作物の対象面積を㎡単位の積み上げにより記入し、1a未満の端数が生じた場合は切り捨てにより整理するものとする。
- ・ 追加配分のうち実施要綱別紙13の2の（1）の表に示された取組に係る実績面積が変更となった場合にあっては変更に関する実施要綱別紙13の3の（2）の①の表に示された取組が確認できる添付書類を添付する。
- ・ 都道府県は、以下のアとイのいずれか低い方の金額が、追加配分のうち地域の取組に応じた配分の活用額の合計の上限となるよう調整を行う。また、地方農政局生産部等、地方参事官等は、追加配分のうち地域の取組に応じた配分の活用額の合計が、以下のアとイのいずれか低い方の金額の範囲内となっているか実績報告時に確認する。

ア 追加配分のうち地域に応じた配分に係る各取組の実施面積に各単価を乗じた額の合計

イ 追加配分のうち地域に応じた配分の合計額

- ・ ただし、追加配分の実施後に、別途、産地交付金の配分額の調整等を実施した場合、ア及びイの「追加配分」は、「当年度における最終的な配分」と読み替えるものとする。

- ・ 実施要綱第IVの第2の4の畑地化促進事業についても、畑地化促進助成と同様の取扱いとする。

- ・ 令和元年度以降に水田収益力強化ビジョン又は都道府県推進計画の承認手続と併せて、高収益作物として取り扱うものとすることの承認を得ている作物については、再承認手続は不要とする。

具体的な内容については、別紙14「畑地化促進助成について」に定めています。

(注1) 高収益作物とは、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物をいい、野菜、花き・花木及び果樹に該当する作物とします。ただし、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物であることについて地方農政局等の承認を得た場合は、高収益作物として取り扱うものとします。なお、この場合、水田収益力強化ビジョン又は都道府県推進計画の承認手続と併せて、地方農政局等の承認を得ることとします。以下同じです。

(注2) 一般作物とは、高収益作物以外の作物（水稻を除きます。）を指します。

(注3) 加工・業務用の野菜及び果樹については、生産者と需要者との間で、以下に掲げる内容を満たす出荷・販売契約を交付申請書及び営農計画書の提出期限までに締結しているものに限り、また、需要者については、対象作物を原料若しくは材料として使用することにより食品の製造若しくは加工を行うこと、又は対象作物を調理して提供若しくは販売することを業とする者として扱います。

a 生産者と需要者の間で締結された契約（中間事業者（対象作物を生産者から買い受け、又は委託を受けて需要者に販売する者をいいます。以下同じです。）が販売に介入する場合にあっては、当該中間事業者も含めた契約）であること

b 出荷・販売契約書に当該対象作物の供給期間（契約期間）及び契約数量又は契約面積が記載されていること

(注4) イの(ア)又は(イ)の支援を受ける場合には、支援期間の初年度に、畑地化の取組を行う必要があります。

ただし、都道府県推進計画に位置付けられた産地の交付申請者が、当該産地において、都道府県推進計画のうち産地推進計画（水田農業高収益化通知に基づく産地推進計画をいいます。以下同じです。）に位置付けられた高収益作物を作付けする場合は、支援期間の最終年度の翌年度までに、畑地化の取組を行えば要件を満たすこととします。

【参考】

別紙14 畑地化促進助成について

1 交付対象となる取組

本助成の交付対象となる取組は、交付申請者が行う以下の取組とします。

(1) 畑地化支援に係る取組

前年度において主食用米、戦略作物、産地交付金又は高収益作物定着促進支援の交付対象となった作物が作付けられ、交付対象水田に該当している農地を、7月1日付けで交付対象水田から除外する取組に対して、交付を行うものとします。ただし、交付の対象となる取組は、当該取組により交付対象水田から除外される農地が、それ単独で又は前年度から遡って過去4年以上連続して水稻以外の作物が作付けられており、かつ、当年度も水稻以外の作物の作付けが予定されている農地若しくは前年度までに当該取組の対象となった農地と併せて、おおむね団地化された畑地（品目や地域の特性等に鑑

- ・ 地域農業再生協議会は、「出荷・販売等実績報告書」（様式第11-1号）と併せて交付申請者から提出のあった出荷・販売契約書及び販売伝票により実施要綱第IVの第2の1の(6)の③の(注3)の要件を満たすことを確認する。
- ・ 正当な理由がなく、「出荷・販売等実績報告書」（様式第11-1号）のチェックリストにおいてチェックされた項目の期日までに販売伝票の提出がない場合は、交付対象から除外する。この場合において、既に本交付金の交付を行っているときは、該当する作物の交付金の返還を求める。
- ・ 中間事業者が販売に介入する場合の出荷・販売契約書は、必ずしも三者契約である必要はない。
- ・ 中間事業者が販売に介入する場合に交付申請者が提出する販売伝票は、需要者との契約に基づく中間事業者への出荷が確認できるものであればよいものとする。

- ・ 地域農業再生協議会は、令和4年度までの水田農業高収益化推進助成における取組について「高収益作物定着促進支援対象面積一覧」（別紙様式第22号）により、対象面積を毎年度整理し、地方参事官等に速やかに情報提供するものとする。
- ・ 支援期間の初年度とは、交付申請書及び営農計画書が提出され、出荷・販売が行われ、初めて支援対象となった年度とする。ただし、作物の特性上、作付後1年以内に出荷・販売できない合理的な理由がある果樹などの作物については、作付した年度又は作付けした年度の翌年度（前年度の交付申請書及び営農計画書の提出期限以降に作付けした場合に限る。）に交付申請書及び営農計画書が提出された場合に限り、当該書類が提出され、初めて支援対象となった年度を支援期間の初年度とみなすことができるものとする。

- ・ 実施要綱第IVの第2の1の(6)の③の(注4)のただし書きを適用し、高収益作物定着促進支援の交付を受ける場合には、果樹などの永年性作物については、原則として導入初年度（地域の実情に応じて導入2年目でも可）、野菜等その他の高収益作物については、導入6年目までに高収益作物畑地化支援に係る取組を行うこととする。
- ・ 実施要綱第IVの第2の1の(6)の③の(注4)のただし書きを適用する場合、交付申請者ごとにみて、当該年度における産地推進計画に位置付けられた高収益作物の面積が、支援初年度における産地推進計画に位置付けられた高収益作物の面積よりも、原則として小さくならないこととし、輪作を行ったことにより、面積が増加しても当該増加分は支援対象とはならないものとする。なお、面積が増加した場合において、増加分を支援対象とする場合は、実施要綱IVの第2の1の(6)の③の(注4)の規定に基づいて算定した面積を、当該年度において新たに導入した面積として、当該年度から5年間を支援対象とする。

<高収益作物定着促進支援>

- ・ 高収益作物定着促進支援に係る取組について、連作障害の回避等のために高収益作物以外の作物との輪作を行う場合であっても、交付申請者ごとにみて、当該年度における産地推進計画に位置付けられた高収益作物の面積が、支援初年度における産地推進計画に位置付けられた高収益作物の面積よりも、原則として小さくならないこととし、輪作を行ったことにより、面積が増加しても当該増加分は支援対象とはならないものとする。なお、面積が増加した場合において、増加分を支援対象とする場合は、実施要綱IVの第2の1の(6)の③の(注4)の規定に基づいて算定した面積を、当該年度において新たに導入した面積として、当該年度から5年間を支援対象とする。
- ・ 高収益作物定着促進支援の交付を受ける場合には、果樹などの永年性作物については、原則として導入初年度（地域の実情に応じて導入2年目でも可）、野菜等その他の高収益作物については、導入6年目までに高収益作物畑地化支援に係

み、地域農業再生協議会がおおむね集約されていると認める農地をいいます。以下同じです。)を形成するものに限ることとします。なお、自然災害その他のやむを得ない要因によって当該取組の要件を満たさないこととなった場合は、当該要因が発生した年度の前年度までの作付状況を踏まえ、地方農政局長等が当該要件を満たす取組とみなすことができるものとします。

(注1) 交付の対象となった農地においては、交付が行われてから5年間は、高収益作物畑地化支援を受けた場合には販売を目的とした高収益作物、その他畑地化支援を受けた場合には販売を目的とした高収益作物又は一般作物の作付けが必要です。その際の作付状況の確認についてはIVの第2の1の(5)の規定を、作付けの有無の判断についてはIVの第2の1の(9)の規定を、出荷・販売の実績報告についてはIVの第2の1の(4)の②の規定を準用します。

なお、自然災害その他のやむを得ない要因によって畑地化支援に係る取組が行えないことを地方農政局長等が認める場合には、当該年度を除く5年間で実施することで、要件を満たす取組とみなすこととします。

(注2) 畑地化支援の交付の対象となった農地であっても、高収益作物定着促進支援又は畑作物定着促進支援の支援期間は当該支援に係る助成を交付することができることとします。

加えて、都道府県推進計画に位置付けられた産地の交付申請者に対しては、当該産地において、都道府県推進計画のうち産地推進計画に位置付けられた高収益作物を作付けする農地については、高収益作物定着促進支援の支援期間は、産地交付金における高収益作物に係る助成を交付することができることとします。

(2) 定着促進支援に係る取組

① 高収益作物定着促進支援に係る取組

ア 交付要件

販売を目的とした高収益作物の導入・定着を図る取組に対して、作付面積に応じて交付を行うものとします。

なお、自然災害その他のやむを得ない要因によって高収益作物定着促進支援に係る取組が行えないことを地方農政局長等が認める場合には、当該年度を除く5年間で支援期間とすることができることとします。

イ 高収益作物定着促進支援の対象作物の申告

高収益作物定着促進支援及びIVの第2の1の(6)の③のウは基幹作物のみが対象となるため、当年産において一つのほ場で複数回の作物の作付けを行い、それぞれの作物の耕作者が異なる場合は、関係者間で調整の上、営農計画書を提出するようにしてください。

(注1) 令和4年産又は令和5年産に限り100,000円/10a(加工・業務用の野菜及び果樹にあつては150,000円/10a)が交付された農地においては、交付が行われてから5年間は、販売を目的とした高収益作物の作付けが必要です。その際の作付状況の確認についてはIVの第2の1の(5)の規定を、作付けの有無の判断についてはIVの第2の1の(9)の規定を、出荷

る取組を行うこととする。

<高収益作物畑地化支援及びその他畑地化支援に係る取組>

- ・ 地域農業再生協議会は、高収益作物畑地化支援及びその他畑地化支援により、交付対象水田から除外された農地(過年度分も含む。)について、「畑地化支援による交付対象農地からの除外農地一覧(畑地化促進事業及び畑地化促進助成)」(別紙様式第23号)により毎年度整理し、地方参事官等に速やかに情報提供するものとする。
- ・ 地方参事官等は、地域農業再生協議会から提出された「畑地化支援による交付対象農地からの除外農地一覧(畑地化促進事業及び畑地化促進助成)」(別紙様式第23号)及びそのデータを取りまとめ、地方農政局等を通じて12月20日までに本省企画課水田農業対策室に提出する。

・販売の実績報告についてはⅣの第2の1の(4)の②の規定を準用します。

② 畑作物定着促進支援に係る取組

ア 交付要件

販売を目的とした一般作物又は高収益作物の導入・定着を図る取組に対して、作付面積に応じて交付を行うものとします。

交付対象となる作物については、以下の要件を満たして生産され、当該年度に収穫を行うものであり、出荷・販売を行うことが必要です。

なお、自然災害その他のやむを得ない要因によって畑作物定着促進支援に係る取組が行えないことを地方農政局長等が認める場合には、当該年度を除く5年間で支援期間とすることができることとします。

(ア) 麦

農協等と需要者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は需要者との販売契約を締結していること。

(イ) 大豆

農協等との出荷契約又は需要者との販売契約を締結していること。

(ウ) 飼料作物（青刈り稲、わら専用稲等の水稻を除く。）

需要者との品質等の条件を含めた利用供給協定を締結していること。自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること。

(エ) そば・なたね

農協等との出荷契約又は需要者との販売契約を締結していること。

(オ) その他の作物

農協等との出荷契約又は需要者との販売契約を締結していること。

(注) 麦、大豆のうち、自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第9-2号）を作成してください。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成してください。

イ 畑作物定着促進支援の対象作物の申告

畑作物定着促進支援は基幹作のみが対象となるため、当年産において一つのほ場で複数回の作物の作付けを行い、それぞれの作物の耕作者が異なる場合は、関係者間で調整の上、営農計画書を提出するようにしてください。

(注2) 令和4年産又は令和5年産に限り100,000円/10aが交付された

農地においては、交付が行われてから5年間は、販売を目的とした高収益作物又は一般作物の作付けが必要です。その際の作付状況の確認についてはIVの第2の1の(5)の規定を、作付けの有無の判断についてはIVの第2の1の(9)の規定を、出荷・販売の実績報告についてはIVの第2の1の(4)の②の規定を準用します。

(3) 子実用とうもろこし支援に係る取組

① 交付要件

都道府県推進計画に位置付けられた産地において、産地推進計画に位置付けられた子実用とうもろこしを作付けする取組に対して、交付を行うものとします。

② 子実用とうもろこし支援の対象作物の申告

子実用とうもろこし支援は基幹作のみが対象となるため、当年産において一つのほ場で複数回の作物の作付けを行い、それぞれの作物の耕作者が異なる場合は、関係者間で調整の上、営農計画書を提出するようにしてください。

2 交付金額の算定手順

(1) IVの第2の1の(4)の①の交付申請者は、1の(1)に掲げる取組を行う場合には、交付申請書及び営農計画書の地域農業再生協議会への提出に際し、下表に掲げる書類を添付するものとします。

取組名	添付書類
畑地化支援に係る取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地域農業再生協議会において発行された、1の(1)の要件を満たすことを証する書類 <p>※交付申請予定者は、5月31日までに、交付対象となる農地がおおむね団地化された畑地を形成し得ることが分かる資料(空中写真又は農地地図等)及びその他参考となる資料を添えて地域農業再生協議会に事前に確認申請を行ってください(参考様式4-1「畑地化支援に係る取組の要件確認申請書」を参照してください。)</p> <p>地域農業再生協議会は、提出された資料を踏まえて当該農地が1の(1)の要件を満たすことを確認したときは、そのことを証する書類を交付申請日までに交付申請予定者に対して発行してください(参考様式4-2「畑地化支援に係る取組の要件確認通知書」を参照してください。)</p>

(2) IVの第2の1の(4)の①の交付申請者は、1の(2)に掲げる取組のうち加工・業務用野菜又は果樹の導入を行う場合には、水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書の地方農政局等又は地域農業再生協議会への提出に際し、下表に掲げる書類を添付するものとします。

・地域農業再生協議会は、高収益作物畑地化支援又はその他畑地化支援の交付対象となる農地が、1の(1)の要件を満たすことを確認する際に、交付対象水田として実施要綱別紙1の2の(1)を満たしていることを併せて確認することとする。

取組名	添付書類
高収益作物 定着促進支 援に係る取 組	・加工・業務用の野菜及び果樹にあつては、出荷・販売契 約書の写し（中間事業者が販売に介在する場合にあつて は、当該中間事業者も含めた出荷・販売契約書の写し）及 び販売伝票の写し

3 交付額の調整に係る対応

(1) 畑地化支援に係る取組を実施したことで、交付対象水田に該当しなくなつた農地において、当該取組が行われてから5年以内に、高収益作物畑地化支援を受けた場合にあつては販売を目的とした高収益作物、その他畑地化支援を受けた場合にあつては販売を目的とした高収益作物又は一般作物について、作付け又は出荷・販売の実績がないことが確認される場合には、必要に応じ、過年度分の畑地化支援の交付額の返還又は次年度における産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講ずるものとします。ただし、自然災害その他のやむを得ない要因によるものと地方農政局長等が認める場合は除きます。

(2) 高収益作物定着促進支援及び畑作物定着促進支援に係る取組に関し、以下の場合には、高収益作物定着促進支援又は畑作物定着促進支援の交付が行われた初年度から当年度までの交付額について、交付額の返還又は次年度において産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講ずるものとします。ただし、自然災害その他のやむを得ない要因によるものと地方農政局長等が認める場合は除きます。

- ① 畑地化の取組を行わなかった場合
- ② 高収益作物定着促進支援の支援期間中に、販売を目的とした高収益作物の作付け又は出荷・販売の実績がないことが確認される場合
- ③ 畑作物定着促進支援の支援期間中に、販売を目的とした高収益作物又は一般作物の作付け又は出荷・販売の実績がないことが確認される場合
- ④ 1の(1)の(注2)に基づき、産地交付金の高収益作物に係る助成を交付されている農地において、高収益作物定着促進支援の支援期間中に、交付申請者ごとにみて産地推進計画に位置付けられた高収益作物の作付面積が減少した場合

④都道府県連携型助成

都道府県が事業を措置して転換作物を生産する農業者を支援する場合に、当該支援の対象となつた交付申請者に対して、当該支援の対象となつた転換作物の前年度からの拡大面積（基幹作に限ります。）に応じて、当該支援の単価と同単価（5千円/10a以内）で交付金を交付します。ただし、当該支援における支援対象面積の算定に要件を設けている場合、本助成の交付対象となる拡大面積の算定に当たっても、当該支援の要件を適用します。具体的な内容については、別紙15「都道府県連携型助成について」に定めています。

(注) 転換作物とは、戦略作物、そば、なたね、新市場開拓用米、地力増進作物、高収益作物

物及び子実用とうもろこしをいいます。以下同じです。

【参考】

別紙 15 都道府県連携型助成について

1 交付要件となる都道府県事業

本助成の交付要件となる都道府県が措置する事業（メニュー）は以下の全ての条件を満たすものとします。

- (1) 令和5年産の転換作物を生産する農業者に対して、作付面積に応じて交付されるものであること
- (2) 営農計画書等の提出期限（生産年の6月30日）までに農業者に支援内容が提示されるものであること

2 交付対象となる面積

都道府県が1の条件を満たす事業（メニュー）により転換作物を生産する農業者を支援する場合に、当該事業（メニュー）の対象となった交付申請者が作付けを行った、当該支援の対象となった転換作物の前年度からの拡大面積（基幹作に限ります。）を対象とします。ただし、当該事業（メニュー）における支援対象面積の算定に要件を設けている場合、本助成の交付対象となる拡大面積の算定に当たっても、当該事業の要件を適用します。

3 交付金額の算定手順

- (1) 都道府県は、1を満たし得る事業（メニュー）がある場合には、支援内容、支援対象面積・要件の確認・算定方法等を「水田活用の直接支払交付金における都道府県連携型助成に係る都道府県事業の承認申請について」（様式第11-16号）に取りまとめ、地方農政局等に5月31日までに提出するものとします。

- (2) 地方農政局等は、都道府県から提出のあった(1)について、1に照らして適当か、交付金額の算定・交付が可能か等を審査し、その内容が適当と認められる場合は当該事業（メニュー）を本助成の交付対象となる都道府県事業として承認し、6月30日までに都道府県に通知するものとします。

- (3) 都道府県は、承認を受けた都道府県事業に係る支援対象面積等の関連データを地域農業再生協議会と連携し「水田活用の直接支払交付金における都道府県連携型助成に係る都道府県事業の支援実績の報告について」（様式第11-17号）に取りまとめ、地方農政局等に提出するものとします。

(注) 様式第11-17号の根拠となる書類については、都道府県で保存しておくこととします。保存期間は、都道府県連携型助成に係る農業者の交付申請が行われた年度の翌年度から5年間です。

- (4) 地方農政局等は、交付申請者ごとの交付対象面積及び交付金額を算定し、交付金計算書を作成します。

- ・ 都道府県は、必要に応じて、水田収益力強化ビジョンと同様に事前協議を行うものとする。

- ・ 地方農政局等は、提出のあった「水田活用の直接支払交付金における都道府県連携型助成に係る都道府県事業の承認申請について」（様式第11-16号）の内容について、添付資料等を基に、実施要綱別紙15の1に照らして適当か、交付金額の算定・交付が可能か、水田活用の直接支払交付金の基本的な要件を満たすことが客観的に確認できるか等を確認し、その結果を都道府県に回答する。「水田活用の直接支払交付金における都道府県連携型助成に係る都道府県事業の支援実績の報告について」（様式第11-17号）の報告時期については、原則として12月20日までとするが、年度内に地方農政局等が都道府県連携型助成に係る交付金額を交付可能な時期となるよう都道府県と地方農政局等とで調整するものとする。

- ・ 都道府県は、予め地方農政局等と調整した期日までに、「水田活用の直接支払交付金における都道府県連携型助成に係る都道府県事業の支援実績の報告について」（様式第11-17号）を地方参事官等に提出することとする。なお、根拠となる資料の提出は原則として求めないが、都道府県において、都道府県連携型助成に係る農業者の交付申請が行われた年度の翌年度から5年間保存することとする。

(7) 交付対象面積等の算定

- ①戦略作物助成及び畑地化促進助成については地域農業再生協議会、都道府県連携型助成については都道府県から、それぞれ報告されたデータを基に、地方農政局等が交付申請者ごと

<戦略作物助成・畑地化促進助成>

- ・ 1a未満の端数が生じた場合は切り捨てにより整理する。
- ・ 地方参事官等は、地域農業再生協議会から報告されたデータと、交付金算定システムから出力した確認用CSVファイル

の交付対象面積及び交付金額を算定します。

②産地交付金については、地域農業再生協議会が交付申請者ごとの交付対象面積及び交付金額を算定し、その結果を「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の交付額報告書」（様式第 11－3 号）に取りまとめて、都道府県を経由して地方農政局等に報告します。

（注）面積の単位は、a 単位とし、1 a 未満の端数があるときには切り捨てにより整理します。

ルとの整合(内容、行ズレ等)を確認する。

- ・ 地方参事官等は、交付金算定システムにより、交付対象面積に交付単価を乗じて交付金額を算定する。
- ・ また、交付金算定システムから出力した交付金計算書の総括表を地域農業再生協議会に送付し確認を求める。
- ・ 地域農業再生協議会は、交付金計算書の総括表を速やかに確認し、確認結果を地方参事官等に報告する。
- ・ 地方参事官等は、交付金算定システムから出力した交付金計算書に誤りがないかを確認し、地方農政局生産部等に報告する。
- ・ 飼料用米（ソフトグレインサイレージ（SGS）等生もみを直接利用する取組を除く。）、米粉用米については、数量報告の提出前であっても、作付確認や別に報告された需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領の出荷実績報告等による出荷量により、単収が(標準単収値－150)kg/10a 以上である場合は、確定した交付対象面積に応じ、5.5 万円/10 a を先に交付することができる。

<飼料用米・米粉用米の数量払い>

- ・ 地方参事官等は、交付金算定システムにより、交付対象数量、交付対象面積及び標準単収値から飼料用米、米粉用米の交付金額を算定する。
- ・ 地方参事官等は、交付申請者又は地域農業再生協議会から提出された「飼料用米等の数量報告書」（様式第 11－2 号）又はそのデータに基づいて、交付金額および交付面積を算定し、地方農政局等を通じて 2 月 10 日までに本省企画課水田農業対策室に報告する。

<産地交付金>

- ・ 地域農業再生協議会は、交付対象面積について、交付申請者ごとの実績面積を用途ごとに集計し、1 a 未満の端数が生じた場合は切り捨てにより整理する。
- ・ 交付金額が配分枠を超過する場合は、産地交付金の活用方法の明細で定めた調整方法により交付単価を減額調整し、改めて申請者ごとの交付金額を算定する。
- ・ 交付金額が配分枠を下回り、かつ承認済みの水田収益力強化ビジョンに記載された上限単価に達していない用途が存在する場合は、産地交付金の活用方法の明細で定めた調整方法により交付単価を増額調整することができる。この場合、調整後の単価により改めて申請者ごとの交付金額を算定する。
- ・ 都道府県一律での設定の場合には、都道府県が、地域農業再生協議会で確定した交付対象面積(交付金額)を取りまとめ、単価調整が必要か否かを算定し、その結果を地域農業再生協議会に伝達する(報告時期等は都道府県と地域農業再生協議会とで協議して定めておくこと。)
- ・ 地域農業再生協議会は、地方参事官等による内容確認を受けた上で、「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の交付額報告書」（様式第 11－3 号。以下「交付額報告書」という。）及び「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の活用実績報告書」（様式第 11－15 号の別紙。以下「活用実績報告書」という。）を都道府県に提出する。
- ・ 都道府県設定の用途と地域農業再生協議会設定の用途が両方存在する場合は、あらかじめ都道府県設定の用途の面積データを都道府県で収集し、必要があれば調整した上で確定し、地域農業再生協議会へ通知する。
- ・ 都道府県は、地域農業再生協議会からあった報告について、配分額の範囲内に収まっているか、「交付額報告書」（様式第 11－3 号）と「活用実績報告書」（様式第 11－15 の別紙）の金額が一致しているか、単価調整を行った場合には産地交付金の活用方法の明細で定めた方法により調整されているか等を確認するとともに、都道府県としての「活用実績報告書」（様式第 11－15 の別紙）を作成し、都道府県庁所在地に駐在する地方参事官等に提出する。
- ・ 地域農業再生協議会ごとに助成内容を設定した場合であって、地域農業再生協議会ごとの配分枠の範囲内に収まっている場合(又はその枠内で調整する場合は、都道府県における確認を了した地域農業再生協議会の交付額報告書等を順次都道府県庁所在地に駐在する地方参事官等に報告し、交付手続を進めることが可能。その際、都道府県は活用実績報告書も手続きごとに提出する。
- ・ 地域農業再生協議会から地方参事官等に個人ごと(申請 1 件ごと)の実績面積データ・交付単価及び交付額等の情報を提出する。地方参事官等は、そのデータを交付金算定システムに登録する。
- ・ 複数の地方参事官及び地方調整官が駐在する道県においては、「交付額報告書」（様式第 11－3 号）を道県庁所在地に駐在する地方参事官等がまとめて受理し、当該報告書を他の区域に駐在する地方参事官等に送付する。
- ・ 都道府県庁所在地に駐在する地方参事官等は、都道府県から提出のあった交付額報告書及び活用実績報告書を確認する。確認の視点は上記と同様とする。
- ・ 都道府県庁所在地に駐在する地方参事官等は、活用実績報告書を地方農政局生産部等に送付する。
- ・ 地方参事官等は、交付金算定システムにより、産地交付金による交付申請者ごとの交付金額を登録する。
- ・ 地方参事官等は、「交付額報告書」（様式第 11－3 号）及び交付金算定システムから出力した確認用 CSV ファイルとの整合(内容、行ズレ等)を確認する。
- ・ 地方参事官等は、交付金算定システムから出力した交付金計算書に誤りがないことを確認し、地方農政局生産部等に報

告する。

- ・ 複数の地方参事官及び地方調整官が駐在する道県においては、道県庁所在地に駐在する地方参事官等から道県内の他の区域に駐在する地方参事官等に対して、当該地方参事官等が担当する区域の地域農業再生協議会の交付額報告書を送付する。

また、活用実績報告書についても、道県庁所在地に駐在する地方参事官等から道県内の他の区域に駐在する地方参事官等に対して写しを送付し、①配分額の範囲内であること等全体の確認は道県庁所在地に駐在する地方参事官等が行い、②(地域農業再生協議会ごとの用途を設定している場合)各管轄区の地域農業再生協議会の内容確認は各地方参事官等が行う。

- ・ 地域農業再生協議会は、交付申請者から交付金の受領に関する一切の権限を委任されている者(以下「代理受領者」という)から求めがあった場合、当該代理受領者に交付金の受領に関する一切の権限を委任している交付申請者(以下「委任者」という。)の産地交付金の内訳情報を提供するものとする。ただし、地域農業再生協議会は、委任者以外の情報まで提供することがないよう、提供の前に提供しようとする情報の内容を確認するものとする。

<都道府県連携型助成>

- ・ 地方参事官等は、都道府県から提出のあった「水田活用の直接支払交付金における都道府県連携型助成に係る都道府県事業の支援実績の報告について」(様式第11-17号)の「都道府県事業の支援対象面積のうち、前年度からの拡大面積」及び「支援対象実績単価」を基に、交付申請者ごとの交付金額を算定して都道府県連携型助成用入力支援ツールに入力し、交付金算定システムにより、都道府県連携型助成による交付申請者ごとの交付金額を登録する。なお、1a未満の端数が生じた場合は切り捨てにより整理する。
- ・ 地方参事官等は、交付金算定システムから出力した交付金計算書に誤りがないかを確認し、地方農政局生産部等に報告する。

(8) 交付決定及び交付金の交付

- ① 国は、毎年度、予算の範囲内において、交付対象者に対し交付金を交付します。
- ② 地方農政局長等は、交付申請者ごとの戦略作物助成、産地交付金、畑地化促進助成及び都道府県連携型助成の交付面積及び交付金額の確認が終わり次第、交付金計算書を作成します。
ただし、飼料用米、米粉用米の数量払いに係る交付金計算書については、交付金額の確認作業の進捗状況に応じ、交付単価55,000円/10a超の部分に係る分をその他の分とは別に作成し、送付することができるものとします。
- ③ 地方農政局長等は、交付決定を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知した上で、交付金を交付します。
(注) 交付金の支払時期は、生産年の8月から翌年3月ごろになります。

<戦略作物助成・産地交付金・畑地化促進助成・都道府県連携型助成>

- ・ 地方農政局生産部等は、交付金計算書その他の関係書類の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合には、交付金算定システムにより交付決定を行い、「水田活用直接支払交付金の交付決定通知書」(別紙様式第18号)、「水田活用直接支払交付金の交付金計算書」及び「水田活用の直接支払交付金における数量払いの交付金計算書」(別紙様式第19号の1及び2)を交付申請者に送付(必要に応じて、地方参事官等を経由して送付)した上で、交付金を交付する。
- ・ 交付金額は、1円未満を切り捨てとする。
- ・ 地方農政局等は、代理受領者から求めがあった場合、委任者に通知される畑作物の直接支払交付金、収入減少影響緩和交付金、水田活用直接支払交付金の交付決定額と交付金計算書の情報をCSV形式等で提供するものとする。ただし、地方農政局等は、委任者以外の情報まで提供することがないよう、提供の前に提供しようとする情報の内容を確認するものとする。

<飼料用米・米粉用米の数量払い>

- ・ 既に適切な生産が行われていることが確認された面積に応じて5.5万円/10aを交付している場合にあっては、算定された交付金額からその額が控除されていることを確認する。また、控除後の金額が0円となる場合は、0円で交付決定を行う。

交付金額 = 数量報告に基づく算定額 - 既交付決定額
※ 算定において、交付金額が0円となる場合は、0円で交付決定 (交付金は交付しない)

(9) 適切な生産の徹底等

- ① 交付対象作物については、地域の普及組織等が指導する標準的な栽培方法等に即し、十分な収量が得られるように生産することが原則です。また、適切な防除等を通じて近隣ほ場の作物の品質や収量に影響を与えないよう配慮する必要があります。
- そのような栽培方法に即さず、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断される場合には、②から④までの規定により本交付金の交付対象となるかを確認し、なお本交付金の交付対象となる場合は、(8)の③の交付決定を行うこととします。また、本交付金の交付後に交付対象とならないことが明らかになった場合は、本交付金を返還していただくこととします。
- ② 畑作物の直接支払交付金の面積払の対象作物であって、同交付金の交付申請が行われている場合にあっては、第1の1の(2)の③の力の規定に基づいて同交付金の交付対象となるものが、本交付金の交付対象となります。
- ③ 新市場開拓用米及び加工用米にあっては、当年産米の実需者等への出荷数量が当初契約数量の8割に満たない場合、飼料用米(生もみを利用するものを除きます。)及び米粉用米にあっては交付対象数量及び交付対象面積から算出された10a当たりの収量が、標準単収値から150kg/10aを減じた値に満たない場合、その他の作物(畑作物の直接支払交付金の面積払の交付申請が行われているものを除きます。)にあっては、地域農業再生協議会等が近傍のほ場における収量性及び作期がおおむね同等の同一作物の生育状況等と比較して明らかに収量が低いと判断する場合には、収量が相当程度低いものとみなし、本交付金の交付対象とはなりません。
- ④ 収量が相当程度低い場合であっても、地域農業再生協議会等から報告を受け、地方農政局長等が別に定める期日までに、収量低下が生じたと思われる要因等を記載した理由書及びその添付書類として理由書の根拠となる証拠書類の提出を求め、提出された理由書及び証拠書類に基づき、合理的な理由があると地方農政局長等が確認できる場合には、③の規定にかかわらず、本交付金の交付対象とすることができます。

(注1) 合理的な理由がある場合とは、適切な生産がなされていた上で、自然災害等の農業者にとって不可抗力の要因によって収量が低くなっている場合(その要因がなければ収量が相当程度低くならないと見込まれることが必要です。)をいいます。このため、以下のア～オのいずれかに該当する場合には、合理的な理由があるとは認められません。

- ア 収量が相当程度低くなった要因が自然災害であるときは、当該ほ場以外の近傍のほ場において同じ自然災害による被害がない場合(公的機関や地域農業再生協議会等による被害の証明がある場合を除きます。)
- イ 適期の作業がなされていない、必要な防除がなされていない等、収量が相当程度低くならないことが明らかに困難な栽培と認められる場合
- ウ ほ場条件の制約があるときは、これに対応した対策を講じていない場合、又はこれに対応した対策を講じても収量が相当程度低くならないことが明らかに困難なほ場での栽培と認められる場合

- ・ 地域農業再生協議会が行う作付けの現地確認の際に、地域の普及組織等が指導する栽培指針等に照らし、適切な生産が行われていない疑いがある農地(著しく疎植、雑草繁茂等)を把握した場合は、地方参事官等に報告する。
- ・ 報告を受けた地方参事官等においては、当該協議会や市町村、都道府県、地域の普及組織、その他関係機関と連携し、当該水田の状況の再確認や、必要に応じて改善指導を行う(適切な生産が行われていないことが明らかな場合、当該作付面積は交付対象面積に含まれない。)
- ・ 地方参事官等は、交付申請者が交付申請を行った作物に係る農地のうち、通常の肥培管理が行われず、又は行われぬおそれがあることを理由に共済関係の除外指定等が行われたものについて、農業共済組合等から情報提供を受け、地域農業再生協議会の協力の下、その状況の確認を行う。確認の結果、十分な収量が得られないと判断される農地については、交付対象面積から除外する。なお、共済関係の除外指定等が行われたものについて、農業共済組合等から情報提供を受けられるよう、あらかじめ、同組合等と以下のとおり調整することとする。
 - ① 農作物共済において除外指定を受けた農地の情報(指定理由、指定を受けた農地の地番等)については、地方参事官等に対して、原則として全ての農地の情報提供を行っていただけるよう調整
 - ② 畑作物共済の引受が行われなかった農地の情報については、各地域ごとに、同組合等が地方参事官等に対して情報提供を行うことのできる作物の種類や農地の情報を調整

《農家への周知》

- ・ 地方参事官等は地域農業再生協議会と連携し、当年産の新市場開拓用米及び加工用米の出荷数量が当初契約数量の8割未満となった場合、飼料用米(生もみを利用するものを除く。)及び米粉用米にあっては交付対象数量及び交付対象面積から算出された10a当たりの収量が標準単収値から150kg/10aを減じた値に満たない場合又はその他の作物(畑作物の直接支払交付金の面積払の交付申請が行われているものを除きます。)にあっては、地域農業再生協議会等が近傍のほ場における収量性及び作期がおおむね同等の同一作物の生育状況等と比較して明らかに収量が低いと判断する場合には、交付金を交付しない仕組みであることを農業者に十分周知し、適切な栽培を促す。
- ・ また、「収量が相当程度低くなったこと理由書」(別紙参考様式第12号別添)に記載された内容と作業日誌での記録が矛盾する場合、適切な肥培管理を行ったとは判断できないことから、作業日誌をしっかりと整備するよう農業者に十分周知を図る。
- ・ 地域農業再生協議会が行う現地確認の際に、「その他の作物」のほ場については、植栽密度、生育状況、雑草の混入度合等をチェックし、問題がある場合は疑義案件として、地方参事官等に報告する。

《確認ポイント》

- 植 栽 密 度：近傍のほ場における収量性及び作期がおおむね同等の同一作物と比較し、明らかに植栽密度が低い場合。
- 雑草の繁茂：近傍のほ場における収量性及び作期がおおむね同等の同一作物と比較し、明らかに多くの雑草が繁茂し、収量に影響を及ぼすと考えられる場合。
- 生 育 状 況：近傍のほ場における収量性及び作期がおおむね同等の同一作物と比較し、草丈・茎数・葉色等から判断し、生育状況が明らかに悪いと認められる場合。

《事務処理》

- ・ 地方参事官等において、新規需要米生産集出荷数量一覧表等を基に当年産の出荷数量が当初契約数量の8割を下回った農業者、10a当たりの収量が標準単収値から150kg/10aを減じた値に満たない農業者及びその他作物にあっては明らかに収量が低いと考えられる農業者を特定し、地方農政局長等(地方参事官等を含む)は、当年産の収量が相当程度低くなったこと理由(栽培方法や肥培管理の状況等を具体的に記入)を記載した「収量が相当程度低くなったこと理由書」(別紙参考様式第12号別添)と、その証拠書類の提出を文書(「交付対象作物の収量が相当程度低いことについて」(別紙参考様式第12号))で指示する。ただし、地方農政局長等(地方参事官等を含む)が当該指示を行う以前に、当該農業者から自主的な提出があった場合には、当該指示を省略することができるものとする。
- ・ 「収量が相当程度低くなったこと理由書」(別紙参考様式第12号別添)を提出しない農業者に対しては、当該理由書(別紙参考様式第12号別添)を提出しなければ交付対象外(交付済みの場合は交付金返還)となる旨を通告して提出を求める。
- ・ 農業者から提出のあった「収量が相当程度低くなったこと理由書」(別紙参考様式第12号別添)及び証拠書類等を確認し、改善の余地があったにもかかわらず、改善が行われなかったり、適切な生産が行われなかったこと(定植苗数を半

エ 地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けていたにもかかわらず、改善措置がなされていない場合

オ 管理不十分のために収穫物を毀損させる等農業者が当然に払うべき注意を怠っている場合

(注2) 証拠書類については、合理的な理由の有無を確認するため、以下のア～エの全てを提出することが必要です。また、これら以外にも地方農政局長等が追加書類の提出を求める場合には、地方農政局長等が別に定める期限までに提出することが必要です。

ア 収量が相当程度低くなった要因を裏付ける書類（自然災害が要因である場合には、農作物共済の支払書類等）

イ 適切な生産が行われていたことが分かる書類（作業日誌、種子や肥料の購入伝票等）

ウ ほ場条件の制約がある場合には、これに対応した対策を講じていることが分かる書類（対策を施したことが分かる写真等）

エ 地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けている場合には、実施された改善措置が分かる書類（改善措置を施したことが分かる写真等）

(注3) 自然災害等により、複数の農業者の収量が相当程度低くなると見込まれる場合であって、地方農政局長等が認める場合には、地域農業再生協議会等が自然災害等との関連を説明する書類を提出することで、個別の農業者の理由書の提出に代えることができるものとします。

⑤ ④において、合理的な理由があることが確認された場合であっても、翌年産において収量が相当程度低くなるおそれがある場合には、地方農政局長等は、当該交付申請者に対して翌年産以降の生産に向けて改善指導を行うこととします。

⑥ なお、本交付金の交付申請者が、自然災害等によって、交付対象作物の収穫、出荷・販売を行うことができず、出荷・販売状況が分かる書類を提出できなかつた場合については、ア その原因が自然災害等によるものであることが交付申請者の提出書類（自然災害等ごとに、地方農政局長等が本交付金の交付対象となるかどうかを確認するため、提出を求める書類）で確認できること
イ 当該自然災害等の発生以前においては、適切な生産が行われていたことが確認できること
を条件として、当該自然災害等が発生した年産に限り、本交付金の交付対象とすることができることとします。

分にした、施肥を行わなかった、雑草防除を行わなかった等)が判明した場合には、当該作物に係る交付金の一部又は全部を交付しない(支払い後においては、当該作物に係る交付金の返還手続を行う。)。交付金の一部を支払う場合には、支払い対象とするほ場において、適切な生産が行われていたことが確認できていること。

- ・ 疑義案件については、地域農業再生協議会、市町村、都道府県、地域の普及組織等関係機関に十分に聞き取りを行い、事実関係を確認する。
- ・ 「収量が相当程度低くなったことの理由書」(別紙参考様式第12号別添)の内容に疑義がある(生じたとは考え難い自然災害を理由にしている、条件不利性があるとは考え難い地域において条件不利性を理由にしている等)場合は、地域農業再生協議会等への照会、近隣農家の収量との比較、当該農業者に対する聴取等により確認する。
- ・ 「収量が相当程度低くなったことの理由書」(別紙参考様式第12号別添)の提出対象となった農業者(自然災害によるものは除く。)については、翌年産において同種の作物に取り組む場合は、当年産の結果を踏まえて改善策を講ずるよう指導するとともに、翌年産における重点確認者と位置づけ、地域農業再生協議会と地方参事官等が連携して肥培管理状況等を確認する。
- ・ また、地方参事官等は、特に必要のある場合には、翌年産以降の生産の改善に向けた指導を「令和〇年産の水田活用の直接支払交付金及び畑地化促進事業について(改善指導)」(別紙参考様式第27号)により文書で行う(改善事項の例:作業時期、防除、ほ場の制約要因に対する対策等)。なお、文書発出に当たっては、本省企画課水田農業対策室に事前に対象者に関する情報共有を行った上で、対象農業者が作付前の準備を十分にできる時期に発出(地域農業再生協議会等経由も可)するよう考慮するとともに、可能な限り対面若しくは電話等で説明する。
- ・ 「収量が相当程度低くなったことの理由書」(別紙参考様式第12号別添)については、流通監視チームから情報提供の依頼があった場合は適宜対応する。
- ・ 地方参事官等は、次年度の改善指導等に利用するため、「収量が相当程度低くなったことの理由書」(別紙参考様式第12号別添)の提出者について、連絡先やその理由が改善可能なものかどうか等について整理(理由書の提出者リストの作成)をする。

・ 地域農業再生協議会等は、自然災害等により、複数の農業者の収量が相当程度低くなると見込まれる場合であって、地方農政局長等が認める場合には、「自然災害等との関連を説明する書類」(別紙参考様式第25号)を提出することができるものとする。その際の証拠書類のイについては、実施要綱Ⅳの第2の1の(5)の③に規定する「経営所得安定対策等交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書」(様式第7号)等の報告をもってこれに代えることができるものとする。

- ・ 地域農業再生協議会は、申請者に対して、自然災害等により収穫や出荷・販売が不能となった場合には、速やかに申し出るよう周知を図る。
- ・ 自然災害等により収穫、出荷・販売が不能となる事案が生じた場合には、地域農業再生協議会は地方参事官等に報告し、実施要綱に定める条件を満たすことの確認書類や書類保管等について協議する。
- ・ 自然災害等の扱いで交付対象とする場合には、実施要綱に定める条件を満たすことについて、何によって、いつ確認したのか等の判断過程を明確にしておくことに留意する。
- ・ 確認書類については以下のものが想定されるが、これに限定するものではなく、自然災害等が発生しその影響を受けたこと、適切な生産が行われていたことが確認・証明できるもので対応できる。

【原因が自然災害等によるものであること】

- ・ 農業災害補償法に基づく農業共済の損害被害野帳
- ・ 農林水産業被害報告とりまとめ要領に基づく被害報告
- ・ 農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱に基づく被害報告書
- ・ 作物統計調査規則に基づく被害応急調査の報告
- ・ 都道府県や市町村の被害状況報告に係る報道資料 等

【適切な生産が行われていたことの確認】

- ・ 作業日誌、聴取調査(確認者・確認日等を明らかにし、地域農業再生協議会等が適当と判断したことが分かる書類として残しておくこと)等

- ⑦ 新規需要米及び加工用米の主食用への出荷・販売を防止するため、飼料用米（生もみを利用するものを除きます。）、米粉用米、新市場開拓用米及び加工用米については、地方農政局長等が、新規需要米取組計画及び加工用米取組計画の認定等に際して、需要者等との間で締結した出荷・販売契約数量を、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の2の（3）及び別紙2の第4の2の（1）において定められた単収を用いて面積換算することにより、これらの米穀の作付面積が適切に設定されていることを確認し、さらに、出荷段階において、当年産米の需要者等への出荷数量を確認します。
- また、生もみを利用する飼料用米及びWCS用稲については、地域農業再生協議会は、作付面積等の現地確認の際に栽培が適切に行われているかを確認することとし、不適切な事例を発見した場合には、地方農政局等に報告し、地方農政局等が改めて確認します。

2 コメ新市場開拓等促進事業

（1）趣旨

国内外の新たな需要に対応するためには、産地と実需者の連携を強化するとともに、両者の強い連携に基づく、実需者ニーズに応じた作物の生産を推進していくことが重要です。

水田農業を需要拡大が期待される作物を生産する農業に転換するため、実需者ニーズに応じるための低コスト生産等の取組を支援します。

（2）事業内容

コメ新市場開拓等促進事業は、（3）の①で定める産地・実需協働プランに基づき、実需者ニーズに応えるための低コスト生産等に取り組む農業者に対して取組面積に応じた定額助成（以下「低コスト生産等支援」という。）を行う事業です。

（3）用語の定義

「2 コメ新市場開拓等促進事業」において使用する用語の定義は、別段の定めがある場合を除き、下記のとおりとします。

① 産地・実需協働プラン

地域農業再生協議会が、水田農業を新たな需要拡大が期待される作物の生産等を行う農業へと刷新することを目的として、（4）の定めにより作成する計画であって、農業者と実需者の連携に基づき、実需者ニーズに応えるために農業者が行う低コスト生産等の取組等を位置付けたものをいいます。

② 実需者

食品製造業者、外食業者、中食業者等、加工等によって付加価値を与え、実際の需要を生み出す者をいいます。輸出代行業者が輸出を代行する場合にあっては、当該輸出代行業者を実需者に含むものとします。

③ 新市場開拓用米

新市場開拓用として、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の第4の1に定める新規需要米取組計画の認定を受けたものをいいます。

④ 加工用米

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5に定める加工用米取組計画の認定を受けたもの又は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第6の1に定める加工用米出荷契約を締結したものをいいます。

⑤ 米粉用米

米粉用として需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1に定

- 地方農政局長等及び地域農業再生協議会は、需要者との間で締結した出荷・販売契約数量を地域の合理的な単収を用いて面積換算する等により、当該米穀の作付面積が適切に設定されていることを確認する。

- 水田農業を需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換する地域農業再生協議会を支援する趣旨であることから、地方農政局等は都道府県に対して、また都道府県は本事業に申請する地域農業再生協議会に対して、その趣旨を十分に説明すること。

- 申請されている品目の用途等を確認し作物の分類が適切かどうか確認すること。

める新規需要米取組計画の認定を受けたものをいいます。

(4) 産地・実需協働プランの作成

地域農業再生協議会の長は、本事業に基づく助成を申請しようとするときは、様式第13-1号により産地・実需協働プラン（以下「プラン」という。）を作成し、都道府県農業再生協議会の長に提出の上、その承認を受けるものとします。

(5) 書類の保管

都道府県農業再生協議会、地域農業再生協議会及び(9)の①に定める交付対象者は、本事業に係る経費の支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければなりません。

(6) 都道府県取組計画書の作成及び承認手続

- ① 都道府県農業再生協議会の長は、本事業を実施しようとするときは、様式第13-2号により都道府県取組計画書を作成し、管轄する地域農業再生協議会が作成したプランを添付の上、地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとします。
- ② ①の申請を受けた地方農政局長等は、その内容が適切であると認められる場合には、速やかにこれを承認し、都道府県農業再生協議会の長に通知するものとします。
- ③ 地方農政局長等は、①の承認を行うに際し、必要があると判断した場合は、関係する書類の提出を要求できるものとします。
- ④ 都道府県取組計画書の重要な変更は、次のアからウまでに掲げる変更とします。また、変更に係る手続は、①に準じて行うものとします。
 - ア 事業の中止又は廃止
 - イ 国庫補助金の増
 - ウ 30%を超える国庫補助金の減

(7) 予算額の配分等

- ① 地方農政局長等は、(6)の①により提出された都道府県取組計画書について、当該取組計画書に含まれている各地域農業再生協議会の取組内容が、(8)の①の成果目標の基準を満たしていること等について審査を行い、適切と認められる場合は、その結果について農産局長に報告するものとします。
- ② 農産局長は、①により報告のあった都道府県取組計画書について、別紙17の採択・配分基準に基づき、予算の範囲内で配分対象となる都道府県取組計画書及び当該都道府県農業再生協議会の予算額を決定し、これらを様式第13-3号により地方農政局長等に通知するものとします。
- ③ 地方農政局長等は、②の通知に基づき、配分対象となった都道府県取組計画書及び当該都道府県の予算額を都道府県農業再生協議会の長に通知するものとします。
- ④ 都道府県農業再生協議会の長は、③の通知に基づき、該当する地域農業再生協議会のプランを承認し、採択結果について通知するものとします。

(8) 事業の成果目標等

- ① 成果目標の基準
地域農業再生協議会等が達成すべき成果目標の基準は、別表1に定めるとおりとします。
- ② 目標年度
地域農業再生協議会等が達成すべき成果目標の目標年度は、令和5年度とします。

(9) 事業の実施

- ① 交付対象者
交付対象者は、水田（別紙1に定める水田活用の直接支払交付金の交付対象水田をいう。以下同じ。）において、②に定める対象作物を生産する販売農家及び集落営農であ

・ 本省における内容確認や各種問合せ等への対応のため、地方農政局等は、要望調査提出時に各都道府県の都道府県取組計画書及び産地・実需協働プランを本省企画課水田農業対策室に提出する。

・ 産地・実需協働プラン及び都道府県取組計画書は申請内容や数値の根拠情報となることから、地方参事官等及び地方農政局等は、入力内容、単位、転記及び配点の誤り等がないか十分に内容を確認すること。

・ 地方農政局等は、都道府県取組計画書の重要な変更を行う場合、事前に本省企画課水田農業対策室に報告すること。

・ 交付対象は令和5年度当初予算の成立日以降の令和5年産（基幹作）の取組とする。

って、プランに参画する者としてします。

② 対象作物

対象とする作物は、水田において令和5年産に主食用水稻を作付けせずに、基幹作として作付される新市場開拓用米、加工用米又は米粉用米（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第3の2に該当するものに限ります。）とします。

③ 交付対象とする取組、交付対象面積等

ア 交付対象とする低コスト生産等の取組は、別表2に掲げる取組とします。ただし、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けた場合には、都道府県農業再生協議会の長は交付対象とする取組を追加できるものとし、その承認に係る手続は、別紙18によるものとします。

イ 別表2の取組については、交付を申請する品目ごとに、3つ以上行うこととし、交付対象面積は、当該取組を行う水田の合計面積とします。また、交付対象面積の単位はa単位とし、1a未満の端数があるときには切り捨てることとします。

ウ 交付対象とする取組の実施に当たっては、以下のいずれかを満たしているものとします。

(ア) 交付対象者が実需者との間で販売契約の締結又は締結の計画をしていること。

(イ) 交付対象者が集出荷業者等との間で出荷契約の締結又は締結を計画しており、かつ、集出荷業者等が実需者との間で販売契約の締結又は締結の計画をしていること。

エ ウの実需者及び集出荷業者等は、プランに参画する者としてします。

オ イの交付対象面積は、ウの販売契約又は販売契約を締結する計画に基づく出荷予定数量相当を生産する面積（地域の合理的な単収等を用いて算定した面積）と同じ又はその範囲内であることとします。

カ 本事業と目的や支援対象が同じ国の他の補助事業の支援を受けた、又は受ける予定の取組は、原則として本事業による助成対象としないものとします。

④ 助成対象経費

低コスト生産等の取組への助成は、③のイの交付対象面積に応じて、下表のとおりとします。

作物	交付単価
新市場開拓用米	40,000円/10a
加工用米	30,000円/10a
米粉用米（パン・麺専用品種）	90,000円/10a

⑤ 取組計画書の作成

ア 低コスト生産等の取組を行おうとする①の交付対象者は、地域農業再生協議会の長に対し、低コスト生産等に係る取組計画書（以下「取組計画書」という。）を作成し、当該計画に基づく取組を実施することを誓約するものとします。

イ 取組計画書は、様式第13-4号を参考に作成するものとし、地域農業再生協議会の長に提出するものとします。

ウ 地域農業再生協議会の長は、様式第13-1号により、その管轄する地域におけるプランを作成し、都道府県農業再生協議会の長に提出して、その承認を受けるものとします。

エ 都道府県農業再生協議会の長は、ウにより提出されたプランの内容を審査し、当該都道府県における取組として適正であると認めた場合は、これを取りまとめ、様式第13-2号により都道府県取組計画書を作成し、(6)の①に基づき、地方農政局長等へ承認申請を行うものとします。

オ 都道府県取組計画書の変更を行う場合は、(6)の①及び(9)の⑤のアからエまでに準じた手続を行うものとします。

・ 自然災害等のやむを得ない事態により取組が実施できなくなる場合に備えて、可能な限り多くの取組を選択して申請しておくことが望ましい。

・ 都道府県農業再生協議会は、都道府県取組計画書の取りまとめの際、入力内容、単位、転記及び配点の誤り等がないか十分に内容を確認すること。

⑥ 交付申請手続等

ア 交付申請手続本事業の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容欄」の「コメ新市場開拓等促進事業の申請」の回答欄の「する」に○を付けて、営農計画書とともに、生産年の6月30日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

イ 出荷・販売の実績報告等

出荷・販売の実績報告についてはIVの第2の1の(4)の②のアの規定を準用します。この場合において、同規定中「水田活用の直接支払交付金の交付申請者」は「コメ新市場開拓等促進事業による交付金の交付申請者」、「当年産」は「対象作物の生産年」、「水田活用の直接支払交付金の対象作物」は「コメ新市場開拓等促進事業の対象作物」と読み替えるものとします。

ウ 作付面積の確認等

作付状況の確認についてはIVの第2の1の(5)の①から⑤までの規定を適用します。

エ 交付対象面積等の算定

地域農業再生協議会から報告されたデータを基に、地方農政局等が交付申請者ごとの交付対象面積及び交付金額を算定します。

オ 交付決定及び交付金の交付

(ア) 国は、毎年度、予算の範囲内において、交付対象者に対し交付金を交付します。

(イ) 地方農政局長等は、交付申請者ごとの低コスト生産等支援の交付面積及び交付金額の確認が終わり次第、交付金計算書を作成します。

(ウ) 地方農政局長等は、交付決定を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知した上で、交付金を交付します。

⑦ 取組の実施状況等の報告

ア 交付対象者は、取組計画書に基づく取組の実施状況及び評価について、様式第13-5号を参考に取組計画実施状況報告書を作成し、地域農業再生協議会の長に報告するものとします。

イ 地域農業再生協議会の長は、その管轄する地域の助成対象者の取組計画書に基づく取組の実施状況等について、様式第13-6号により実施状況報告書を作成し、都道府県農業再生協議会の長に報告するものとします。

ウ 都道府県農業再生協議会の長は、イの報告を取りまとめ、様式第13-7号により事業実施状況報告書を作成し、イで報告のあった実施状況報告書を添付し、事業終了年度末までに地方農政局長等に報告するものとします。

⑧ 調査の実施

地方農政局長等は、報告を受けた事業実施状況報告書等について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出を要求し、現地調査を実施できるものとします。この際、都道府県農業再生協議会の長及び地域農業再生協議会の長は、地方農政局長等の求めに応じ、調査等に協力するものとします。

⑨ その他

ア 本事業の支援対象となった水田面積は、令和5年度における水田活用の直接支払交付金において、助成対象者に対する戦略作物助成（加工用米：10a当たり20,000円、米粉用米：10a当たり55,000円～105,000円）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米：10a当たり20,000円）の対象面積から除外するものとします。

- ・ 提出を受けた地方参事官等又は地域農業再生協議会は、各交付申請者ごとに必要な書類が揃っていることを確認する。
- ・ 提出を受けた地方参事官等又は地域農業再生協議会は、「交付申請書」（様式第1号）及び「営農計画書」（様式第2号）に必要事項が記入されていることを確認し、担当者記入欄に署名する。
- ・ 郵送で提出されるものについては、消印の日付が申請等期限までの日付となっていればよい。

- ・ IVの第2の1の(4)の②のアの規定を準用するため、具体的な運用のポイントの該当箇所を参照すること。

- ・ IVの第2の1の(5)の①から⑤までの規定を準用するため、具体的な運用のポイントの該当箇所を参照すること。

- ・ 1a未満の端数が生じた場合は切り捨てにより整理する。
- ・ 地方参事官等は、地域農業再生協議会から報告されたデータと、交付金算定システムから出力した確認用CSVファイルとの整合（内容、行ズレ等）を確認する。
- ・ 地方参事官等は、交付金算定システムにより、交付対象面積に交付単価を乗じて交付金額を算定する。
- ・ 地方参事官等は、交付金算定システムから出力した交付金計算書の総括表を地域農業再生協議会に送付し確認を求める。
- ・ 地域農業再生協議会は、交付金計算書の総括表を速やかに確認し、確認結果を地方参事官等に報告する。
- ・ 地方参事官等は、交付金算定システムから出力した交付金計算書に誤りがないかを確認し、地方農政局生産部等に報告する。

- ・ 取組実績の把握等のため、地方農政局等は各都道府県の実施状況報告書を本省企画課水田農業対策室に提出する。

イ 当該都道府県内に地域農業再生協議会が設立されていない地域がある場合は、当該地域における事業の実施について都道府県農業再生協議会、当該地域を管轄する市町村又は農業者が組織する団体が当該地域において事業を行うことができるものとします。

3 畑作物産地形成促進事業

(1) 趣旨

国内外の新たな需要に対応するためには、産地と実需者の結びつきを強化するとともに、これら両者の強い連携に基づく、実需者ニーズに応じた麦・大豆、野菜等の畑作物の生産を推進していくことが重要です。

このため、畑作物の導入・定着により、水田農業を需要拡大が期待される畑作物を生産する農業へと転換するべく、実需者ニーズに応じるための低コスト生産等の取組を支援します。

(2) 事業内容

畑作物産地形成促進事業は、(3)の①で定める産地・実需協働プランに基づき、実需者ニーズに応えるための低コスト生産等に取り組む農業者に対して取組面積に応じた定額助成(以下「低コスト生産等支援」という。)を行う事業です。

(3) 用語の定義

「3 畑作物産地形成促進事業」において使用する用語の定義は、別段の定めがある場合を除き、下記のとおりとします。

① 産地・実需協働プラン

地域農業再生協議会が、水田農業を新たな需要拡大が期待される畑作物の生産等を行う農業へと刷新することを目的として、(4)の定めにより作成する計画であって、農業者と実需者の連携に基づき、実需者ニーズに応えるために農業者が行う低コスト生産等の取組等を位置付けたものをいいます。

② 実需者

食品製造業者、外食業者及び中食業者等、加工等によって付加価値を与え、実際の需要を生み出す者をいいます。輸出代行業者が輸出を代行する場合にあっては、当該輸出代行業者を実需者に含むものとします。

③ 高収益作物

Ⅳの第2の1の(6)の③に定めるものをいいます。

(4) 産地・実需協働プランの作成

地域農業再生協議会の長は、本事業に基づく助成を申請しようとするときは、様式第14-1号により産地・実需協働プラン(以下「プラン」という。)を作成し、都道府県農業再生協議会の長に提出の上、その承認を受けるものとします。

(5) 書類の保管

都道府県農業再生協議会、地域農業再生協議会及び(9)の①に定める交付対象者は、本事業に係る経費の支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければなりません。

(6) 都道府県取組計画書の作成及び承認手続

① 都道府県農業再生協議会の長は、本事業を実施しようとするときは、様式第14-2号により都道府県取組計画書を作成し、管轄する地域農業再生協議会が作成したプランを添付の上、地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとします。

② ①の申請を受けた地方農政局長等は、その内容が適切であると認められる場合には、速やかにこれを承認し、都道府県農業再生協議会の長に通知するものとします。

③ 地方農政局長等は、①の承認を行うに際し、必要があると判断した場合は、関係する書類の提出を要求できるものとします。

④ 都道府県取組計画書の重要な変更は、次のアからウまでに掲げる変更とします。また、変更に係る手続は、①に準じて行うものとします。

ア 事業の中止又は廃止

・ 水田農業を需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換する地域農業再生協議会を支援する趣旨であることから、地方農政局等は都道府県に対して、また都道府県は本事業に申請する地域農業再生協議会に対して、その趣旨を十分に説明すること。

・ 本省における内容確認や各種問合せ等への対応のため、地方農政局等は、要望調査提出時に各都道府県の都道府県取組計画書及び産地・実需協働プランを本省企画課水田農業対策室に提出する。

・ 産地・実需協働プラン及び都道府県取組計画書は申請内容や数値の根拠情報となることから、地方参事官等及び地方農政局等は、入力内容、単位、転記及び配点の誤り等がないか十分に内容を確認すること。

・ 地方農政局等は、都道府県取組計画書の重要な変更を行う場合、事前に本省企画課水田農業対策室に報告すること。

イ 国庫補助金の増

ウ 30%を超える国庫補助金の減

(7) 予算額の配分等

- ① 地方農政局長等は、(6)の①により提出された都道府県取組計画書について、当該取組計画書に含まれている各地域農業再生協議会の取組内容が、(8)の①の成果目標の基準を満たしていること等について審査を行い、適切と認められる場合は、その結果について農産局長に報告するものとします。
- ② 農産局長は、①により報告のあった都道府県取組計画書について、別紙19の採択・配分基準に基づき、予算の範囲内で配分対象となる都道府県取組計画書及び当該都道府県農業再生協議会の予算額を決定し、これらを様式第14-3号により地方農政局長等に通知するものとします。
- ③ 地方農政局長等は、②の通知に基づき、配分対象となった都道府県取組計画書及び当該都道府県の予算額を都道府県農業再生協議会の長に通知するものとします。
- ④ 都道府県農業再生協議会の長は、③の通知に基づき、該当する地域農業再生協議会のプランを承認し、採択結果について通知するものとします。

(8) 事業の成果目標等

- ① 成果目標の基準
地域農業再生協議会等が達成すべき成果目標の基準は、別表3に定めるとおりとします。
- ② 目標年度
地域農業再生協議会等が達成すべき成果目標の目標年度は、令和5年度とします。

(9) 事業の実施

- ① 交付対象者
交付対象者は、水田(別紙1に定める水田活用の直接支払交付金の交付対象水田をいう。以下同じ。)において、②に定める対象作物を生産する販売農家及び集落営農であって、プランに参画する者とします。
- ② 対象作物
ア 対象とする作物は、水田において令和5年産に主食用水稻を作付けせずに、基幹作として作付される新市場開拓向け又は加工向けの麦及び大豆、新市場開拓向け又は加工・業務用向けの高収益作物並びに子実用とうもろこしとします。
イ アの高収益作物については、事業に取り組む年度における水田活用の直接支払交付金の産地交付金において、当該地域農業再生協議会又はその地域農業再生協議会が所在する都道府県が支援対象とする品目に限るものとします。
- ③ 交付対象とする取組、交付対象面積等
ア 交付対象とする低コスト生産等の取組は、別表4に掲げる取組とします。ただし、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けた場合には、都道府県農業再生協議会の長は交付対象とする取組を追加できるものとし、その承認に係る手続は、別紙20によるものとします。
イ 別表4の取組については、交付を申請する品目ごとに、畑作物本作化促進メニュー(別表4の取組のうち、排水対策、土層改良、均平作業、傾斜均平、畦畔除去)を1つ以上含めて3つ以上行うこととし、交付対象面積は、当該取組を行う水田の合計面積とします。また、交付対象面積の単位はa単位とし、1a未満の端数があるときには切り捨てることとします。
ウ 交付対象とする取組の実施にあたっては、以下のいずれかを満たしているものとします。
(ア) 交付対象者が実需者との間で販売契約の締結又は締結の計画をしていること。
(イ) 交付対象者が集出荷業者等との間で出荷契約の締結又は締結を計画しており、かつ、集出荷業者等が実需者との間で販売契約の締結又は締結の計画をしていること。
エ ウの実需者及び集出荷業者等は、プランに参画する者とします。

・ 交付対象は令和5年度当初予算の成立日以降の令和5年産(基幹作)の取組とする。

・ 自然災害等のやむを得ない事態により取組が実施できなくなる場合に備えて、可能な限り多くの取組を選択して申請しておくことが望ましい。

オ イの交付対象面積は、ウの販売契約又は販売契約を締結する計画に基づく出荷予定数量相当を生産する面積（地域の合理的な単収等を用いて算定した面積）と同じ又はその範囲内であることとします。

カ 本事業と目的や支援対象が同じ国の他の補助事業の支援を受けた又は受ける予定の取組は、原則として本事業による助成対象としないものとします。

④ 助成対象経費

低コスト生産等の取組への助成は、③のイの交付対象面積に応じて、下表のとおりとします。なお、令和6年度に畑地化を行う場合、5,000円/10aを加算します（畑地化加算）。

ただし、畑作物の導入・定着を円滑に進める上で特に対応する必要があるとして、農産局長が定める場合においては、以下に定めるもののほか、本事業の推進に必要な範囲において、事業を実施することができるものとします。

作物	交付単価
麦・大豆 高収益作物、子実用とうもろこし	40,000円（45,000円※）/10a

※令和6年度に畑地化（対象農地をIVの第2の1に規定する水田活用の直接支払交付金の交付対象から除外することをいう。以下同じ。）を行う場合の単価（畑地化加算）。

⑤ 取組計画書の作成

ア 低コスト生産等の取組を行おうとする①の交付対象者は、地域農業再生協議会の長に対し、低コスト生産等に係る取組計画書（以下「取組計画書」という。）を作成し、当該計画に基づく取組を実施することを誓約するものとします。

イ 取組計画書は、様式第14-4号を参考に作成するものとし、地域農業再生協議会の長に提出するものとします。

ウ 地域農業再生協議会の長は、様式第14-1号により、その管轄する地域におけるプランを作成し、都道府県農業再生協議会の長に提出して、その承認を受けるものとします。

エ 都道府県農業再生協議会の長は、ウにより提出されたプランの内容を審査し、当該都道府県における取組として適正であると認めた場合は、これを取りまとめ、様式第14-2号により都道府県取組計画書を作成し、（6）の①に基づき、地方農政局長等へ承認申請を行うものとします。

オ 都道府県取組計画書の変更を行う場合は、（6）の①及び（9）の⑤のアからエまでに準じた手続を行うものとします。

⑥ 交付申請手続等

ア 交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容欄」の「畑作物産地形成促進事業の申請」の回答欄の「する」に○を付けて、営農計画書とともに、農産局長が別に通知する日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

イ 出荷・販売の実績報告等

出荷・販売の実績報告についてはIVの第2の1の（4）の②のアの規定を準用します。この場合において、同規定中「水田活用の直接支払交付金の交付申請者」は「畑作物産地形成促進事業による交付金の交付申請者」、「対象作物の生産年の12月20日」は「農産局長が別に通知する日」、「当年産」は「対象作物の生産年」、「水田活用の直接支払交付金の対象作物」は「畑作物産地形成促進事業の対象作物」と読み替えるものとします。

ウ 作付面積の確認等

作付状況の確認についてはIVの第2の1の（5）の①から⑤までの規定を準用します。この場合において、IVの第2の1の（5）の①中「生産年の7月1日」とあるのは「農産局長が別に通知する日」、②中「生産年の10月31日」とあるのは「農産局長が別に通知する日」とします。

・ 都道府県農業再生協議会は、都道府県取組計画書の取りまとめの際、入力内容、単位、転記及び配点の誤り等がないか十分に内容を確認すること。

・ 提出を受けた地方参事官等又は地域農業再生協議会は、各交付申請者ごとに必要な書類が揃っていることを確認する。
 ・ 提出を受けた地方参事官等又は地域農業再生協議会は、「交付申請書」（様式第1号）及び「営農計画書」（様式第2号）に必要事項が記入されていることを確認し、担当者記入欄に署名する。
 ・ 郵送で提出されるものについては、消印の日付が申請等期限までの日付となっていればよい。

・ IVの第2の1の（4）の②のアの規定を準用するため、具体的な運用のポイントの該当箇所を参照すること。

・ IVの第2の1の（5）の①から⑤までの規定を準用するため、具体的な運用のポイントの該当箇所を参照すること。

エ 交付対象面積等の算定

地域農業再生協議会から報告されたデータを基に、地方農政局等が交付申請者ごとの交付対象面積及び交付金額を算定します。

オ 交付決定及び交付金の交付

(ア) 国は、毎年度、予算の範囲内において、交付対象者に対し交付金を交付します。

(イ) 地方農政局長等は、交付申請者ごとの低コスト生産等支援の交付面積及び交付金額の確認が終わり次第、交付金計算書を作成します。

(ウ) 地方農政局長等は、交付決定を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知した上で、交付金を交付します。

⑦ 取組の実施状況等の報告

ア 交付対象者は、取組計画書に基づく取組の実施状況及び評価について、様式第14-5号を参考に取組計画実施状況報告書を作成し、地域農業再生協議会の長に報告するものとします。

イ 地域農業再生協議会の長は、その管轄する地域の助成対象者の取組計画書に基づく取組の実施状況等について、様式第14-6号により実施状況報告書を作成し、都道府県農業再生協議会の長に報告するものとします。

ウ 都道府県農業再生協議会の長は、イの報告を取りまとめ、様式第14-7号により事業実施状況報告書を作成し、イで報告のあった実施状況報告書を添付し、事業終了年度末までに地方農政局長等に報告するものとします。

⑧ 調査の実施

地方農政局長等は、報告を受けた事業実施状況報告書等について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出を要求し、現地調査を実施できるものとします。この際、都道府県農業再生協議会の長及び地域農業再生協議会の長は、地方農政局長等の求めに応じ、調査等に協力するものとします。

⑨ その他

ア 本事業の支援対象となった水田面積は、令和5年度における水田活用の直接支払交付金において、助成対象者に対する戦略作物助成（麦・大豆：10a当たり35,000円、飼料作物（子実用とうもろこし）：10a当たり35,000円）の対象面積から除外するものとします。

イ 当該都道府県内に地域農業再生協議会が設立されていない地域がある場合は、当該地域における事業の実施について都道府県農業再生協議会、当該地域を管轄する市町村又は農業者が組織する団体が当該地域において事業を行うことができるものとします。

4 畑地化促進事業（畑地化支援及び定着促進支援）

(1) 趣旨

主食用米の需要が中長期的に減少する中、畑作物の需要に応じた生産を推進するため、水田を畑地化し、畑作物の定着等を図る取組を支援します。

(2) 交付対象者

交付対象者は、販売農家又は集落営農です。

(注1) 本事業における「販売農家」とは、本事業の対象作物の販売実績がある者です。ただし、別紙13の2の(3)の①のただし書に規定する地方農政局長等が必要を認めた取組のみを行う場合は、販売農家とみなすこととします。

- ・ 1a未満の端数が生じた場合は切り捨てにより整理する。
- ・ 地方参事官等は、地域農業再生協議会から報告されたデータと、交付金算定システムから出力した確認用CSVファイルとの整合(内容、行ズレ等)を確認する。
- ・ 地方参事官等は、交付金算定システムにより、交付対象面積に交付単価を乗じて交付金額を算定する。
- ・ 地方参事官等は、交付金算定システムから出力した交付金計算書の総括表を地域農業再生協議会に送付し確認を求める。
- ・ 地域農業再生協議会は、交付金計算書の総括表を速やかに確認し、確認結果を地方参事官等に報告する。
- ・ 地方参事官等は、交付金算定システムから出力した交付金計算書に誤りがないかを確認し、地方農政局生産部等に報告する。

- ・ 取組実績の把握等のため、地方農政局等は各都道府県の実施状況報告書を本省企画課水田農業対策室に提出する。

(注2) 本事業における「集落営農」とは、複数の販売農家により構成される農作業受託組織であって、組織の規約および代表者を定め、かつ、本事業の対象作物の生産・販売について共同販売管理を行っているもののことです。

(注3) なお、交付対象者は、「環境と調和の取れた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)に基づき、環境と調和の取れた農業生産活動を行うよう努めてください。

(3) 交付申請手続等

① 交付申請手続

本事業の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容欄」の「畑地化促進事業の申請」の回答欄の「する」に○を付けて、営農計画書とともに、農産局長が別に通知する日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

② 出荷・販売の実績報告等

出荷・販売の実績報告についてはⅣの第2の1の(4)の②のアの規定を準用します。この場合において、同規定中「水田活用の直接支払交付金の交付申請者」は「畑地化促進事業による交付金の交付申請者」、「対象作物の生産年の12月20日」は「農産局長が別に通知する日」、「当年産」は「対象作物の生産年」、「水田活用直接支払交付金の対象作物」は「畑地化促進事業の対象作物」として読み替えるものとします。

(4) 作付面積の確認等

作付状況の確認についてはⅣの第2の1の(5)の①から⑤までの規定を適用します。この場合において、Ⅳの第2の1の(5)の①中「生産年の7月1日」とあるのは「農産局長が別に通知する日」、②中「生産年の10月31日」とあるのは「農産局長が別に通知する日」と読み替えるものとします。

(5) 交付単価等

令和5年産における取組内容に応じて以下の支援を行います。(ただし、②は令和4年産も対象となります。)

ただし、畑作物の導入・定着を円滑に進める上で特に対応する必要があるものとして、農産局長が定める場合においては、以下に定めるもののほか、本事業の推進に必要な範囲において、事業を実施することができるものとします。

① 畑地化支援

畑地化の取組を行う場合に、その取組面積に応じて、取組年度限りで175,000円/10a(取組後5年以上継続して高収益作物を作付けする場合。以下、「高収益作物畑地化支援」といいます。)又は、140,000円/10a(取組後5年以上継続して高収益作物又は一般作物を作付けする場合。以下「その他畑地化支援」といいます。)の交付金を交付します。

② 定着促進支援

ア 高収益作物定着促進支援

令和4年産又は令和5年産から5年以上継続して高収益作物を作付けする場合に、作付面積(基幹作に限ります。以下同じです。)に応じて、それぞれ令和4年産若しくは令和5年産から5年間にわたって毎年20,000円/10a(加工・業務用の野菜及び果樹にあつては毎年30,000円/10a)又は令和4年産若しくは令和5年産に限り、5年間分を一括して100,000円/10a(加工・業務用の野菜及び果樹にあつては150,000円/10a)の交付金を交付します。

イ 畑作物定着促進支援

令和4年産又は令和5年産から5年以上継続して一般作物又は高収益作物を作付けする場合に、作付面積に応じて、それぞれ令和4年産若しくは令和5年産から5年間にわたって毎年20,000円/10a又は令和4年産若しくは令和5年産に限り、5年間分を一括して100,000円/10aの交付金を交付します。

(注1) 具体的な内容については、別紙21「畑地化促進事業(畑地化支援及び定着促進支援)の交付対象となる取組等について」に定めています。

(注2) 加工・業務用の野菜及び果樹については、生産者と需要者との間で、以下に掲げる内容を満たす出荷・販売契約を交付申請書および営農計画書の提出期限までに締結しているものに限り、また、需要者については、対象作物を原料若しくは材料として使用することにより食品の製造若しくは加工を行うこと、または対象作物を調理して提供若しくは販売することを業とする者とし、

(7) 生産者と需要者の間で締結された契約（中間事業者（対象作物を生産者から買い受け、または委託を受けて需要者に販売する者をいいます。以下同じです。）が販売に介在する場合にあっては当該中間事業者も含めた契約）であること

(4) 出荷・販売契約書に当該対象作物の供給期間（契約期間）及び契約数量又は契約面積が記載されていること

(注3) アの支援について、令和4年産に係る交付対象面積は、高収益作物の作付面積の合計のうち、4の第2の1の(6)の③のアの交付対象となった面積を控除した面積とします。

(注4) ア又はイの支援を受ける場合には、支援期間の初年度に、畑地化の取組を行う必要があります。

ただし、水田農業高収益化推進計画（水田農業高収益化計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長及び政策統括官通知）に基づく水田農業高収益化推進計画をいいます。以下「都道府県推進計画」といいます。）に位置付けられた産地の交付申請者が、当該産地において、都道府県推進計画のうち産地推進計画（水田農業高収益化計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長及び政策統括官通知）に基づく産地推進計画をいいます。以下同じです。）に位置付けられた高収益作物を作付けする場合は、支援期間の最終年度の翌年度までに、畑地化の取組を行えば要件を満たすこととします。

【参考】

別紙21 畑地化促進事業（畑地化支援及び定着促進支援）の交付対象となる取組等について

1 交付対象となる取組

本事業の交付対象となる取組は、交付申請者が行う以下の取組とします。

(1) 畑地化支援に係る取組

前年度において主食用米、戦略作物、産地交付金又は高収益作物定着促進支援の交付対象となった作物が作付けられ、交付対象水田に該当している農地を、7月1日付けで交付対象水田から除外する取組に対して、交付を行うものとします。ただし、交付の対象となる取組は、当該取組により交付対象水田から除外される農地が、それ単独で又は前年度から遡って過去4年以上連続して水稲以外の作物が作付けられており、かつ、当年度も水稲以外の作物の作付けが予定されている農地若しくは前年度までに当該取組の対象となった農地と併せて、おおむね団地化された畑地（品目や地域の特性等に鑑み、地域農業再生協議会がおおむね集約されていると認める農地をいいます。以下同じです。）を形成するものに限ることとします。なお、自然災害その他のやむを得ない要因によって当該取組の要件を満たさないこととなった場合は、当該要因が発生した年度の前年度までの作付状況を踏まえ、地方農政局長等が当該要件を満たす取組とみなすことができるものとします。

(注1) 交付の対象となった農地においては、交付が行われてから5年間は、高収益作物畑地化支援を受けた場合には販売を目的とした高収益作物、その他畑地化支援を受けた場合には販売を目的とした高収益作物

- ・ 地域農業再生協議会は、「出荷・販売等実績報告書」（様式第11-1号）と併せて交付申請者から提出のあった出荷・販売契約書及び販売伝票により実施要綱第IVの第2の4の(5)の②の(注2)の要件を満たすことを確認する。
- ・ 正当な理由がなく、「出荷・販売等実績報告書」（様式第11-1号）のチェックリストにおいてチェックされた項目の期日までに販売伝票の提出がない場合は、交付対象から除外する。この場合において、既に本交付金の交付を行っているときは、該当する作物の交付金の返還を求める。
- ・ 中間事業者が販売に介在する場合の出荷・販売契約書は、必ずしも三者契約である必要はない。
- ・ 中間事業者が販売に介在する場合に交付申請者が提出する販売伝票は、需要者との契約に基づく中間事業者への出荷が確認できるものであればよいものとする。

- ・ 支援期間の初年度とは、交付申請書及び営農計画書が提出され、出荷・販売が行われ、初めて支援対象となった年度とする。ただし、作物の特性上、作付後1年以内に出荷・販売できない合理的な理由がある果樹などの作物については、作付した年度又は作付けした年度の翌年度（前年度の交付申請書及び営農計画書の提出期限以降に作付けした場合に限る。）に交付申請書及び営農計画書が提出された場合に限り、当該書類が提出され、初めて支援対象となった年度を支援期間の初年度とみなすことができるものとする。

<高収益作物畑地化支援及びその他畑地化支援に係る取組>

- ・ 地域農業再生協議会は、高収益作物畑地化支援及びその他畑地化支援により、交付対象水田から除外された農地（過年度分も含む。）について、「畑地化支援による交付対象農地からの除外農地一覧（畑地化促進事業及び畑地化促進助成）」（別紙様式第18号）により毎年度整理し、地方参事官等に速やかに情報提供するものとする。
- ・ 地方参事官等は、地域農業再生協議会から提出された「畑地化支援による交付対象農地からの除外農地一覧（畑地化促進事業及び畑地化促進助成）」（別紙様式第18号）及びそのデータを取りまとめ、地方農政局等を通じて12月20日までに本省企画課水田農業対策室に提出する。

物又は一般作物の作付けが必要です。その際の作付状況の確認についてはⅣの第2の1の(5)の規定を、作付けの有無の判断についてはⅣの第2の1の(9)の規定を、出荷・販売の実績報告についてはⅣの第2の1の(4)の②の規定を準用します。

なお、自然災害その他のやむを得ない要因によって畑地化支援に係る取組が行えないことを地方農政局長等が認める場合には、当該年度を除く5年間で実施することで、要件を満たす取組とみなすこととします。

(注2) 畑地化支援の交付の対象となった農地であっても、高収益作物定着促進支援又は畑作物定着促進支援の支援期間は当該支援に係る助成を交付することができることとします。

加えて、都道府県推進計画に位置付けられた産地の交付申請者に対しては、当該産地において、都道府県推進計画のうち産地推進計画に位置付けられた高収益作物を作付する農地については、高収益作物定着促進支援の支援期間は、産地交付金における高収益作物に係る助成を交付することができることとします。

(2) 定着促進支援に係る取組

① 高収益作物定着促進支援に係る取組

ア 交付要件

販売を目的とした高収益作物の導入・定着を図る取組に対して、作付面積に応じて交付を行うものとします。

なお、自然災害その他のやむを得ない要因によって高収益作物定着促進支援に係る取組が行えないことを地方農政局長等が認める場合には、当該年度を除く5年間で支援期間とすることができることとします。

イ 高収益作物定着促進支援の対象作物の申告

高収益作物定着促進支援は基幹作のみが対象となるため、当年産において一つのほ場で複数回の作物の作付けを行い、それぞれの作物の耕作者が異なる場合は、関係者間で調整の上、営農計画書を提出するようにしてください。

(注1) 令和4年産又は令和5年産に限り100,000円/10a(加工・業務用の野菜及び果樹にあつては150,000円/10a)が交付された農地においては、交付が行われてから5年間は、販売を目的とした高収益作物の作付けが必要です。その際の作付状況の確認についてはⅣの第2の1の(5)の規定を、作付けの有無の判断についてはⅣの第2の1の(9)の規定を、出荷・販売の実績報告についてはⅣの第2の1の(4)の②の規定を準用します。

② 畑作物定着促進支援に係る取組

ア 交付要件

販売を目的とした一般作物又は高収益作物の導入・定着を図る取組に対して、作付面積に応じて交付を行うものとします。交付対象となる作物については、以下の要件を満たして生産され、当該年度に収穫を行うものであり、出荷・販売を行うことが必要です。

なお、自然災害その他のやむを得ない要因によって畑作物定着促進支援に係る取組が行えないことを地方農政局長等が認める場合には、当該年度を除く5年間で支援期間とすることができることとします。

(7) 麦

農協等と需要者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は需要者との販売契約を締結していること。

(4) 大豆

農協等との出荷契約又は需要者との販売契約を締結していること。

- (ウ) 飼料作物（青刈り稲、わら専用稲等の水稻を除く。）
 需要者との品質等の条件を含めた利用供給協定を締結していること。
 自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること。
- (エ) そば・なたね
 農協等との出荷契約又は需要者との販売契約を締結していること。
- (オ) その他の作物
 農協等との出荷契約又は需要者との販売契約を締結していること。
- (注) 麦、大豆のうち、自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第9-2号）を作成してください。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成してください。
- イ 畑作物定着促進支援の対象作物の申告
 畑作物定着促進支援は基幹作のみが対象となるため、当年産において一つのは場で複数回の作物の作付けを行い、それぞれの作物の耕作者が異なる場合は、関係者間で調整の上、営農計画書を提出するようにしてください。
- (注2) 令和4年産又は令和5年産に限り100,000円/10aが交付された農地においては、交付が行われてから5年間は、販売を目的とした高収益作物又は一般作物の作付けが必要です。その際の作付状況の確認についてはⅣの第2の1の(5)の規定を、作付けの有無の判断についてはⅣの第2の1の(9)の規定を、出荷・販売の実績報告についてはⅣの第2の1の(4)の②の規定を準用します。

2 交付金額の算定手順

- (1) Ⅳの第2の4の(3)の①の交付申請者は、1の(1)に掲げる取組を行う場合には、交付申請書及び営農計画書の地域農業再生協議会への提出に際し、下表に掲げる書類を添付するものとします。

取組名	添付書類
畑地化支援に係る取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域農業再生協議会において発行された、1の(1)の要件を満たすことを証する書類 ※ 交付申請予定者は、Ⅳの第2の4の(3)の①における農産局長が別に通知する日の1か月前までに、交付対象となる農地がおおむね団地化された畑地を形成し得ることが分かる資料（空中写真又は農地地図等）及びその他参考となる資料を添えて地域農業再生協議会に事前に確認申請を行ってください（参考様式4-1「畑地化支援に係る取組の要件確認申請書」を参照してください。）。 地域農業再生協議会は、提出された資料を踏まえて当該農地が1の(1)の要件を満たすことを確認したときは、その

- ・ 地域農業再生協議会は、高収益作物畑地化支援又はその他畑地化支援の交付対象となる農地が、1の(1)の要件を満たすことを確認する際に、交付対象水田として別紙1の2の(1)を満たしていることを併せて確認することとする。

ことを証する書類を交付申請日までに交付申請予定者に対して発行してください（参考様式4-2「畑地化支援に係る取組の要件確認通知書」を参照してください。）。

(2) IVの第2の4の(3)の①の交付申請者は、1の(2)に掲げる取組のうち加工・業務用野菜又は果樹の導入を行う場合には、水田活用直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書の地方農政局等又は地域農業再生協議会への提出に際し、下表に掲げる書類を添付するものとします。

取組名	添付書類
高収益作物定着促進支援に係る取組	・加工・業務用の野菜及び果樹にあつては、出荷・販売契約書の写し（中間事業者が販売に介在する場合にあつては、当該中間事業者も含めた出荷・販売契約書の写し）及び販売伝票の写し

3 交付額の調整に係る対応

(1) 畑地化支援に係る取組を実施したことで、交付対象水田に該当しなくなった農地において、当該取組が行われてから5年以内に、高収益作物畑地化支援を受けた場合にあつては販売を目的とした高収益作物、その他畑地化支援を受けた場合にあつては販売を目的とした高収益作物又は一般作物について、作付け又は出荷・販売の実績がないことが確認される場合には、必要に応じ、過年度分の畑地化支援の交付額の返還又は次年度における産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講ずるものとします。ただし、自然災害その他のやむを得ない要因によるものと地方農政局長等が認める場合は除きます。

(2) 高収益作物定着促進支援及び畑作物定着促進支援に係る取組に関し、以下の場合には、高収益作物定着促進支援又は畑作物定着促進支援の交付が行われた初年度から当年度までの交付額について、交付額の返還又は次年度において産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講ずるものとします。ただし、自然災害その他のやむを得ない要因によるものと地方農政局長等が認める場合は除きます。

- ① 畑地化の取組を行わなかった場合
- ② 高収益作物定着促進支援の支援期間中に、販売を目的とした高収益作物の作付け又は出荷・販売の実績がないことが確認される場合
- ③ 畑作物定着促進支援の支援期間中に、販売を目的とした高収益作物又は一般作物の作付け又は出荷・販売の実績がないことが確認される場合
- ④ 1の(1)の(注2)に基づき、産地交付金の高収益作物に係る助成を交付されている農地において、高収益作物定着促進支援の支援期間中に、交付申請者ごとにみて産地推進計画に位置付けられた高収益作物の作付面積が減少した場合

(6) 交付対象面積等の算定

地域農業再生協議会から報告されたデータを基に、地方農政局等が交付申請者ごとの交付対象面積及び交付金額を算定します。

(注) 面積の単位はa単位とし、1a未満の端数があるときには切り捨てにより整理します。

(7) 交付決定及び交付金の交付

- ① 国は、毎年度、予算の範囲内において、交付対象者に対し交付金を交付します。
- ② 農産局長は、事業実施前に本事業に対する要望の把握を「畑地化促進事業（畑地化支援・定着促進支援）に係る要望調査表」（様式第15号）により行うものとし、把握した要望について、次のとおり取り扱うこととします。
 - ア 農産局長は、予算の範囲内において、配分対象となる者及び当該配分額その他必要な事項を決定し、これらを様式第16-1号により地方農政局長等に通知するものとし、（具体的な内容については、別紙22「畑地化促進事業の配分基準について」に定めています。）
 - イ 地方農政局長等は、アにより受領した通知の内容について、配分対象者が所属する都道府県に係る内容を、様式第16-2号により、当該都道府県に通知するものとし、
 - ウ 都道府県は、イにより受領した通知の内容について、配分対象者が所属する地域農業再生協議会に係る内容を、様式第16-3号により、当該地域農業再生協議会の長に通知するものとし、
 - エ 地域農業再生協議会の長は、ウにより受領した通知の内容について、配分対象者に係る内容を、様式第16-4号により、当該配分対象者に通知するものとし、
- ③ 地方農政局長等は、交付申請者ごとの畑地化支援及び定着促進支援の交付面積及び交付金額の確認が終わり次第、交付金計算書を作成します。
- ④ 地方農政局長等は、交付決定を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知した上で、交付金を交付します。

(8) 適切な生産の徹底等

交付対象作物については、地域の普及組織等が指導する標準的な栽培方法等に即し、十分な収量が得られるように生産することが原則です。また、適切な防除等を通じて近隣ほ場の作物の品質や収量に影響を与えないよう配慮する必要があります。

そのような栽培方法に即さず、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断される場合には、本交付金の交付対象となるかを確認し、なお本交付金の交付対象となる場合は、(7)の④の交付決定を行うこととします。なお、当該確認の方法その他必要な手続きについては、IVの第2の1の(9)の①及び②並びに④から⑥までの規定を適用する。ただし、IVの第2の1の(9)中「本交付金」は「畑地化促進事業による交付金」と読み替えるものとし、

また、本事業による交付金の交付後に交付対象とならないことが明らかになった場合は、交付金を返還していただくこととします。

V その他

第1 交付申請者の農業経営の承継等

1 交付対象者の要件を満たしていることの確認をあらかじめ受けた農業者は、その後に農業者年金の受給等のやむを得ない理由によって、その農業経営（交付金の対象となるものに限ります。以下同じです。）を移譲し、又は離農した場合には、当該年産の交付金の交付申請に限り、当該要件を満たすものとして取り扱うものとし、

2 交付申請書の提出後に生じた相続、合併、移譲その他これらに類する事由により、交付申

・ 交付対象者の要件を満たしていることの確認は当初申請者についてのみ行い、当該当初申請者が要件を満たしていれば、承継者の要件確認は不要。

請者の農業経営を譲り受けた者（以下「承継者」といいます。）に対して、交付申請者から承継した農業経営に係る部分に限り、当該交付申請者が経営所得安定対策等において行った手続を前提として、承継者に対して交付金を交付できるものとします。

3 交付申請者が、交付申請後に死亡した場合において、2により交付金の交付を受けるための手続を承継する者がいないときは、当該交付申請者の相続人は、当該交付申請者が経営所得安定対策等において交付金を受けるための要件を全て満たしていることを前提として、当該交付申請者の交付金の交付を受けることができます。

4 2又は3により交付金の交付を受けるための手続を行う者は「交付申請者の農業経営の承継等に関する申出書」（様式第8号）に、次の書類を添付して、農業経営の承継等があった後速やかに地方農政局等又は地域農業再生協議会等に提出してください。

(1) 2により交付金の交付を受けるための手続を承継する場合

- ① 承継者に係る交付申請書
- ② 相続、合併、移譲その他これらに類する事由により承継者が交付申請者の農業経営を承継したことを確認できる書類

- ・ 地域農業再生協議会は、管内の交付申請者に承継事由が発生した場合は、速やかに地方参事官等に連絡するとともに、承継者に係る「交付申請者の農業経営の承継等に関する申出書」（様式第8号。以下「申出書」という。）に確認書類を添付して、地方参事官等に提出する。
- ・ 地方参事官等は、当初申請者の農業経営の承継に係る事由が相続(交付申請者の死亡)等やむを得ないものである場合を除き、「申出書」（様式第8号）に承継者のほか、当初申請者の氏名が記入されていることを確認する。
- ・ 地方参事官等は、当初申請者の農業経営の一部のみを承継者に譲り渡し、その他の部分を当初申請者に残す場合は、申出書の「農業経営の承継等に係る事由の発生日及びその内容」欄に、その旨が記載されていることを確認する。
- ・ 地方参事官等は、申出書の内容が適当であることが確認できれば交付金算定システムの登録情報を承継者のものに更新し、地方農政局生産部等が、順次、各交付金の交付決定を行う。

【相続の場合】

- ・ 「相続」は、当初申請者が死亡し、その者の農業経営を相続人が承継することをいう。
- ・ 住民票除票の写し等により、①当初申請者が死亡したこと、②当初申請者と承継者が相続関係にあることを確認する。
なお、当初申請者が死亡したこと及び当初申請者と承継者が相続関係にあることが確認できれば、住民票除票の写しに代わる書類で可とする。

【合併の場合】

- ・ ここでいう「合併」とは、会社法（平成17年法律第86号）第748条以下に規定する法人と法人の合併(吸収合併及び新設合併)のほか、個人が法人又は集落営農組織に加入する場合を含む。
- ・ 合併契約書(合併に係る資産、合併の年月日及び合併により消滅する法人又は組織があるときはその法人又は組織が分かるもの)の写し等により、当初申請者の農業経営が合併契約の対象となっており、承継者が確実に承継していることを確認する。

※ 吸収合併とは、吸収により消滅する会社と吸収合併後存続する会社がある形式。新設合併とは、2以上の会社が別の新たな会社を設立する形式。

【移譲の場合】

- ・ 「移譲」は、当初申請者が生存し、その者の農業経営を(相続関係者を含め)第三者が承継することをいう。
- ・ 農地の権利を移譲したことを確認できる書類の写し等により、当初申請者の農業経営が承継者に確実に承継されていることを確認する。農地の権利を移譲したことを確認できる書類の写しとは、次のいずれかの書類とする。
 - ① 農地法第3条第1項の規定による許可によって権利を移譲した場合は、ア又はイの書類
ア 農地法第3条第1項の規定による許可に係る指令書の写し及び当該権利の移譲に係る契約書の写し
イ その他農地法第3条第1項の規定による許可によって権利が移譲したことを確認できる書類の写し
 - ② 基盤強化法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって農地の権利が移譲された場合にあっては、当該農用地利用集積計画の写し
 - ③ 平成25年の改正後の農地法第37条から第40条までの規定に基づき、農地中間管理権が設定され、農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移譲を受けた場合(改正前の農地法第37条から第40条までの規定に基づく特定利用権が設定された場合)等にあっては、それぞれの場合により、当該権利の移譲がなされたことを確認できる書類の写し
 - ④ その他当初申請者の農業経営を移譲したことを確認できる書類

【分割の場合】

- ・ ここでいう「分割」とは、会社法第757条以下に規定する法人の分割(新設分割及び吸収分割)のほか、法人又は集落営

農組織が複数の法人又は集落営農組織に分離し、本制度の交付申請を行っていない者が生ずる場合を含む。

- ・ 分割契約書（分割に係る資産、分割の年月日及び分割により消滅する法人又は組織があるときはその法人又は組織が分かるもの）の写し等により、当初申請者の農業経営が分割契約の対象となっており、承継者が確実に承継していることを確認する。
 - ・ 分割によって本制度の交付申請を行っていない者が生じる場合、新たに交付申請書を提出してもらい、交付申請者管理コードの付与等を行った上で、申請のあった交付金の交付手続きを行う。
 - ・ 当初申請者が畑作物の直接支払交付金又は収入減少影響緩和交付金の加入申請を行っていた場合、分割によって法の対象者要件を満たさなくなる可能性があるため、分割があった場合には対象者要件の確認を行う。
- ※ 吸収分割とは、切り分けた事業部門を既存の他の会社に移管する形式。新設分割とは、会社の一事業部門を切り分けて新たに設立される会社に移管する形式。

【法人化の場合】

- ・ 集落営農組織が法人化することについて総会その他の議決機関で議決していることを、総会等資料、議事録等で確認する。
- ・ 個人が法人化する場合は、集落営農組織のように議決機関での議決はないため、法人化に向けて決定したことを確認できる書類を提出してもらう必要はない。
- ・ 前進組織及び法人の構成員の一覧の写し等により、法人化により、当初申請者の農業経営を承継者が確実に承継していることを確認する。
- ・ 経営の同一性を確認するため、法人の前身組織から承継した資産及び構成員の過半数が同一であることを確認する。なお、特定農業団体が特定農業法人となった場合の取扱いと同様に、法人の組員、社員又は株主の過半が前身組織の構成員により占められている場合に認められるものとする。

【その他】

- ・ 農業経営を承継させる事由が複合的に組み合わせられている場合は、各承継において、当初加入者の農業経営の承継が確実に行われていること及び各承継に係る事由を確認する。

（ナラシ対策の積立金の取扱い）

- ・ 当初加入者が収入減少影響緩和交付金を受けるために積み立てていた積立金を承継者が承継する場合には、原則として当初加入者に対し、「積立金返納申出書」（別紙参考様式第9号）を提出させるとともに、承継者に対し「交付申請書」（様式第1号）を提出させる。

ただし、当初加入者と承継者との間で、承継者の承継する権利関係が明確となっており、当初加入者が積み立てた積立金をめぐり紛争が想定されない場合にあつては、「収入減少影響緩和交付金の積立金名義変更届出書」（別紙参考様式第11号）のほか、当初加入者と承継者との関係が確認できる書類（遺産分割協議書、戸籍謄本等）又は当初申出者と承継者との間において積立金の承継の範囲において合意していることを確認できる書類の提出により、積立金の名義変更を認めることとする。

なお、集落営農組織が積立金の承継を行う場合には、これらの提出書類の他、当該集落営農組織の定款又は規約に定められた方法により構成員の同意を得ていることが分かる資料を添付しなければならないこととする。

- ・ 承継者が収入減少影響緩和交付金の交付を受ける場合は、当初加入者の「交付申請書」（様式第1号）に記載された「生産予定面積」の範囲内において、当初加入者の積立金を承継者が承継していることを、承継者の「交付申請書」（様式第1号）により確認する。
- ・ 承継者に係る書類が提出された後速やかに当年積立額を算出するとともにその額を「積立額等通知書」（別紙様式第9号）により承継者に対して通知する。また、当年積立額の納付がない場合は収入減少影響緩和交付金の交付対象とならない旨、周知しておく。
- ・ 収入減少影響緩和交付金の交付申請前には必ず積立金の納付が行われていることを確認する。

- ③ 収入減少影響緩和交付金に係る積立金を承継する場合にあつては、そのことについて交付申請者と承継者との間において合意があることを確認できる書類

- (2) 3により交付金の交付（死亡した交付申請者が積立金を積み立てている場合は、その積立金の返納）を受ける場合

- ① 死亡した交付申請者と相続関係があることを確認できる書類
- ② 交付申請者が死亡したことを確認できる書類

- ・ ①及び②の書類については、住民票除票の写し等による。（住民票除票の写しに代わる書類でも可）
- ・ 相続人であることが確認できれば相続人の振込口座を登録し、順次、各交付金の交付決定を行う。
- ・ 相続人と対面で当該申請者が死亡したこと及び当該申請者と相続関係にあることを確認する場合は、「申出書」（様式第8号）の備考欄に、確認した書類名と確認日を記載することにより、確認書類の提出を省略してもよい。
- ・ 相続人に対する交付金の交付にあたっては、トラブルが生じないこと、トラブルが生じたとしても相続人の間で話し合いにより解決することを書面等（「申出書」（様式第8号）の備考欄に記入することでも可）で確認する。

（ナラシ対策の積立金の取扱い）

- ・ 相続人に対し収入減少影響緩和交付金の積立金を返納するには、相続人名義の「積立金返納申出書」（別紙参考様式第

9号)を提出する必要がある旨、連絡する。

- ・ 相続人が収入減少影響緩和交付金の交付を受ける場合は、当初加入者の「交付申請書」(様式第1号)に記載された「生産予定面積」の範囲内において、当初加入者の積立金を相続人が承継していることを、相続人の「交付申請書」(様式第1号)により確認する。
- ・ 相続人に係る書類が提出された後速やかに当年積立額を算出するとともにその額を「積立額等通知書」(別紙様式第9号)により相続人に対して通知するとともに、当年積立額の納付がない場合は収入減少影響緩和交付金の交付対象とならない旨と併せて交付申請期限等も十分に周知しておく。

第2 関係機関の役割

経営所得安定対策等の交付金の運用及び手続等について、関係機関ごとの主な役割を整理すると、次のとおりです。

(1) 都道府県

- ① 都道府県農業再生協議会に地域農業振興の観点から参画し、その構成員として、国が作成する主食用米に関する全国の需給見通し(以下「全国の需給見通し」といいます。)、自らの産地の販売戦略等を踏まえた主食用米、及び麦、大豆、飼料用米等の戦略作物等の作付方針等(水田収益力強化ビジョン)を作成
- ② 産地交付金の要件設定・確認、市町村等に対する指導
- ③ 関係機関と連携した経営所得安定対策等の普及・推進等

(2) 都道府県農業再生協議会

- ① 都道府県、農協等の団体その他の構成員が連携して、全国の需給見通し、自らの産地の販売戦略等を踏まえた水田収益力強化ビジョンを検討
- ② 都道府県と連携した経営所得安定対策等の普及・推進
- ③ 荒廃農地又は遊休農地の解消に向けた推進等

(3) 市町村

- ① 地域農業再生協議会に地域農業振興の観点から参画し、その構成員として、全国の需給見通し、都道府県段階の水田収益力強化ビジョン、自らの産地の販売戦略等を踏まえた水田収益力強化ビジョンを検討
- ② 地域農業再生協議会の構成員として、経営所得安定対策等の交付金に係る農業者の申請手続等の支援、対象作物の作付面積の確認等
- ③ 地域における経営所得安定対策等の加入者等へのフォローアップ
- ④ 経営所得安定対策等の普及・推進等

(4) 農協等の団体

- ① 地域農業再生協議会に実際に集荷・販売を行っている立場から参画し、その構成員として、全国の需給見通し、都道府県段階の水田収益力強化ビジョン、自らの産地の販売戦略等を踏まえた水田収益力強化ビジョンを検討
- ② 地域農業再生協議会の構成員として、経営所得安定対策等の交付金(特に、畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金)に係る農業者の申請手続等の支援、対象作物の作付面積等の確認等
- ③ 畑作物の直接支払交付金における数量払に係る農業者別の出荷・販売契約数量等のデータ提供等
- ④ 経営所得安定対策等の円滑な実施に必要な一括申請等の取組等

(5) 農業共済組合等

- ① 地域農業再生協議会の構成員として、農業共済引受事務と併せて、農業者の申請手続等を支援
- ② 農業者ごとの対象作物の作付面積等の確認において、当該農業者の農作物の共済引受面積等の情報(通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあることを理由に共済関係の除外指定等が行われた農地についての情報を含みます。)を地方農政局等及び地域

<p>農業再生協議会に提供</p> <p>③ 収入保険加入申請書等の内容を必要な範囲において地方農政局等及び地域農業再生協議会に提供等</p> <p>(6) 地域農業再生協議会</p> <p>① 市町村、農協等の団体、農業共済組合等、農業者その他の構成員が連携して全国の需給見通し、都道府県段階の水田収益力強化ビジョン、自らの産地の販売戦略等を踏まえた水田収益力強化ビジョンを作成</p> <p>② 農業者に対して、水田収益力強化ビジョン、前年産の当該農業者の作物ごとの作付面積、需要動向等に関する情報の提供</p> <p>③ 農業者に対して、需要に応じた生産が図られるよう作付けに関する助言</p> <p>④ 交付申請書、営農計画書等の申請書類に係る印刷・配布・回収、整理取りまとめ、受付及び農業者情報のシステム入力</p> <p>⑤ 希望する農業者に対して収入減少影響緩和交付金に係る積立金の取りまとめ、納付等</p> <p>⑥ 対象作物の作付面積・生産数量等のシステム入力・確認、適切な生産の徹底等</p> <p>⑦ 産地交付金の要件設定・確認</p> <p>⑧ 農業者別の水田情報等の整理</p> <p>⑨ 地域の荒廃農地又は遊休農地の解消に向けた推進</p> <p>⑩ 地域における経営所得安定対策等の加入者等へのフォローアップ</p> <p>⑪ 経営所得安定対策等の普及・推進等</p> <p>(7) 地方農政局等</p> <p>① 経営所得安定対策等の普及・推進</p> <p>② 地域農業再生協議会と連携し、農業者の交付申請書、営農計画書等の申請書類の受付</p> <p>③ 農業者別の畑作物の生産予定面積の確認、作付面積、生産数量の確認</p> <p>④ 地域農業再生協議会と連携し、水田活用の直接支払交付金の対象作物の作付面積等の確認、適切な生産の徹底</p> <p>⑤ 新規需要米・加工用米の取組計画の認定、横流れ等の不正流通の防止の徹底</p> <p>⑥ 交付申請内容の審査、交付金算定システムへのデータ入力、アダムスへの入力、交付金の交付等</p> <p>⑦ 市町村及び地域農業再生協議会の行う地域における経営所得安定対策等の加入者等へのフォローアップに対する支援</p> <p>⑧ 経営所得安定対策等に係る立入調査等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域農業再生協議会は、交付申請に係る各種申請について内容等を確認した上で、申請書入力システム等、地方参事官等が指定する様式の電子媒体等に入力し、そのデータと併せて地方参事官等に提出する。
<p>第3 証拠書類等の保存期間</p> <p>経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた農業者は、交付申請を行った年度の翌年度から5年間、交付申請の基礎となった証拠書類及び交付金の交付に関する書類を保存しておいてください。必要な場合には、書類の確認をさせていただくことがありますので、なくさないでください。</p>	
<p>第4 報告及び検査</p> <p>(1) 地方農政局長等は、交付申請者が申請した出荷・販売数量等が適切かどうか確認するため、農協等の団体、需要者に対し、必要な事項の報告を求め、交付申請者の申請内容等と照合することにします。</p> <p>具体的には、対象作物の検査や集荷が終わった時期に、出荷者ごとの対象作物の数量や検査結果等が分かる資料を提出してもらう場合があります。</p> <p>(2) また、地方農政局長等は、申請内容等の確認を行うために必要な場合は、地方農政局等の職員による現地ほ場等の立入調査を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域農業再生協議会が実施した作付確認の結果、把握した疑義案件を地方参事官等に通知する。 地域農業再生協議会において、構成組織の職員、農業者等から、不適切な栽培管理など疑義情報があった場合は、速やかに地方参事官等に連絡する。 地方参事官等は疑義情報の連絡を受けて、立入調査を実施する。

- (3) 経営所得安定対策等が適正かつ円滑に実施できるよう、これらの報告や検査の実施に当たっては、地域農業再生協議会に協力をいただくとともに、交付申請者や、地方公共団体、農協等の関係機関にもご協力をお願いします。
- (4) 畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金については、法に基づき、次により地方農政局等の職員が必要な事項の報告を求め、又は立入検査を行う場合があります。
- ① 法の施行に必要な限度において、交付金の交付を受け、若しくは受けようとする者若しくはこれらの者からその生産した農産物の加工若しくは販売の委託を受け若しくは当該農産物の売渡しを受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、又はこれらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿その他の物件を検査します。
 - ② ①により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければなりません。
 - ③ ①による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはなりません。
 - ④ 対策加入者、地方公共団体、農業委員会、農協、地域農業再生協議会等は、経営所得安定対策の適正かつ円滑な実施に資するよう、①による報告及び検査に協力するものとします。

第5 交付金の返還等

- (1) 経営所得安定対策等の交付金について、
- ① 交付要件を確認する際に用いる書類や交付金の交付申請の基礎となる書類の内容について事実と異なる内容を記載するなど、虚偽の申請をして交付金を不正に受けていたことが判明した場合
 - ② 交付申請時に確認していただく誓約事項に反していることが判明した場合
 - ③ 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米及び加工用米の生産に取り組む者であって、経営所得安定対策等の交付金の交付申請者が、これらの米穀を主食用に出荷・販売（いわゆる横流し）した事実が判明した場合
 - ④ 地方農政局等や関係機関からの改善指導を受けたにもかかわらず、それに従わない場合などの事案が発生した場合には、地方農政局長等は、その者に対して交付済みの交付金の全部若しくは一部の返還を命ずる、又は交付申請中の交付金を交付しない場合があります。なお、③の場合には、事実が判明した年産に係る全ての経営所得安定対策等の交付金の返還を命ずることとします。
- また、特に悪質と認められる場合には、これに加え、翌年度以降の交付申請書の不受理等の措置を講ずることとします。
- (2) 地方農政局長等は、(1)により交付金の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、法定利率で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとします。
- (3) (2)により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、地方農政局長等は、期限を指定してこれを督促するものとします。
- また、畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金については、その督促を受けた者がその指定期限までに返還を命ぜられた金額を納付しないときは、国税滞納処分等の例によりこれを処分することができるものとします。

(注) 平成27年度までに収入減少影響緩和交付金の交付を受けた集落営農が、法人化計画の達成に向けた努力を行わずに解散した場合等は、交付金の返還を求める場合があります。

- ・ 地方参事官等が、関係書類又は流通監視担当部局からの情報提供の資料等により不正等の事実を確認した上で、地方農政局長等が返還を命ずる。
- 〈申請内容、証拠書類等に虚偽の記載がある場合・誓約事項に反する事実がある場合〉
- ・ 関係者から報告を聴取し、申請書類及び証明書類等と突き合わせて確認する。
 - ・ 面談により申請者が意図的に虚偽又は違反を行ったことを確認した上で、交付金の返還を命ずる。
- 〈新規需要米・加工用米を他用途に出荷販売した事実が判明した場合〉
- ・ 低単価(交付対象外を含む。)の用途に出荷・販売していた場合は、当該米穀相当分の面積は交付対象外とし、交付金の返還を命ずる。ただし、契約先への出荷・販売が不能となり、新たな契約先を確保することも困難な場合において、やむを得ず流通させずに廃棄処分する場合は、当該数量分について交付対象外とはしない。
 - ・ 同単価又は高単価の用途に出荷・販売していた場合は、用途外使用申請を速やかに行わせるとともに、翌年産以降は事前に申請するよう指導する。なお、交付金は当初用途の単価で交付対象とする。
- ・ 地方参事官等は、事実の隠蔽、触法行為等悪質と認められる事実が認められた場合、翌年度以降、申請書を不受理措置とする旨、書面にて通知し、次年度の交付申請書を受理する際に当該申請者のものが提出されていないことを確認する。

(交付金額に誤り等があった場合の処理)

- ・ 地方農政局生産部等は、証明書類等のデータを再度確認の上、正しい金額を算出し、再度、交付決定等の手続を行う。その際、既交付金額が正しい交付金額を上回っている場合は納入告知書を通し、既交付金額が正しい金額を下回っている場合はその金額を交付することで、既交付金額と正しい交付金額との差額を調整する。
- ・ 過払いによる債権は、支払予定の国の債務と相殺することができる。
- ・ 過年度支出を行う場合、その総額が交付決定年度の不用額を超えないことを確認する(本省)。
- ・ 交付を申請した年度内に国に債務が生じていない場合は、次年度以降の過年度支出はできない。

第6 罰則

畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金については、法に基づき、次の罰則規定があります。

- (1) 対象農業者の要件を確認する際に用いる書類や交付金の交付申請の基礎となる書類の内容について事実と異なる内容を記載するなど、偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されることがあります。
- (2) 第4の(4)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第4の(4)による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金に処されることがあります。
- (3) 法人(法人でない団体で、代表者又は管理人の定めのあるものを含みます。以下同じです。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、(1)又は(2)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、(1)又は(2)の罰金刑が科されることがあります。

第7 その他

- 1 経営所得安定対策等の実施に際して必要な事項については、本実施要綱に定めるもののほか、必要に応じて関係局長等が別に定めるところによるものとします。

- 2 経営所得安定対策等の申請手続のオンライン化については、令和5年度から本格運用することとしています(オンライン化の対象となる手続等については、別紙16「農林水産省共通申請サービスを利用した経営所得安定対策等の申請手続のオンライン化」に定めています。)

(文書の取扱い)

- ・ 交付申請書等の書類等を受理した場合は、当該書類等に受理日を記録する。

(個人情報の適正な取扱い)

【様式第1号別添1の(注2)に掲げる関係機関から(注1)に掲げる事業に必要な交付申請者の個人情報について提供依頼があった場合】

- ・ 地方参事官等は、提供することとなる申請者が交付申請書(様式第1号)において、当該個人情報の取扱いについて同意していることを確認する。
- ・ 地方参事官等は、個人情報の提供先となる関係機関に対し、当該関係機関の代表者名による「個人情報の管理に関する同意書」(別紙参考様式第1号)の提出を求め、その内容を確認する。
- ・ 地方参事官等は、同意書の内容が適当と認められた後、求められた情報のみを提供する。

【上記以外の場合における個人情報の提供】

- ・ 交付申請者からあらかじめ同意を得ていない個人情報の提供に当たるため、地方参事官等は、「農林水産省における個人情報の適正な取扱いのための措置に関する訓令」(平成17年3月18日農林水産省、林野庁、水産庁訓令第1号)及び「農林水産省における個人情報の適正な取扱いのための措置に関する訓令の運用について」(平成17年3月18日16情第378号)にしたがって、必要に応じて個人情報の提供を行う。

(前年度データのメンテナンス)

- ・ 地方参事官等は、交付金算定システム外で対処した案件があれば、必ず交付金算定システムへ入力を行う。
- ・ 地方参事官等は、ダミーコードを用いて処理した案件があれば、整理し交付金算定システムへ入力を行う。
- ・ 地方参事官等は、申請者データについて、氏名間の空白無し、住所の一行入力などの入力規則どおりとなっていないデータがあれば修正する。
- ・ 地方参事官等は、申請者情報確認用CSVデータ等について、地域農業再生協議会にデータ提供を行う。

(地域農業再生協議会への前年度データ提供)

- ・ 地方参事官等は、地域農業再生協議会からのデータ取り込み時に、旧データが残っていることによって新データが上書きされることのないように留意する。例えば、
 - ① 支払不能のため交付金算定システムの債主情報を修正した場合には、地域農業再生協議会が所有する申請書入力システム等の口座情報についても修正を行う。
 - ② 交付対象面積の修正等について、交付金算定システム側で行った場合には、地域農業再生協議会が所有する申請書入力システム等の面積情報についても修正を行う。

附 則（平成 27 年 6 月 30 日付け 27 経営第 876 号農林水産省経営局経営政策課長通知）

- 1 この通知は、平成 27 年 6 月 30 日から施行する。
- 2 平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 6 月 29 日までにこの通知による改正前の「経営所得安定対策における地域センター等事務処理マニュアル」の規定によりなされた手続その他の行為は、この通知の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
- 3 この通知による改正前の「経営所得安定対策における地域センター等事務処理マニュアル」の規定によりなされた平成 26 年度までの手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 9 月 30 日付け 27 経営第 1604 号農林水産省経営局経営政策課長通知）

- 1 この通知は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行前に、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長がこの通知による改正前の「平成 27 年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」（以下「旧マニュアル」という。）の規定によりした通知その他の行為（以下「通知等」という。）は、当該地域センターの長の管轄区域を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長がした通知等とみなし、この通知の施行前に旧マニュアルの規定により地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長に対してした届出その他の行為（以下「届出等」という。）は、当該地域センターの管轄区域を管轄する地方農政局又は北海道農政事務所の長に対してした届出等とみなす。

附 則（平成 28 年 6 月 15 日付け 28 政統第 424 号農林水産省政策統括官付総務・経営安定対策参事官通知）

- 1 この通知は、平成 28 年 6 月 15 日から施行する。
- 2 平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 6 月 15 日までに「平成 27 年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた手続その他の行為は、この通知の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
- 3 「平成 27 年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた平成 27 年度までの手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 7 月 20 日付け 29 政統第 717 号農林水産省政策統括官付総務・経営安定対策参事官通知）

- 1 この通知は、平成 29 年 7 月 20 日から施行する。
- 2 平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 7 月 20 日までに「平成 28 年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた手続その他の行為は、この通知の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
- 3 「平成 28 年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた平成 28 年度までの手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 6 月 21 日付け 30 政統第 567 号農林水産省政策統括官付総務・経営安定対策参事官通知）

- 1 この通知は、平成 30 年 6 月 21 日から施行する。
- 2 平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 6 月 21 日までに「平成 29 年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた手続その他の行為は、この通知の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
- 3 「平成 29 年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた平成 29 年度までの手続その他の行為は、なお従前の例による。
- 4 経営所得安定対策等実施要綱の一部改正について（平成 30 年 4 月 1 日付け 29 政統第 1973 号）附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた 29 年産に係る交付申請のうち、米穀の生産実績数量の確認及びその取扱いについては、この通知による改正後の「平成 30 年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年 5 月 30 日付け元政統第 210 号農林水産省政策統括官付総務・経営安定対策参事官通知）

- 1 この通知は、令和元年 5 月 30 日から施行する。
- 2 平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 5 月 30 日までに「平成 30 年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた手続その他の行為は、この通知の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
- 3 「平成 30 年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた平成 30 年度までの手続その他の行為は、なお従前の例による。
- 4 経営所得安定対策等実施要綱の一部改正について（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 政統第 2072 号）附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた 30 年産に係る交付申請のうち、米穀の生産実績数量の確認及びその取扱いについては、この通知による改正後の「令和元年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年 9 月 18 日付け元政統第 842 号農林水産省政策統括官付総務・経営安定対策参事官通知）

この通知は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 28 日付け 2 政統第 455 号農林水産省政策統括官付総務・経営安定対策参事官通知）

- 1 この通知は、令和 2 年 5 月 28 日から施行する。
- 2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 5 月 28 日までに「令和元年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた手続その他の行為は、この通知の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
- 3 「令和元年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた令和元年度までの手続その他の行為は、なお従前の例による。
- 4 経営所得安定対策等実施要綱の一部改正について（令和 2 年 4 月 1 日付け元政統第 1506 号）附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた令和元年産に係る交付申請のうち、米穀の生産実績数量の確認及びその取扱いについては、この通知による改正後の「令和 2 年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月25日付け2政統第1570号農林水産省政策統括官付総務・経営安定対策参事官通知）

- 1 この通知は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による書類については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年4月26日付け3政統第242号農林水産省政策統括官付総務・経営安定対策参事官通知）

- 1 この通知は、令和3年4月26日から施行する。
- 2 令和3年4月1日から令和3年4月26日までに「令和2年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた手続その他の行為は、この通知の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
- 3 「令和2年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた令和2年度までの手続その他の行為は、なお従前の例による。
- 4 経営所得安定対策等実施要綱の一部改正について（令和3年3月31日付け2政統第1980号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和2年産に係る交付申請のうち、米穀の生産実績数量の確認及びその取扱いについては、この通知による改正後の「令和3年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年5月13日付け4農産第670号農林水産省農産局穀物課長通知）

- 1 この通知は、令和4年5月13日から施行する。
- 2 令和4年4月1日から令和4年5月13日までに「令和3年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた手続その他の行為は、この通知の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
- 3 「令和3年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた令和3年度までの手続その他の行為は、なお従前の例による。
- 4 経営所得安定対策等実施要綱の一部改正について（令和4年4月1日付け3農産第3694号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年産に係る交付申請のうち、米穀の生産実績数量の確認及びその取扱いについては、この通知による改正後の「令和4年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年6月14日付け5農産第1118号農林水産省農産局穀物課長通知）

- 1 この通知は、令和5年6月14日から施行する。
- 2 令和5年4月1日から令和5年6月14日までに「令和4年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた手続その他の行為は、この通知の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
- 3 「令和4年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた令和4年度までの手続その他の行為は、なお従前の例による。
- 4 経営所得安定対策等実施要綱の一部改正について（令和5年4月27日付け農産第5527号-1）附則第2項の規定のうち従前の例によるとされた事項については、この通知による改正後の「令和5年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定にかかわらず、なお従前の例による。また、同規定のうち、令和4年産に係る交付申請から適用するとされた事項については、この通知による改正後の「令和5年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定による。

年産

番 号
年 月 日

殿

農林水産大臣

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付決定通知書

経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）IVの第1の1の（2）の②のエの規定に基づき、下記のとおり交付金を交付することを決定しましたのでお知らせします。

記

交 付 金 額 _____ 円

（備考）

この数量払は、対象畑作物の生産量と品質区分ごとに設定した単価に基づき算定するものです。なお、面積払を受けた方については、その金額が控除されています（内訳は、別紙様式第4号「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付金計算書」をご確認ください。）。

交付申請者管理コード：

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付金計算書

年産

申請者	フリガナ
	氏名又は法人・組織名

適用交付単価	〇〇事業者向け単価	交付申請者管理コード
--------	-----------	------------

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付金額計算内訳

●小麦		●二条大麦								●六条大麦			●はだか麦				
品質区分	春期には種する小麦				秋期には種する小麦				品質区分	品質区分別生産量(kg) (7)	交付単価(円/50kg) (1)	品質区分	品質区分別生産量(kg) (7)	交付単価(円/50kg) (1)	品質区分	品質区分別生産量(kg) (7)	交付単価(円/60kg) (1)
	(パン・中華種用以外の品種)		(パン・中華種用の品種)		(パン・中華種用以外の品種)		(パン・中華種用の品種)										
	品質区分別生産量(kg) (7)	交付単価(円/60kg) (1)	品質区分別生産量(kg) (7)	交付単価(円/60kg) (1)	品質区分別生産量(kg) (7)	交付単価(円/60kg) (1)	品質区分別生産量(kg) (7)	交付単価(円/60kg) (1)									
1等又は1等相当	Aランク								Aランク			Aランク			Aランク		
	Bランク								Bランク			Bランク			Bランク		
	Cランク								Cランク			Cランク			Cランク		
	Dランク								Dランク			Dランク			Dランク		
2等又は2等相当	Aランク								Aランク			Aランク			Aランク		
	Bランク								Bランク			Bランク			Bランク		
	Cランク								Cランク			Cランク			Cランク		
	Dランク								Dランク			Dランク			Dランク		
春期には種する小麦	(A1) パン・中華種用以外の品種計算額 [(7)×(1)の合計÷60]		円	秋期には種する小麦	(A1) パン・中華種用以外の品種計算額 [(7)×(1)の合計÷60]		円	(A) 二条大麦計算額 [(7)×(1)の合計÷50]		円	(A) 六条大麦計算額 [(7)×(1)の合計÷50]		円	(A) はだか麦計算額 [(7)×(1)の合計÷60]		円	
	(A2) パン・中華種用の品種計算額 [(7)×(1)の合計÷60]		円		(A2) パン・中華種用の品種計算額 [(7)×(1)の合計÷60]		円	(B) 面積払交付金額		円	(B) 面積払交付金額		円	(B) 面積払交付金額		円	
	(B) 面積払交付金額		円		(B) 面積払交付金額		円	(3) 二条大麦数量払交付金額 [A-B]		円	(4) 六条大麦数量払交付金額 [A-B]		円	(5) はだか麦数量払交付金額 [A-B]		円	
	(1) 数量払交付金額 [(A1+A2)-B]		円		(2) 数量払交付金額 [(A1+A2)-B]		円										

●大豆

品質区分	品質区分別生産量(kg) (7)	交付単価(円/60kg) (1)
普通大豆		
1等又は1等相当		
2等又は2等相当		
3等又は3等相当		
特定加工用大豆		
合格又は合格相当		
(A) 大豆計算額 [(7)×(1)の合計÷60]		円
(B) 面積払交付金額		円
(6) 大豆数量払交付金額 [A-B]		円

●そば

品質区分	品質区分別生産量(kg) (7)	交付単価(円/45kg) (1)
1等又は1等相当		
2等又は2等相当		
(A) そば計算額 [(7)×(1)の合計÷45]		円
(B) 面積払交付金額		円
(7) そば数量払交付金額 [A-B]		円

●なたね

品質区分	品質区分別生産量(kg) (7)	交付単価(円/60kg) (1)
キザキノナタネ		
きらきら銀河		
キラリボシ		
ナナシキブ		
ペノカのしずく		
その他品種		
(A) なたね計算額 [(7)×(1)の合計÷60]		円
(B) 面積払交付金額		円
(8) なたね数量払交付金額 [A-B]		円

●てん菜(北海道)

品質区分(度) (加重平均糖度)	販売総数量(kg) (7)	交付単価(円/1000kg) (1)
(A) てん菜計算額 [(7)×(1)÷1000]		円
(B) 面積払交付金額		円
(9) てん菜数量払交付金額 [A-B]		円

●でん粉原料用ばれいしょ(北海道)

品質区分(%) (でん粉含有率)	出荷総数量(kg) (7)	交付単価(円/1000kg) (1)	糖化利用率(N) (9)
(A) でん粉原料用ばれいしょ計算額 [(7)×(1)×(9)÷1000]			円
(B) 面積払交付金額			円
(10) でん粉原料用ばれいしょ交付金額 [A-B]			円

■面積払交付金額

春期には種する小麦	円	円
秋期には種する小麦	円	円
二条大麦	円	円
六条大麦	円	円
はだか麦	円	円
大豆	円	円
そば	円	円
なたね	円	円
てん菜	円	円
でん粉原料用ばれいしょ	円	円
面積払交付金額計	円	円

●交付金額

数量払交付金額計 [(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7)+(8)+(9)+(10)]	円
--	---

殿

農 林 水 産 大 臣

収入減少影響緩和交付金における積立額等通知書

収入減少影響緩和交付金における積立額等について、下記のとおりお知らせします。

記

1 積立額 (枚中 枚目)

本交付金の交付を希望する方は、(ア)又は(イ)のいずれかの積立額をお選びいただき、納付期限までに納付先に納付してください。

(ア) 10%の収入減少に対応	円
-----------------	---

又は

(イ) 20%の収入減少に対応	円
-----------------	---

2 納付期限

年 月 日

※ 積立金の納付について委託契約を行った方は、受託者が指定する納付先にのみ納付してください。

3 納付先

金融機関名	支店名	種目	口座番号	口座名義

(注意事項)

- 1 積立額が納付期限までに納付先に納付されない場合は、収入減少影響緩和交付金の交付を受けることができません。
- 2 積立額の納付に当たっては、振込人名義の前に対策加入者管理コード下7桁()を記入してください。

4 積立額の算出

対象農作物	地域等区分	生産予定面積 ①	単位面積当たり 標準的収入額②	積立金の残額⑥
		m ²	円/10a	円
		m ²	円/10a	(ア) = ④
		m ²	円/10a	円
		m ²	円/10a	(イ) = ⑤ - ⑥
		m ²	円/10a	円
		m ²	円/10a	
		m ²	円/10a	
		m ²	円/10a	
		m ²	円/10a	

積立基準収入額③ ((①÷1000)×②)の合計	円	⇒	④ = ③ × 2.25% 円	又は	⑤ = ③ × 4.5% 円
-----------------------------	---	---	--------------------	----	-------------------

番 号
年 月 日

殿

地方農政局長
〔北海道農政事務所長〕
〔沖縄総合事務局長〕

収入減少影響緩和交付金における当年積立額及び積立金総額通知書

下記のとおり、収入減少影響緩和交付金における当年積立額が 年
月 日までに納付されたことを確認しましたので、通知します。
また、前年度からの繰越積立残額と合算した積立金総額は下記のとおり
です。

記

1 当年積立額	円
2 繰越積立残額	円
3 積立金総額 (1 + 2)	円

殿

農 林 水 産 大 臣

収入減少影響緩和交付金における交付決定額及び積立金返納額通知書

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第2項及び同法施行規則（平成18年農林水産省令第59号）第13条の規定に基づき、下記のとおり収入減少影響緩和交付金を交付することを決定しましたのでお知らせするほか、積立金の返納額を併せてお知らせします。

記

1. 交付金額 (①)	円
<hr/>	
2. 積立金の返納額	
交付金の交付に伴う返納額 (②)	円
積立金の確定に伴う返納額 (③)	円
<hr/>	
3. 収入減少補てん額 (①+②)	円
<hr/>	
4. 振込合計金額 (①+②+③)	円

(備考)

収入減少影響緩和交付金は、米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの5品目について、その年の収入額が標準的な収入額を下回った場合に、その減収額の9割について、生産者と国による拠出の範囲内で行う補てんのうち、国からの交付金です。また、積立金の返納額は、積立金管理者からの返納金です。（詳細は、別紙1及び2をご確認ください。）。

対策加入者管理コード：

収入減少影響緩和交付金計算書

年産

対策加入者管理コード: _____

氏名: _____

1 標準的収入額及び 年度収入額 (枚中 枚目)

対象農産物	(地域等区分)	年度生産面積			標準的収入額		年度収入額	
		生産実績数量 ① kg	単収 ② kg/10a	③=①/② m ²	単位面積当たり 標準的収入額 ④ 円/10a	⑤=④×③ 円	単位面積 当たり収入額 ⑥ 円/10a	⑦=⑥×③ 円
A = ⑤の合計						B = ⑦の合計		

2 共済金相当額

対象農産物	(地域等区分)	標準単収 ⑧ kg/10a	割合 ⑨	共済金相当額算 定の基準となる 単収 ⑩=⑧×⑨ kg/10a	共済金相当額の 控除判定 ②<⑩: 控除有 ②≥⑩: 控除無	共済金相当額			⑭ ⑫>⑬の場合は、⑬ ⑫≤⑬の場合は、⑫ 円
						数量当たり価額 ⑪ 円/kg	共済金相当額 ⑫=⑪×(⑩-②)×③ 「控除無」の場合は、0 円	共済金相当額(上限) ⑬=(④-⑥)×0.9×③ (④-⑥)≤0の場合は、0 円	
C = ⑭の合計									

3 収入減少影響緩和交付金

収入減少額(確定) ⑮=(A-B)×9割-C	交付金額(算定上) ⑯=⑮×0.75	積立金額 別紙2の⑰	交付金限度額 ⑱=別紙2の⑰×3
円	円	円	円

年度交付金額 ⑲ ⑲>⑯の場合は、⑯ ⑲≤⑯の場合は、⑲
円

収入減少影響緩和交付金における積立金計算書

対策加入者管理コード：

氏名：

対象農産物	(地域等区分)	単位面積当たり 標準的収入額 ①=別紙1の④ 円/10a	積立基準収入額		標準的収入額	
			生産予定 面積 ② m ²	③=①×② 円	生産面積 ④=別紙1の③ m ²	⑤=①×④ 円
			⑥=③の合計		⑦=⑤の合計	

前年度からの
繰越積立残額
⑧
円

当年積立額

$$\left(\begin{array}{l} ⑥ \times 2.25\% \\ \text{又は} \\ ⑥ \times 4.5\% - ⑧ \\ (⑧ \geq ⑥ \times 4.5\% : 0) \end{array} \right)$$
 ⑨
 円

積立金(残高)
 ⑩=⑧+⑨
 円

積立金の額(確定)⑪は、積立金(残高)⑩が
 ア ⑥の2.25%以上4.5%未満の場合は、 $(⑧ + ⑦ \times 2.25\%)$ の額
 又は⑩のいずれか低い額
 イ ⑥の4.5%の場合は、
 $⑦ \times 4.5\%$ の額又は⑩のいずれか低い額
 ウ ⑥の4.5%を超える場合は、
 $(⑧ - (⑥ \times 4.5\% \text{の額} - ⑦ \times 4.5\% \text{の額}))$ の額

積立金の額(確定)
 ⑪
 円

確定に伴う
 積立金返納額
 ⑫=⑩-⑪
 円

交付金の交付に伴う
 積立金返納額
 ⑬=別紙1の⑱÷3
 円

積立金管理者からの
 積立金返納額
 ⑭=⑫+⑬
 円

翌年度への
 繰越積立残額
 ⑮=⑩-⑭
 円

年産

別紙様式第 14 号

番
年 月 日

殿

地方農政局長
〔北海道農政事務局長
沖縄総合事務局長〕

収入減少影響緩和交付金における積立金返納額通知書

収入減少影響緩和交付金における積立金について、積立金管理者
() から下記の金額が返納されますので、お知らせします。

記

積立金返納額	円
--------	---

【返納理由】

- ア 収入減少影響緩和交付金に係る積立金返納申出書の提出があったため
- イ 積立金の積立ての申出の時期に積立ての申出をしなかったため
- ウ 「収入減少影響緩和交付金における積立額等通知書」により通知された積立額を納付期限までに納付せず、かつ、繰越積立残額が積立基準収入額の 4.5%を下回っているため
- エ 「収入減少影響緩和交付金における積立額等通知書」に基づき納付された積立額が、当該通知書の積立金の額を超えていたため
- オ 交付金の交付申請があった際に、当該申請者が対象農業者でないことが確認されたため

(注意事項)

積立金返納額は、登録された振込先口座に積立金管理者から振り込まれます。

番 号
年 月 日

積立金管理者（組織名）
代 表 者 氏 名 殿

地方農政局長
〔北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長〕

収入減少影響緩和交付金に係る積立金返納額指示書

経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）別紙 9 の 4 の規定に基づき、収入減少影響緩和交付金に係る積立金について、年 月 日までに別紙のとおり対策加入者に対して払い戻してください。

また、払い戻し完了後、速やかに「収入減少影響緩和交付金の積立金返納状況報告書」（様式第 10－4 号）により報告願います。

番 号
年 月 日

積立金管理者(組織名)
代 表 者 氏 名 殿

農林水産大臣

収入減少影響緩和交付金における積立金管理者指定通知書

収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者として貴 〃 を指定したので、通知します。

なお、下記事項について、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書」(様式第 10-6 号)により報告願います。

記

- 1 積立金を管理する口座
- 2 事務取扱責任者

また、積立金管理者として、以下の個人情報の取扱いについて遵守することとする。

- (1) 積立金管理者は、経営所得安定対策等実施要綱(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)の「収入減少影響緩和交付金における積立金管理者」(別紙 10)の 3 に定める業務に関して知り得た個人情報を業務の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。
また、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- (2) 積立金管理者は、業務を行うために保有した個人情報について、き損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ業務の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出ししてはならない。
- (3) 積立金管理者は、保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、地方農政局に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。
- (4) 積立金管理者の業務に係る書類等の保存期間は、積立金の返納を行った年度の翌年度から起算して 5 年間とし、当該保存期間が終了した時は、当該書類等に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は破棄を行うとともに、地方農政局より提供された個人情報については、返却しなければならない。
- (5) なお、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書」(様式第 10-6 号)の提出をもって、本個人情報の取扱いについて同意したものとして取り扱う。

年産

番 号
年 月 日

殿

農林水産大臣

水田活用直接支払交付金の交付決定通知書

経営所得安定対策等実施要綱(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知)Ⅳの第 2 の 1 の (8) の規定に基づき、下記のとおり交付金を交付することを決定しましたのでお知らせします。

記

水田活用直接支払交付金 _____ 円

(備考)

交付金額の内訳は、別紙様式第 19 号の 1 「水田活用直接支払交付金の交付金計算書」又は別紙様式第 19 号の 2 「水田活用の直接支払交付金における数量払いの交付金計算書」をご確認ください。

交付申請者管理コード:

水田活用直接支払交付金の交付金計算書

交付申請者名

フリガナ	
氏名又は 法人・組織名	

交付申請者管理コード	
------------	--

水田活用直接支払交付金

作物名		交付対象面積 (A)	交付単価 (B)	交付金額 (A×B)	作物名		交付対象面積 (A)	交付単価 (B)	交付金額 (A×B)	
戦略作物助成	麦				畑作物産地形成促進事業	新市場開拓用米				
	大豆					加工用米				
	飼料作物	うちは種					米粉用米			
		うちは種以外					麦	うちR6 畑地化		
	WCS用稲					うちR6 畑地化を除く				
	米粉用米 (先払分)					別途実施事業 対象面積				
	飼料用米 (先払分)					大豆	うちR6 畑地化			
	飼料用米 (生もみを直接利用する取組)						うちR6 畑地化を除く			
	加工用米						別途実施事業 対象面積			
	水田農業推進助成	高収益作物 定着促進 支援	加工・ 業務用以外				高収益作物	うちR6 畑地化		
加工・ 業務用					うちR6 畑地化を除く					
畑地化促進助成	高収益作物畑地化支援				畑地化促進事業	子実用 とうもろこし	うちR6 畑地化			
	その他畑地化支援					畑地化促進事業・定着促進支援の 交付方式	<input type="checkbox"/> 一括交付方式 <input type="checkbox"/> 個別交付方式			
	高収益作物 定着促進 支援	加工・ 業務用以外				R4開始 促進事業	高収益作物 定着促進 支援	加工・ 業務用以外		
		加工・ 業務用					畑作物定着促進支援	加工・ 業務用		
	畑作物定着促進支援					高収益作物畑地化支援				
子実用 とうもろこし支援				その他畑地化支援						
産地交付金	対象作物	麦			R5開始 促進事業	高収益作物 定着促進 支援	加工・ 業務用以外			
		大豆					加工・ 業務用			
		飼料作物				畑作物定着促進支援				
		米粉用米				別途実施 事業 対象面積	麦			
		飼料用米					大豆			
WCS用稲			飼料作物 は種							
加工用米			飼料作物 は種以外							
新市場開拓用米										
そば										
なたね										
地力増進作物										
野菜										
花き・花木										
果樹										
その他の高収益作物										
その他										
1回目										
2回目										
3回目										
都道府県連携型助成										

(注) 交付単価、交付金額が「-」は、次回以降支払予定。
交付単価、交付金額が()は、支払済。

計	
---	--

水田活用の直接支払交付金における数量払いの交付金計算書

交付申請者名

フリガナ	
氏名又は 法人・組織名	
交付申請者管理コード	

水田活用の直接支払交付金における数量払いの交付金

飼料用米	米粉用米																																																				
<p>○玄米及びもみを利用する取組</p> <p>●交付対象数量</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width:60%;"></td> <td style="width:20%; text-align: center;">玄米</td> <td style="width:20%; text-align: center;">もみ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">報告数量(ア)</td> <td style="text-align: center;">kg</td> <td style="text-align: center;">kg</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">交付対象数量換算(ア)×0.8</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">kg</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="text-align: center;">計(A)</td> <td style="text-align: center;">kg</td> </tr> </table> <p><small>A=玄米の(ア)+もみの(ア)×0.8</small></p> <p>●交付対象面積</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width:60%;"></td> <td style="width:20%; text-align: center;">玄米</td> <td style="width:20%; text-align: center;">もみ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">交付対象面積(イ)</td> <td style="text-align: center;">a m²</td> <td style="text-align: center;">a m²</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="text-align: center;">計(B)</td> <td style="text-align: center;">a m²</td> </tr> </table> <p><small>B=(イ)の計</small></p> <p>●標準単収値(C) 調整前の標準単収値</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width:50%; text-align: center;">kg/10a</td> <td style="width:50%; text-align: center;">kg/10a</td> </tr> </table> <p><small>※標準単収値は、経営所得安定対策等実施要綱IVの第2の6(1)に基づき、当年産の作柄に応じた調整を行ったもの</small></p> <p>●10aあたり交付金額(D)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="text-align: center;">円/10a</td> </tr> </table> <p><small>D=80,000円+(A÷(B÷10)-C)×(25,000円÷150kg)</small> <small>※ただしDが105,000を超える場合は105,000、55,000を下回る場合は55,000とする</small> <small>※自然災害等により、10a当たりの交付対象数量が標準単収値を下回る場合であって、要綱IVの第2の6の(1)の(注5)の要件を満たす場合は80,000とする</small> <small>※本欄には小数点以下切り捨てを行った値を表示しているが、交付金算定額(E)は、切り捨てずに算定する</small></p> <p>●交付金算定額(E)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table> <p><small>E=D×(B÷10) ※Bのa単位未満は切り捨て</small></p> <p>○支払済額(F)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table> <p>○合計(G)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width:80%; text-align: center;">飼料用米計</td> <td style="width:20%; text-align: center;">円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><small>G=E-F</small></p>		玄米	もみ	報告数量(ア)	kg	kg	交付対象数量換算(ア)×0.8	/	kg	計(A)	kg		玄米	もみ	交付対象面積(イ)	a m ²	a m ²	計(B)	a m ²	kg/10a	kg/10a	円/10a	円	円	飼料用米計	円	<p>○玄米及びもみを利用する取組</p> <p>●交付対象数量</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width:60%;"></td> <td style="width:20%; text-align: center;">玄米</td> <td style="width:20%; text-align: center;">もみ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">報告数量(ア)</td> <td style="text-align: center;">kg</td> <td style="text-align: center;">kg</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">交付対象数量換算(ア)×0.8</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">kg</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="text-align: center;">計(H)</td> <td style="text-align: center;">kg</td> </tr> </table> <p><small>H=玄米の(ア)+もみの(ア)×0.8</small></p> <p>●交付対象面積</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width:60%;"></td> <td style="width:20%; text-align: center;">玄米</td> <td style="width:20%; text-align: center;">もみ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">交付対象面積(イ)</td> <td style="text-align: center;">a m²</td> <td style="text-align: center;">a m²</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="text-align: center;">計(I)</td> <td style="text-align: center;">a m²</td> </tr> </table> <p><small>I=(イ)の計</small></p> <p>●標準単収値(J) 調整前の標準単収値</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width:50%; text-align: center;">kg/10a</td> <td style="width:50%; text-align: center;">kg/10a</td> </tr> </table> <p><small>※標準単収値は、経営所得安定対策等実施要綱IVの第2の6(1)に基づき、当年産の作柄に応じた調整を行ったもの</small></p> <p>●10aあたり交付金額(K)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="text-align: center;">円/10a</td> </tr> </table> <p><small>K=80,000円+(H÷(I÷10)-J)×(25,000円÷150kg)</small> <small>※ただしKが105,000を超える場合は105,000、55,000を下回る場合は55,000とする</small> <small>※自然災害等により、10a当たりの交付対象数量が標準単収値を下回る場合であって、要綱IVの第2の6の(1)の(注5)の要件を満たす場合は80,000とする</small> <small>※本欄には小数点以下切り捨てを行った値を表示しているが、交付金算定額(L)は、切り捨てずに算定する</small></p> <p>●交付金算定額(L)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table> <p><small>L=K×(I÷10) ※Iのa単位未満は切り捨て</small></p> <p>○支払済額(M)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table> <p>○合計(N)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width:80%; text-align: center;">米粉用米計</td> <td style="width:20%; text-align: center;">円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><small>N=L-M</small></p>		玄米	もみ	報告数量(ア)	kg	kg	交付対象数量換算(ア)×0.8	/	kg	計(H)	kg		玄米	もみ	交付対象面積(イ)	a m ²	a m ²	計(I)	a m ²	kg/10a	kg/10a	円/10a	円	円	米粉用米計	円
	玄米	もみ																																																			
報告数量(ア)	kg	kg																																																			
交付対象数量換算(ア)×0.8	/	kg																																																			
計(A)	kg																																																				
	玄米	もみ																																																			
交付対象面積(イ)	a m ²	a m ²																																																			
計(B)	a m ²																																																				
kg/10a	kg/10a																																																				
円/10a																																																					
円																																																					
円																																																					
飼料用米計	円																																																				
	玄米	もみ																																																			
報告数量(ア)	kg	kg																																																			
交付対象数量換算(ア)×0.8	/	kg																																																			
計(H)	kg																																																				
	玄米	もみ																																																			
交付対象面積(イ)	a m ²	a m ²																																																			
計(I)	a m ²																																																				
kg/10a	kg/10a																																																				
円/10a																																																					
円																																																					
円																																																					
米粉用米計	円																																																				
<p>計(O)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width:80%;"></td> <td style="width:20%; text-align: center;">円</td> </tr> </table> <p><small>O=G+N</small></p>		円																																																			
	円																																																				

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

水田活用の直接支払交付金における水田収益力強化ビジョンの変更について

水田活用の直接支払交付金における水田収益力強化ビジョンを変更したので、経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）別紙 13 の 2 の（5）の規定に基づき、（別記）のとおり提出します。

(別紙様式第22号) 高収益作物定着促進支援対象面積一覧

(a)

交付申請者	交付申請者 管理コード	支援年度	支援の前年度		支援初年度				支援2年目				支援3年目				支援4年目				支援5年目				
			高収益作物 ※1 ①	年度	高収益作物 ※1		支援対象 面積 ※4 ④	年度	高収益作物 ※1		支援対象 面積 ※4 ④	年度	高収益作物 ※1		支援対象 面積 ※4 ④	年度	高収益作物 ※1		支援対象 面積 ※4 ④	年度	高収益作物 ※1		支援対象 面積 ※4 ④		
					②	うち産地推進計画に位置付けられた高収益作物※2			②	うち産地推進計画に位置付けられた高収益作物※2			②	うち産地推進計画に位置付けられた高収益作物※2			②	うち産地推進計画に位置付けられた高収益作物※2			②	うち産地推進計画に位置付けられた高収益作物※2			
(記載例)	農林 太郎	〇〇〇〇〇〇	R2~R6	100	R2	200	100	100	100	R3	230	130	100	R4	230	130	100	R5	230	130	100	R6	230	130	100
			R3~R7	200	R3	230	130	30	30	R4	230	130	30	R5	230	130	30	R6	230	130	30	R7	230	130	30
(記載例)	農林 次郎	〇〇〇〇〇〇	R2~R6	40	R2	100	90	70	60	R3	100	80	60	R4	100	100	60	R5	100	80	60	R6	100	100	60

注 全て基幹作のみの面積を記入してください。
 ※1 申請者ごとに、交付対象水田における全ての高収益作物(産地交付金の対象となっていないものも含む)の面積を記入してください。
 ※2 申請者の高収益作物の面積のうち、都道府県推進計画のうち産地推進計画に位置付けられた高収益作物の面積を記入してください。
 ※3 都道府県推進計画のうち産地推進計画に位置付けられている高収益作物のうち、支援初年度の新たな導入面積を記入してください。
 ※4 各年度の支援対象面積(④)について、②-①≤③の場合は、④は②-①の値、②-①>③の場合は、④は③の値となります。

品位等確認主体の確認完了通知書

令和 年 月 日

交付申請者

氏名または名称：

代表者名：

所在地：

電話番号：

交付申請者管理コード：

— — — — —

〇〇農政局長

〔 北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

下記について、品位等確認主体としての妥当性の確認が完了したことをお知らせいたします。

名称並びに 代表者の氏名	
所在地（住所）	
品位等区分の確認を行う 対象畑作物の種類	
品位等区分の確認を行う 区域	
有効期間	令和〇年産限りとする。

注： 品位等確認主体へ通知内容を速やかに伝達して下さい。また、必要に応じて「経営所得安定対策等交付金交付申請書」（様式第1号）を提出した地域農業再生協議会に対しても通知内容を情報提供して下さい。

品位等確認主体の確認不可通知書

令和 年 月 日

交付申請者

氏名または名称 :

代表者名 :

所在地 :

電話番号 :

交付申請者管理コード :

— — — — —

〇〇農政局長
〔 北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

下記の者について、品位等確認主体としての妥当性が確認できなかったことをお知らせいたします。

記

名称並びに 代表者の氏名	
所在地（住所）	
〔不可の理由〕	

注： 品位等確認主体へ通知内容を速やかに伝達して下さい。また、必要に応じて「経営所得安定対策等交付金交付申請書」（様式第1号）を提出した地域農業再生協議会に対しても通知内容を情報提供して下さい。

個人情報の管理に関する同意書

農林水産省から提供された経営所得安定対策に係る個人情報を以下のとおり適正に取り扱うことについて同意します。

- 1 提供された個人情報は、利用目的以外に利用しないこと。
- 2 提供された個人情報は、複製しないこと。
- 3 提供された個人情報は、施錠管理できる場所に保管する等個人情報の漏えい防止に努めること。
- 4 万が一、個人情報が漏えいした場合や、個人情報の不適正な取扱いが発覚した場合は、速やかに農林水産省へ報告すること。
- 5 提供された個人情報は、利用終了後、速やかに判読不可能な方法により廃棄すること。
- 6 農林水産省は、提供した個人情報が適正に取り扱われているかどうか点検する場合があること。

〇〇農政局長 殿

（北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長）

令和 年 月 日

事業者名 _____

代表者名 _____

認定農業者の農業経営改善計画 認定状況一覧表
 (認定新規就農者の青年等就農計画)
 特定農業団体の特定農用地利用規程

地方農政局長 殿

市町村長

経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅲの2（4）③に定める畑作物の直接支払交付金又は収入減少影響緩和交付金の交付対象者に係る認定状況を下記のとおり報告いたします。

（ 枚中 枚）

No	管理コード	申請者氏名	申請者住所	認定番号	認定年月日	認定有効期限	備 考
記入例1	1234567890	〇〇 〇〇	〇〇市▲▲丁目〇番〇号	第00000号	〇〇年6月1日	〇〇年5月31日	
記入例2	9876543210	□□ □□	〇〇市▲▲丁目〇番〇号				〇月に認定申請受付。〇月に認定見込み
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

令和〇年〇月〇日

令和〇年産畑作物の直接支払交付金における
対象畑作物の生産実績・販売予定数量確認書

〔 〇〇地方農政局長 殿
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

販売農業者（交付申請者）
住 所
氏 名
電話番号
交付申請者管理コード

対象畑作物	
生産実績数量	kg
販売済み数量	kg
販売予定数量	kg
商品の販売形態	・直売所等 ・インターネット等注文販売 ・その他（ ）
販売年月日（予定）	令和〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日
購入者（予定）	

- （注1）生産実績数量は、数量払の交付申請数量を記載して下さい。
（注2）販売予定数量は、数量払の交付申請時以降の販売予定数量を記載して下さい。
（注3）商品の販売形態、販売年月日（予定）、購入者（予定）は、販売予定数量に係る内容を記載して下さい。

【なたね用】

上記のとおり、令和〇年産畑作物の直接支払交付金における対象畑作物の数量を確認しました。

確認年月日		令和〇年〇月〇日
確認者	機 関 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
	氏 名	

(注) なたねについて、生産数量を客観的に確認できる書類がなく、出荷・販売契約書の写しのみで、数量払交付申請書を提出しようとする場合は、数量払交付申請書を提出する前に、地方農政局等による立会いの下、生産数量の確認を受けてください。(地方農政局等は、地域再生協議会等関係機関との連携の下、生産数量の確認の立会いを行うものとしません。)

米穀機構傘下業者以外

年 月 日

収入減少影響緩和交付金における米穀の数量証明書

地方農政局長 殿
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長

業 者 名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年産米穀に係る生産実績数量等については、以下のとおりであることを証明します。

(枚中 枚)

記

(単位:kg)

Table with 4 columns: 対策加入者管理コード, 対策加入者名, 3月31日までの主食用米買入数量, 生産実績数量 (米穀品位等検査を受検し、対象要件を満たした数量). The table contains multiple empty rows and a final row for '合計' (Total).

※ 等級検査で3等以上の等級に格付けされたもの及び、水稲うるち玄米の機械鑑定(水稲うるち玄米(二)の規格項目の検査)において、死米の測定値20%以下、死米と砕粒の測定値の合計が30%以下、水分含有率 16.0%以下の全ての規格を満たすもの。

注1) 種子用米、用途限定米穀(加工用米及び新規需要米(飼料用米、米粉用米等))は収入減少影響緩和交付金の対象となりませんので、記入しないでください。

注2) 収入減少影響緩和交付金が適切に交付されていることを再確認するため、必要に応じて立入調査を実施しています。その一環として、販売に係る帳簿等を見させていただく場合がありますので、御了承ください。

注3) 機械鑑定の検査規格は、現状では水稲うるち玄米のみです。

直接販売した米穀の数量報告書（玄米）

販売の相手先	販売の相手先の業種 （下記から選択してください） ①卸・小売 ②中食・外食 ③消費者 ④その他	銘柄名	契約年月日		販売(予定)年月日	個数	販売対象数量 (kg)			
			※ 4月1日以降に 販売予定である もののみ記入す る。							
			年	月	日	年	月	日		
			年	月	日	年	月	日		
			年	月	日	年	月	日		
			年	月	日	年	月	日		
			年	月	日	年	月	日		
			年	月	日	年	月	日		
			年	月	日	年	月	日		
			年	月	日	年	月	日		
			年	月	日	年	月	日		
							合 計			

（注意事項）

- (1) 交付前年度末（収穫年の翌年の3月31日）までに販売したもの又は販売契約を締結して販売の対象としたものの玄米数量を、販売の相手先ごと、銘柄（例えば、令和〇年産特別栽培米〇〇県産コシヒカリ玄米〇kg詰め等）ごとに分けて、すべて記入してください。（同一の販売相手先に係る販売契約が複数ある場合等において、同一販売先に係る記述が複数行にまたがっても構いません。また、販売先ごとの小計を計算する必要もありません。）
- (2) 1kg未満の端数があるときには、切り捨てにより整理してください。
- (3) 販売の相手先ごとの販売契約書、販売伝票等（当年産の銘柄ごとの販売（予定）年月日、販売対象数量が確認できる書類）の写しを添付してください。（インターネットやFAX等による注文販売の場合は、販売の相手先ごとの注文書の写し、注文者への送り状（代金請求書）、受領書等注文を受けて販売の対象としたことの実績が確認できる書類の写しで可。）

直接販売した米穀の数量報告書（精米）

販売の相手先の業種 〔下記から選択してください〕 ①卸・小売 ②中食・外食 ③消費者 ④その他	販売の相手先	銘柄名	契約年月日	販売(予定)年月日	個数	販売対象数量 (kg)
			※ 4月1日以降に 販売予定であるも ののみ記入する。			
			年 月 日	年 月 日		
			年 月 日	年 月 日		
			年 月 日	年 月 日		
			年 月 日	年 月 日		
					小計	
					玄米換算数量の小計 (小計×110/100)	
			年 月 日	年 月 日		
			年 月 日	年 月 日		
			年 月 日	年 月 日		
			年 月 日	年 月 日		
					小計	
					玄米換算数量の小計 (小計×110/100)	
					玄米換算数量の合計	

(注意事項)

- 交付前年度末（収穫年の翌年の3月31日）までに販売したもの又は販売契約を締結して販売の対象としたものの精米数量を、販売の相手先ごと、銘柄（例えば、令和〇年産特別栽培米〇〇県産コシヒカリ精米〇kg詰め等）ごとに分けて、すべて記入してください。（同一の販売相手先に係る販売契約が複数ある場合等において、同一販売先に係る記述が複数行にまたがっても構いません。）
- 販売の相手先の業種（①～④の区分）ごとに精米で販売した数量を小計し、100分の110を乗じることにより換算した玄米数量を記入してください。1kg未満の端数があるときには、換算量小計ごとの切り捨てにより整理してください。玄米換算数量の合計は、小計ごとの玄米換算数量をすべて合計して記入してください。
- 販売の相手先ごとの販売契約書、販売伝票等（当年産の銘柄ごとの販売（予定）年月日、販売対象数量が確認できる書類）の写しを添付してください。（インターネットやFAX等による注文販売の場合は、販売の相手先ごとの注文書の写し、注文者への送り状（代金請求書）、受領書等注文を受けて販売の対象としたことの実事が確認できる書類の写しで可。）

年 月 日

地方農政局長 殿
〔北海道農政事務所長〕
〔沖縄総合事務局長〕

住所
氏名〔 法人等にあつては、
名称及び代表者の氏名〕

米穀の直接販売分の証明書類の添付省略に関する申出書

収入減少影響緩和交付金に係る米穀の直接販売分の証明書類について、枚数が非常に多く、申請に係る負担が大きいため、添付を省略することを申し出ます。

なお、添付を省略するにあたって、下記の事項について遵守することを誓約します。

記

- 1 証明書類は、交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存するとともに、地方農政局の職員が検査を実施する場合には速やかに開示いたします。
- 2 検査の結果、交付申請を行った数量に誤りが発見され、再計算の結果、交付金が過大となっていた場合には、過大分の交付金について速やかに返還いたします。
- 3 また、交付金が過小であった場合にあっては、追加交付は行われないうちについて了承し、異議を申し立てません。

数量品位認定証明書

住所
氏名 法人等にあつては、
名称及び代表者の氏名

1 認定年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

2 認定内容 共同乾燥調製施設名 : _____

サロNo.	種類	産地	銘柄	認定した もみ数量	玄米 換算数量	玄米の 相当等級

上記内容について証明する。
年 月 日

登録検査機関名
農産物検査員
氏 名

収入減少影響緩和交付金の積立金返納申出書

年 月 日

地方農政局長 殿
(北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長)

住 所
氏 名 法人等にあつては、
名称及び代表者の氏名

対策加入者管理コード	A																			
------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

私が積立金管理者に対して積み立てた収入減少影響緩和交付金における

※

{ 現在積み立てている積立金 }
{ 交付決定後の積立金残額 } の全額について、その返納を申し出ます。

※ 該当する方に○をつけてください。

※ 「交付決定後の積立金残額」を選択する場合は、交付申請書と同時に提出してください。

需要者

住 所

氏 名

電話番号

主食用として買い入れた令和〇年産米穀に係る使用目的の確約書

このことについて、(交付申請者名) から主食用として買い入れた米穀の使用目的を下記のとおり確約いたします。

記

1 主食用として買い入れた米穀

産年	産地	品種	数量 (kg)
合 計			

2 主食用として買い入れた米穀の使用目的・数量

使用目的	数量 (kg)
合 計	

注1) 「2 主食用として買い入れた米穀の使用目的」の数量は、「1 主食用として買い入れた米穀」の数量を使用目的別に整理のうえ、記載してください。

注2) 生産年度の翌年度に行う収入減少影響緩和交付金に係る確認・審査の際、当該生産者から買い入れた米穀の数量・用途等を確認させていただく場合がありますので、御了承ください。

また、生産年度の翌年度以降の5年間も収入減少影響緩和交付金が適切に交付されていたことを再確認するため、買い入れた米穀の数量及び用途に係る帳簿等を見させていただく場合がありますので、御了承ください。

収入減少影響緩和交付金の積立金名義変更届出書

年 月 日

地方農政局長 殿
〔北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長〕

対策加入者 住 所
氏 名

届 出 者 住 所
氏 名

(対策加入者との関係：)

対策加入者_____が収入減少影響緩和交付金の交付を受けるために積立金管理者に積立っていた積立金_____円の全額について、届出者_____に承継したいので、積立金の名義を当該届出者名義に変更願います。

なお、この名義変更に伴う積立金の経理処理等については、当事者間で適切に行う旨、併せて申し出ます。

(注) 対策加入者と届出者との関係が確認できる書類を添付してください。

交付対象作物の収量が相当程度低いことについて

年 月 日

殿

〇〇地方農政局長

〔北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕

貴殿が作付した水田活用の直接支払交付金及び畑地化促進事業に係る（対象作物）については、経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）IVの第 2 の 1 の（9）及び 4 の（8）の規定に基づき、収量が相当程度低いと判断されました。

収量が相当程度低い場合は、基本的に水田活用の直接支払交付金及び畑地化促進事業の交付対象にはなりません。収量が相当程度低くなったことについて合理的な理由がある場合には、本交付金の対象となりますので、別添の「収量が相当程度低くなったこと理由書」及び関係書類を、令和〇年〇月〇日までに地方農政局長（北海道農政事務所長、内閣府沖縄総合事務局長）宛て御提出ください。

なお、期日までに理由書等の提出がなされない場合及び提出された理由書等からは合理的な理由があると認められない場合は、本交付金の交付対象となりません。

収量が相当程度低くなったこと理由書

地方農政局長 殿

〔北海道農政事務所長

沖縄総合事務局長〕

交付申請者 住所
氏名

水田活用の直接支払交付金及び畑地化促進事業に係る（対象作物名）について、収量が相当程度低くなったこと理由を、下記のとおり報告いたします。

1. 対象作物（該当するものに✓（チェック）を付けてください。）

- 新市場開拓用米 加工用米

① 実需者等への出荷数量	② 当初契約数量	③=①/②
kg	kg	

- 飼料用米（生もみ除く） 米粉用米

① 10a 当たり収量	② 標準単収値	③=①-②
kg/10a	kg/10a	kg/10a

- その他（作物名： ）

収量が相当程度低くなったこと理由について、以下の2～6の該当する全ての項目について、✓を入れてください。また、該当する事項がない場合には、その他に✓を入れた上で、具体的な理由を記載してください。

※ 理由の根拠となる証拠書類の提出が必要です。

2. は種又は移植の段階における理由

<input type="checkbox"/> 自然災害（風水害、干害、冷害、雪害、ひょう害その他気象上の原因（地震・噴火を含む）による災害等）の理由により、適切な生産に向けて適期のは種又は移植が困難となった。※3～6における理由の✓（必要に応じてその他の理由を記載）も必要。
<input type="checkbox"/> 交付申請者の入院、死亡等の理由により、適切な生産に向けて第三者への農作業委託等を行ったが、適期のは種又は移植が困難となった。※3～6における理由の✓（必要に応じてその他の理由を記載）も必要。
<input type="checkbox"/> その他

3. 生産・収穫の段階における理由

<input type="checkbox"/> 自然災害（風水害、干害、冷害、雪害、ひょう害その他気象上の原因（地震・噴火を含む）による災害等）の理由により、適切な生産を行っていたが、対象作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
<input type="checkbox"/> 病虫害等により、適切な生産を行っていたが、対象作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
<input type="checkbox"/> 鳥獣害等により、適切な生産を行っていたが、対象作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
<input type="checkbox"/> 交付申請者の入院、死亡等の理由により、適切な生産に向けて第三者への作業受委託等を行ったが、適切な生産・収穫が困難となり、対象作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
<input type="checkbox"/> その他

--

4. 出荷・販売の段階における理由

<input type="checkbox"/> 農産物検査の受検において、最低重量を確保することができず、受検等が不可能となった。 ※最低重量を確保できなかった理由の要因として、上記2及び3における理由の✓（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。
<input type="checkbox"/> 農産物検査の受検又は農産物検査によらない確認において、加工用米及び米粉用米は3等以下、飼料用米は不合格又はそれに相当すると確認された数量が発生した。 ※品位の低下等の理由の要因として、上記2及び3における理由の✓（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。
<input type="checkbox"/> 交付申請者の入院、死亡等の理由により、出荷・販売が不可能な状況となったため、対象作物の出荷・販売を行うことができなかった。
<input type="checkbox"/> 需要者の倒産や引き取り拒否等により、対象作物の出荷・販売を行うことができなかった。
<input type="checkbox"/> その他

5. 2～4に掲げているもの以外の理由（ほ場条件の制約等による減収等）

--

6. 地方農政局等からの栽培管理に係る改善指導に対して実施した改善措置について

<input type="checkbox"/> 以下のとおり、改善措置を講じた。
<input type="checkbox"/> 改善措置を講じていない。（この場合、当年度における理由について、前年度と同一内容が含まれる場合、水田活用の直接支払交付金については、返還又は交付をしないこととなります。）

（注）「改善点の根拠としたもの」欄は、客観的かつ合理的な知見に基づく手法により改善が行われたことを確認できるもの（改善指導を行った者や普及組織名、栽培指針等）を記載してください。

7. 添付書類

理由書の根拠となる証拠書類として、以下のア～エの該当するすべてを提出することが必要です。また、ア～エ以外にも地方農政局長等が必要に応じ追加書類の提出を求める場合には、地方農政局長等が定める期限までに提出することが必要です。

ア 収量が相当程度低くなった要因を裏付ける書類

※①・②は、理由書の根拠となる証明書類の具体例です。提出する際の参考としてください。

①自然災害の場合：

- ・農作物共済の支払書類等
- ・対象作物の被害状況（撮影月日及び対象地番で生産された対象作物であること）を明確に把握できる写真
- ・農地の被害状況（撮影月日及び対象地番が把握できること）を明確に確認できる写真
- ・公的機関や地域農業再生協議会等が被害状況を確認した書類等
- ・近隣地域を含め、天候不順等であったことが把握できる書類（気象庁公表データ等）等

②交付申請者の体調不良等の場合：

- ・通院等の診療レセプト、診断書、入院証明、死亡届等

- イ 適切な生産が行われていたことが分かる書類
 - ・農作業日誌、種子や肥料の購入伝票等
- ウ ほ場条件の制約がある場合には、これに対応した対策を講じていることが分かる書類
 - ・農地に対策を施したこと（撮影月日及び対象地番が把握できること）を明確に確認できる写真や書類（施工図、見積書、精算書、領収書）等
- エ 地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けている場合には、実施された改善措置が分かる書類
 - ・改善指導通知の写し
 - ・改善のための会議資料や研修会資料、参考とした書類等
 - ・改善に係る農業生産資材購入等の書類（見積書、精算書、領収書）等
 - ・農地に対策を施したこと（撮影月日及び対象地番が把握できること）を明確に確認できる写真や書類（施工図、見積書、精算書、領収書）等

□ オ その他書類

※ア～エ以外の理由書の根拠となる証明書類の具体例です。提出する際の参考としてください。

- ・ア以外の要因による場合には、収量が相当程度低くなったことの原因を裏付ける根拠となる書類等
- ・農産物検査により加工用米及び米粉用米は3等以下、飼料用米は不合格が発生した場合には、農産物検査結果通知表の写し
- ・農産物検査によらない方法の確認により交付対象とならない数量が発生した場合には、確認したことがわかる資料の写し

(参考) 当年産の主食用米の生産状況（主食用米の作付けがある場合に記入）

収 量	kg	作付面積	m ²
-----	----	------	----------------

(留意事項)

- ・収量が相当程度低くなった対象作物が複数ある場合は、対象作物の種類ごとに作成してください。
- ・以下のア～オのいずれかに該当する場合には、合理的な理由があるとは認められません。
 - ア 収量が相当程度低くなった要因が自然災害であるときは、当該ほ場以外の近傍のほ場において同じ自然災害による被害がない場合（公的機関や地域農業再生協議会等による被害の証明がある場合を除きます。）
 - イ 適期の作業がなされていない、必要な防除がなされていない等、収量が相当程度低くならないことが明らかに困難な栽培と認められる場合
 - ウ ほ場条件の制約があるときは、これに対応した対策を講じていない場合、又はこれに対応した対策を講じても収量が相当程度低くならないことが明らかに困難なほ場での栽培と認められる場合
 - エ 地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けていたにもかかわらず、改善措置がなされていない場合
 - オ 管理不十分のために収穫物を毀損させる等農業者が当然に払うべき注意を怠っている場合

別紙参考様式第 14 号

自然災害等により作付けが困難となった農地に関する申請書

令和 年 月 日

〇〇農政局長 殿

水田活用の直接支払交付金及び畑地化促進事業の交付対象作物の作付準備をしておりましたが、自然災害等により作付けが困難となったため、別紙の農地を水田活用の直接支払交付金及び畑地化促進事業の交付対象としていただきたく、申請をいたします。

申請者	住 所	
	氏名 又は 法人・組織名	

別紙参考様式第 15 号

自然災害等により作付けが困難となった農地に関する申請内容確認結果一覧表

申請者名	交付申請者管理コード	農地の番号		地名・地番、大字、集落地番	作物作付面積		作物名	確認結果		
		耕地番号	分筆番号					(ア)	(イ)	(ウ)
					a	m ²				
					a	m ²				
					a	m ²				
					a	m ²				
					a	m ²				
					a	m ²				
					a	m ²				
					a	m ²				

(注) 整理にあたっては、申請者の交付申請書、営農計画書、申請農地が災害復旧事業の対象となったことが確認できる書類（査定票等）、交付申請者から提出された「自然災害等により作付けが困難となった農地に関する申請書」及び作業日誌等の写しを添付する。

また、確認結果の欄には、実施要綱Ⅳの第2の1の(5)の⑤のア～ウの全ての条件を満たす場合に、「○」を記載する。

別紙参考様式第 16 号

自然災害等により作付けが困難となった農地を交付対象とすることについて

令和 年 月 日

殿

〇〇地方農政局長

〔 北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

〇月〇日付けで申請のあった件について、その内容を審査した結果、別紙の農地を交付対象農地として適当と判断したので、通知します。

畑作物の直接支払交付金(数量払)に係る概算数量報告書

令和 年 月 日

経営安定対策室 御中

〇〇農政局生産部経営政策調整官
 (北海道農政事務所生産経営産業部担い手育成課)
 (沖縄総合事務局農林水産部経営課)

令和〇〇年度畑作物の直接支払交付金(数量払)に係る概算数量及び作付面積を以下のとおり報告します。

支局等名	対象 農作物名	概算数量 計(t)	集荷団体		集荷団体以外		備考 (特記事項)
			荷受(予定) 数量(t)	作付面積 (ha)	販売(予定) 数量(t)	作付面積 (ha)	
〇〇支局							
××支局							
△△支局							
□□支局							

(注1) 概算数量・作付面積については、経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイントⅣの第1の1の(2)の②のアの(ウ)を参考にして把握してください。
 (注2) 平年に比べ、収量や品質に著しく差がある場合など、特筆すべき事項がありましたら、備考欄に記載してください。

〇〇農政局長 殿
〔北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕

地域農業再生協議会長

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について（申請）

下記農地について、経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）別紙 1 の 2 の（1）の③のイの規定を適用したいので、申請します。

記

対象農地

- ・ 耕地番号及び分筆番号：
- ・ 地名、地番、大字、字、集落地番：
- ・ 面積（本地面積）： m^2
- ・ 平成 30 年度以降の直近 3 年間（当年度を含む）の利用形態：
- ・ 翌年度の利用形態：

- ・ 現在の利用形態を維持する必要がある期間：
令和〇年度から令和〇年度まで

- ・ 現在の利用形態を維持する必要がある理由：

（注 1）複数の農地を申請する場合、表形式で記載してもよい。

（注 2）現在の利用形態を維持する必要がある期間は 3 年以内を目処に設定。

〇〇地域農業再生協議会長 殿

交付申請予定者 住所

氏名（法人等にあつては、
名称及び代表者の氏名）

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について（申請）

下記農地について、経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）別紙 1 の 2 の（1）の③のイの規定を適用したいので、申請します。

記

対象農地

- ・ 耕地番号及び分筆番号：
- ・ 地名、地番、大字、字、集落地番：
- ・ 面積（本地面積）： m^2
- ・ 平成 30 年度以降の直近 3 年間（当年度を含む）の利用形態：
- ・ 翌年度の利用形態：

- ・ 現在の利用形態を維持する必要がある期間：
令和〇年度から令和〇年度まで
- ・ 現在の利用形態を維持する必要がある理由：

（注 1）複数の農地を申請する場合、表形式で記載してもよい。

（注 2）現在の利用形態を維持する必要がある期間は 3 年以内を目処に設定。

〇〇〇〇 殿

〇〇農政局長

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について（承認）

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった下記農地については、経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）別紙 1 の 2 の（1）の③のイの規定を適用することについて承認します。

記

対象農地

- ・ 耕地番号及び分筆番号：
- ・ 地名、地番、大字、字、集落地番：
- ・ 面積（本地面積）： m^2
- ・ 平成 30 年度以降の直近 3 年間（当年度を含む）の利用形態：
- ・ 翌年度の利用形態：

- ・ 現在の利用形態を維持する必要がある期間：
令和〇年度から令和〇年度まで

- ・ 現在の利用形態を維持する必要がある理由：

（注 1）複数の農地を申請する場合、表形式で記載してもよい。

（注 2）現在の利用形態を維持する必要がある期間は 3 年以内を目処に設定。

令和〇年産麦に係る需要者が最も多く使用する用途の証明書

農協・集荷業者等の代表者 殿
又は
経営所得安定対策交付申請者 殿

需要者
住 所
氏 名
電話番号

このことについて「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第七条及び第九条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件」（平成18年8月7日農林水産省告示第1110号）の一の備考の三のロまたはハに掲げる特定用途の確認書類として、下記のとおり証明いたします。

記

1. 種 類 :
2. 産 地 名 :
3. 銘 柄 :
4. 当年産用途別使用見込み数量 :

品種名	使用見込み数量 (ト)	最も多く使用する用途

注1 : 『1. 種類』は、「小麦」「二条大麦」「六条大麦」「はだか麦」のいずれかに該当するものを記載する。

なお、複数の種類を証明する場合には、別様で作成することとする。

注2 : 『2. 産地名』は、生産地の属する「都道府県名又は市町村名」を記載する。

注3 : 『3. 銘柄』は、規格告示第1110号の一の備考三のロに該当する場合は、同告示の二の別表第一に定められた「銘柄」を記載し、同告示の備考の三のハに該当する場合は「その他」と記載する。

注4 : 『4. 当年産用途別使用見込み数量』の「品種名」欄は、実際に使用する品種名を記載する。

注5 : 『4. 当年産用途別使用見込み数量』の「使用見込み数量 (ト)」欄は、実際に使用する数量（見込み含む）を記載する。

注6 : 『4. 当年産用途別使用見込み数量』の「最も多く使用する用途」欄は、「小麦（日本麺の製造用）」、「小麦（パン又は中華麺の製造用）」、「小麦（醸造用）」、「二条大麦、六条大麦及びはだか麦（麦茶の製造用以外のもの）」及び「二条大麦、六条大麦及びはだか麦（麦茶の製造用のもの）」のいずれかに該当するものを記載する。

別紙参考様式第25号

【自然災害等との関連を説明する書類（例）】

番 号 （ 任 意 ）
令和 年 月 日

〇〇農政局長 殿

〇〇〇農業再生協議会
会長 〇〇〇〇

経営所得安定対策等交付金に係る自然災害（台風第〇〇号）を説明する書類

台風第〇〇号被害に係る令和〇年度経営所得安定対策等交付金対象者について、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）Ⅳの第1の1の（2）の③の力の（ウ）の（注）及び要綱Ⅳの第2の1の（9）の④の（注3）に基づき、別紙のとおり提出します。

令和〇年〇月〇日

交付申請者
〇〇 〇〇 殿

〇〇農政局地方参事官（〇〇）

令和〇年産の畑作物の直接支払交付金について
（改善指導）

令和〇年度経営所得安定対策等の交付申請書、地域の基準単収を大きく下回ったこと
の理由書等を精査した結果を踏まえ、令和〇年産においても同種の作物に対する経営所
得安定対策等の交付申請をお考えである場合には、下記につき栽培管理の改善を行う必
要があることをお伝えします。

なお、令和〇年産においても、引き続き地域の基準単収を大きく下回り、かつ、下記
の改善指導を受けたにもかかわらず下記の改善措置がなされていないことが確認され
た場合、経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第 1 の（2）の③の力の（エ）の d に該当し、
合理的な理由があると認められないことから、畑作物の直接支払交付金（面積払）等の
交付対象とならないことをご了知願います。

また、地域の基準単収を大きく下回ったことの原因については、別紙参考様式第 26 号
（別添）の 3 に該当する場合、合理的な理由があると認められませんので御留意くださ
い。

記

1. 地域における標準的な栽培時期に必要な農作業を行うこと（下表参照。）。〇月以
降に播種している場合は、適期の作業がなされていないものとみなします。
2. 対象畑作物（〇〇）以外の植物が、ほ場において対象畑作物（〇〇）よりも優勢
になることのないように効果的な防除を行うこと。対象畑作物（〇〇）以外の植物
が対象畑作物（〇〇）よりも優勢になっていることが確認された場合、必要な防除
がなされていないものとみなします。
3. 湿害が発生しやすいほ場について、効果的な排水対策を行うこと。湿害の影響が
軽減されていない場合、必要な対策が講じられていないものとみなします。
4. 過年度における改善事項等（交付申請者（農業者）に対する過去の改善事項等を
記述してください。）
5. その他改善事項等（交付申請者（農業者）の栽培状況に合わせ、必要に応じ、個別
に見直すべき栽培管理の改善事項等を記述してください。）

（参考）地域における標準的な栽培時期

都道府県	対象畑作物	播種期	収穫期
〇〇県	そば	6月上旬～中旬	9月上旬～中旬
〇〇県	大豆	7月下旬～8月上旬	9月下旬～10月中旬

（地域の普及組織等からの聞き取り）

単収が地域の基準単収を大きく下回る場合の
畑作物の直接支払交付金のうち面積払の交付について

1. 面積払は、原則として、地域の普及組織等が指導する標準的な栽培方法等に即し、十分な収量が得られるように生産されることを前提に交付されるものです。（経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第 1 の（2）の③の力の（ア））
2. このため、対象畑作物の単収が、地域の基準単収^{※1}の 2 分の 1 に満たない場合には、面積払の交付対象とはなりません（交付済みの面積払は返還していただきます。）が、数量払交付申請書の提出の際に、地域の基準単収を大きく下回ったことの理由書及びその証拠書類^{※2}が提出され、十分な収量が得られるよう作付けされていたにもかかわらず地域の基準単収を大きく下回ったことの合理的な理由があると確認できる場合には、面積払の交付対象となります。

（※ 1）〇〇県〇〇市の地域の基準単収 (10a 当たり)

対象畑作物	春期には種 する小麦	秋期には種 する小麦	大豆	そば
基準単収	〇〇kg	〇〇kg	〇〇kg	〇〇kg

（注）地域の基準単収は、市町村別の平均単収等を基に設定しています。（地域における設定方法により適宜記述を修正してください。）

（※ 2）提出いただく証拠書類は、以下の a～d のすべてです。このほか、地方農政局等から追加書類の求めがある場合には、定められた期限までに提出することが必要です（a～d の「・」は、具体例となります。提出する際の参考としてください）。

- a 地域の基準単収を大きく下回ることになった要因を裏付ける書類（自然災害が要因である場合には、農作物共済の支払書類等）
- b 適切な生産が行われていたことが分かる書類（作業日誌、種子や肥料の購入伝票等）
 - ・ 農作業日誌、種子や肥料の購入伝票等
- c ほ場条件の制約がある場合には、これに対応した対策を講じていることが分かる書類（対策を施したことが分かる写真等）
 - ・ 農地に対策を施したこと（撮影月日及び対象地番が把握できること）を明確に確認できる写真や書類（作業日誌、施工図、見積書、精算書、領収書）等
- d 地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けている場合には、実施した改善措置が分かる書類（改善措置を施したことが分かる写真等）
 - ・ 改善指導通知の写し
 - ・ 改善のための会議資料や研修会資料、参考とした書類等
 - ・ 改善に係る農業生産資材購入等の書類（見積書、精算書、領収書）等
 - ・ 農地に対策を施したこと（撮影月日及び対象地番が把握できること）を明

確に確認できる写真や書類（作業日誌、施工図、見積書、精算書、領収書）等

3. 合理的な理由がある場合とは、適切な生産がなされていた上で、自然災害等の農業者にとって不可抗力の要因によって単収が低くなっている場合（その要因がなければ地域の基準単収と同程度の単収を得ることが可能と見込まれることが必要）をいいます。このため、以下の a～e のいずれかに該当する場合には、合理的な理由があるとは認められません。（経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第1の（2）の③の力の（エ））
 - a 自然災害が地域の基準単収を大きく下回った要因である場合にあっては、当該ほ場以外の近傍のほ場において同じ自然災害による被害がない場合（公的機関や地域農業再生協議会等による被害の証明がある場合を除きます。）
 - b 適期の作業がなされていない場合や必要な防除がなされていない場合など、地域の基準単収と同程度の単収を得ることが明らかに困難な栽培と認められる場合
 - c ほ場条件の制約がある場合にあっては、これに対応した対策を講じていない場合、又はこれに対応した対策を講じても地域の基準単収と同程度の単収を得ることが明らかに困難なほ場での栽培と認められる場合
 - d 地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けていたにもかかわらず、改善措置がなされていない場合
 - e 管理不十分のために収穫物を毀損させるなど農業者が当然に払うべき注意を怠っている場合
4. なお、自然災害等の合理的な理由がなく地域の基準単収を大きく下回る可能性が高いと判断される場合（前年において面積払の交付対象とならないと判断されている場合はこれに該当）には、面積払の交付決定は数量払交付申請書の提出後になります。

〇〇 〇〇 殿

〇〇農政局地方参事官（〇〇）

令和 年産の水田活用の直接支払交付金及び畑地化促進事業について
(改善指導)

令和 年度の出荷数量が当初契約数量を大きく下回ったこと等の理由書等を精査した結果を踏まえ、令和 年産においても同種の作物に対する経営所得安定対策等の交付申請をお考えである場合には、下記につき栽培管理の改善が必要であることをお伝えします。

令和 年産において、水田活用の直接支払交付金及び畑地化促進事業の対象作物について、引き続き収量が相当程度低く、かつ、必要な栽培管理の改善が確認できない場合、水田活用の直接支払交付金及び畑地化促進事業の交付対象とならない場合がありますので御留意ください。なお、低単収となった場合の理由については、下記の注意点についても御留意ください。

記

1. 地域における標準的な栽培時期に必要な農作業を行うこと（下表参照。）。〇月以降に播種している場合は、適期の作業がなされていないものとみなします。
2. 対象作物（〇〇）以外の植物について、圃場において対象作物（〇〇）よりも優勢になることのないように効果的な防除を行うこと。対象作物（〇〇）以外の植物が対象作物（〇〇）よりも優勢になっていることが確認された場合、必要な防除がなされていないものとみなします。
3. 湿害が発生しやすい圃場について、効果的な排水対策を行うこと。湿害の影響が軽減されていない場合、必要な対策が講じられていないものとみなします。
※3は必要に応じ記述してください。
4.（その他、農御者の状況に合わせて必用に応じ記述してください。）

(注意点)

〇〇〇〇は、低単収の合理的な理由にはなりません。

(参考) 地域における標準的な栽培時期

		播種期	収穫期
〇〇県	飼料用米	〇月〇旬～〇月〇旬	〇月〇旬～〇月〇旬
〇〇県	WCS	〇月〇旬～〇月〇旬	〇月〇旬～〇月〇旬

(県の普及組織からの聞き取り)

(参考)

収量が相当程度低い場合の水田活用の直接支払交付金及び
畑地化促進事業の交付について

- 水田活用の直接支払交付金及び畑地化促進事業は、原則として、地域の普及組織等が指導する標準的な栽培方法等に即し、十分な収量が得られるように生産されることを前提に交付されるものです。
- このため、対象作物の収量が相当程度低い^{※1}場合には、水田活用の直接支払交付金及び畑地化促進事業の交付対象とはなりません（交付後に対象とならないことが明らかになった場合は返還していただきます。）が、地方農政局長等の求めに応じて、収量低下が生じたと思われる要因等を記載した理由書及びその証拠書類^{※2}が提出され、収量が相当程度低くなったことの合理的な理由があると確認できる場合には、水田活用の直接支払交付金及び畑地化促進事業の交付対象となります。

(※1) 収量が相当程度低いとは、

- ① 新市場開拓用米及び加工用米にあつては、当年産米の実需者等への出荷数量が当初契約数量の8割に満たない場合
 - ② 飼料用米（生もみを利用するものを除きます。）及び米粉用米にあつては、10a当たりの収量が地域農業再生協議会で定める標準単収値よりも150kg以上低い場合
 - ③ その他の作物にあつては、近傍のほ場の同一作物の生育状況等と比較して明らかに収量が低い場合
- をいいます。なお、畑作物の直接支払交付金の面積払の交付申請が行われている作物にあつては、③によらず、面積払の交付対象とならない場合には、水田活用の直接支払交付金及び畑地化促進事業についても交付対象とはなりません。

(※2) 提出いただく証拠書類は、以下のア～エのすべてです。このほか、地方農政局等から追加書類の求めがある場合には、定められた期限までに提出することが必要です。

- ア 収量が相当程度低くなった要因を裏付ける書類（自然災害が要因である場合には、農作物共済の支払書類等）
- イ 適切な生産が行われていたことが分かる書類（作業日誌、種子や肥料の購入伝票等）
- ウ ほ場条件の制約がある場合には、これに対応した対策を講じていることが分かる書類（対策を施したことが分かる写真等）
- エ 地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けている場合には、実施された改善措置が分かる書類（改善措置を施した

ことが分かる写真等)

- 合理的な理由がある場合とは、適切な生産がなされていた上で、自然災害等の農業者にとって不可抗力の要因によって収量が低くなっている場合（その要因がなければ収量が相当程度低くならないと見込まれることが必要）をいいます。このため、以下のア～オのいずれかに該当する場合には、合理的な理由があるとは認められません。
 - ア 収量が相当程度低くなった要因が自然災害であるときは、当該ほ場以外の近傍のほ場において同じ自然災害による被害がない場合（公的機関や地域農業再生協議会等による被害の証明がある場合を除きます。）
 - イ 適期の作業がなされていない、必要な防除がなされていない等、収量が相当程度低くならないことが明らかに困難な栽培と認められる場合
 - ウ ほ場条件の制約があるときは、これに対応した対策を講じていない場合、又はこれに対応した対策を講じても収量が相当程度低くならないことが明らかに困難なほ場での栽培と認められる場合
 - エ 地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けていたにもかかわらず、改善措置がなされていない場合
 - オ 管理不十分のために収穫物を毀損させる等農業者が当然に払うべき注意を怠っている場合

別紙参考様式第 28 号

令和 年 月 日

〇〇農政局長 殿

〇〇地域農業再生協議会長

飼料用米・米粉用米の数量払いにおける自然災害等時の
特例措置について（申請）

経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林
水産事務次官依命通知）Ⅳの第 2 の 1 の（6）の①のイの（注 6）の規定を適用
したいので、別紙のとおり申請します。

飼料用米、米粉用米の数量払いにおける自然災害等時の特例措置申請者一覧

交付申請者 管理コード	交付申請者 氏名	作物名	作付面積 (㎡)	出荷・販売量 (kg)	単収 (kg/10a)	標準単収値 (調整後) (kg/10a)	出荷方式 ※1	自然災害等が要 因であることの確 認※2	適切な生産の 実施の確認 ※3	収量実績から標 準単収値を控除 した値の過去3年 平均 ※4	過去3年の自然 災害等の異常年 ※5

注 過去3年間に飼料用米、米粉用米の取組状況がない場合(異常年を除いた場合も含む)には、過去3年及び当年産の水稻全体の収量実績が確認できる書類を添付してください。

- ※1 一括管理方式の場合は「一括」、区分管理方式の場合は「区分」と記入してください。
- ※2 自然災害等が要因であることが客観的に確認できる場合は、○を記入してください
- ※3 当該自然災害等の発生以前においては、適切な生産が行われていたことが確認できる場合は、○を記入してください。
- ※4 過去3年のうちに、自然災害等により飼料用米・米粉用米の収量に影響を受けた年がある場合は、その年を除いて算出してください。
また、算出の根拠となる関連資料として、別紙2「飼料用米・米粉用米の数量払いにおける自然災害等時の特例措置に係る交付申請者の過去3年の実績一覧」を提出してください。
- ※5 過去3年のうちに、自然災害等により飼料用米・米粉用米の収量に影響を受けた年がある場合は、その年度を記入してください。

令和 年 月 日

〇〇地域農業再生協議会長 殿

〇〇農政局長

飼料用米・米粉用米の数量払いにおける自然災害等時の
特例措置について（承認）

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった件については、経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）IVの第 2 の 1 の（6）の①のイの（注 6）の規定を適用することについて、別紙のとおり承認します。

畑作物の直接支払交付金（数量払）における令和●年産麦の販売契約数量等報告書
 （出荷（売渡委託）した数量：生産年の翌年の1月末日時点）

令和●年●月●日

穀物課 経営安定対策室 御中

〇〇農政局生産部経営政策調整官
 北海道農政事務所生産経営産業部担い手育成課
 沖縄総合事務局農林水産部経営課

経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第1の1の(2)の②のアの(Ⅰ)の(注4)に基づく令和●年産麦の販売契約数量等（集荷後における契約（生産年の翌年の1月末日時点））について、以下のとおり報告します。

農政局等名： ○○○○

1 農業者が集荷団体【全農系】、集荷団体【全集連系】及びその他集荷団体へ出荷（売渡委託）した数量

単位：kg

拠点等名	生産年の翌年の1月1日～から1月末日まで							生産年の12月31日時点の計	当年産の計	備考 (特記事項)
	対象畑作物	産地	銘柄	集荷団体【全農系】①	集荷団体【全集連系】②	その他集荷団体③	計①+②+③			
〇〇拠点							0		0	
××拠点							0		0	
△△拠点							0		0	
□□拠点							0		0	
							0		0	
							0		0	
							0		0	
							0		0	
							0		0	
							0		0	
							0		0	
							0		0	
							0		0	
							0		0	
							0		0	
							0		0	
							0		0	
							0		0	
							0		0	
計	—	—	—	0	0	0	0		0	

2 集荷後における集荷団体【全農系】と需要者との直接販売契約数量

単位：kg

拠点等名	生産年翌年の1月1日～から1月末日まで							追加契約等が必要である数量	備考 (特記事項)
	対象畑作物	産地	銘柄	販売契約数量（は種前）を確定した数量（追加契約等なし）	追加契約等を締結済である数量	追加契約等の締結が確実である数量（需要者の内諾済数量）	需要者との販売契約数量（集荷後）		
〇〇拠点							0		
××拠点							0		
△△拠点							0		
□□拠点							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
計	—	—	—	0	0	0	0	0	

3 集荷後における集荷団体【全集連系】と需要者との直接販売契約数量

単位：kg

拠点等名	生産年翌年の1月1日～から1月末日まで						追加契約等 が必要である 数量	備考 (特記事項)
	対象 畑作物	産地	銘柄	販売契約数量 (は種前) を確定した数量 (追加契約 等なし)	追加契約等 を締結済で ある数量	追加契約等 の締結が確 実である数量 (需要者 の内諾済数 量)		
〇〇拠点							0	
××拠点							0	
△△拠点							0	
□□拠点							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
計	—	—	—	0	0	0	0	0

4 集荷後におけるその他集荷団体と需要者との直接販売契約数量

単位：kg

拠点等名	生産年翌年の1月1日～から1月末日まで						追加契約等 が必要である 数量	備考 (特記事項)
	対象 畑作物	産地	銘柄	販売契約数量 (は種前) を確定した数量 (追加契約 等なし)	追加契約等 を締結済で ある数量	追加契約等 の締結が確 実である数量 (需要者 の内諾済数 量)		
〇〇拠点							0	
××拠点							0	
△△拠点							0	
□□拠点							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
計	—	—	—	0	0	0	0	0

- 1については、畑作物の直接支払交付金（数量払）の交付申請数量を以下の(1)～(3)別及び産地別銘柄別に取りまとめ、その集計値を記載してください。
 - 集荷団体【全農系】とは、全農又はホクレン（北海道）に属する農協、経済連及び県本部等をいう（※ホクレン本部を除く。）。
 - 集荷団体【全集連系】とは、全集連に属する集荷業者、都道府県集連をいう。
 - その他集荷団体とは、農業者と出荷契約（売渡委託）を締結した全農及び全集連に属していない者をいう。
- 2～4については、需要者との販売契約を直接締結している前記(1)～(3)から提出された書類を産地別銘柄別に取りまとめ、その集計値をそれぞれ記載してください。
- 「販売契約数量（は種前）を確定した数量（追加契約等なし）」については、販売契約数量（は種前）の数量を変更せず確定数量とした場合、その数量を記載してください。
- 「追加契約等を締結済である数量」については、生産年翌年の1月末日までに追加契約等を締結した全ての数量を記載してください。
- 「追加契約等の締結が確実である数量（需要者の内諾済数量）」については、生産年翌年の1月末日までに追加契約等を書面上において未締結であるが、締結することが確実である全ての数量を記載してください。
- 「追加契約等が必要である数量」については、生産年翌年の1月末日までに追加契約等を書面上においても未締結であり、かつ、締結することが確実となっていない全ての数量を記載してください。
- 対象畑作物については、「春期には種する小麦」「秋期には種する小麦」「二条大麦」「六条大麦」「はだか麦」を記載してください。
- 当年産に係る数量払の交付申請が完了した場合、備考（特記事項）にその旨を記載してください。

畑作物の直接支払交付金（数量払）における令和●年産麦の販売契約数量等報告書(出荷（売渡委託）した数量）
 （生産年の翌年の3月5日時点）

令和●年●月●日

穀物課 経営安定対策室 御中

〇〇農政局生産部経営政策調整官
 北海道農政事務所生産経営産業部担い手育成課
 沖縄総合事務局農林水産部経営課

経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第1の1の(2)の②のアの(イ)の(注4)に基づく令和●年産麦の販売契約数量等（集荷後における契約（生産年翌年の3月5日時点））について、以下のとおり報告します。

農政局等名： ○○○○

1 農業者が集荷団体【全農系】、集荷団体【全集連系】及びその他集荷団体へ出荷（売渡委託）した数量

単位：kg

拠点等名	生産年の翌年の2月1日から3月5日まで							生産年の翌年の1月末日時点の計	当年産の計	備考 (特記事項)
	対象畑作物	産地	銘柄	集荷団体【全農系】①	集荷団体【全集連系】②	その他集荷団体③	計①+②+③			
〇〇拠点							0		0	
××拠点							0		0	
△△拠点							0		0	
□□拠点							0		0	
							0		0	
							0		0	
							0		0	
							0		0	
							0		0	
							0		0	
							0		0	
							0		0	
							0		0	
							0		0	
							0		0	
							0		0	
							0		0	
							0		0	
							0		0	
計	—	—	—	0	0	0	0		0	

2 集荷後における集荷団体【全農系】と需要者との直接販売契約数量

単位：kg

拠点等名	生産年翌年の2月1日から3月5日まで							追加契約等が必要である数量	備考 (特記事項)
	対象畑作物	産地	銘柄	販売契約数量（は種前）を確定した数量（追加契約等なし）	追加契約等を締結済である数量	追加契約等の締結が確実である数量（需要者の内諾済数量）	需要者との販売契約数量（集荷後）		
〇〇拠点							0		
××拠点							0		
△△拠点							0		
□□拠点							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
計	—	—	—	0	0	0	0	0	

